

(第一類 第八号)

第一百八十六回国会

農林水産委員会議録 第十号

平成二十六年四月十六日(水曜日)

午前九時一分開議

出席委員

委員長 坂本 哲志君

理事 北村 誠吾君 理事 谷川 弥一君 理事 大串 博志君 理事 石田 祝稔君 理事 秋本 真利君 理事 井上 貴博君 小里 泰弘君 川田 隆君 清水 誠一君 鈴木 審和君 武部 新君 中川 郁子君 福山 守君 築 築 和生君 渡辺 孝一君 築原 孝君 岩永 裕貴君 林 稲津 宙紀君 河野 烟 村上 樋口 正美君 大串 畑 江藤 林 玉木 雄一郎君 玉木 雄一郎君 玉木 雄一郎君 玉木 雄一郎君 玉木 雄一郎君 玉木 雄一郎君 同日 辞任 井上 貴博君 秋本 真利君 河野 正美君

齋藤 宮腰 光寛君 敏英君 俊郎君 道孝君 寶治君 一郎君 末吉 光徳君 俊輔君 奥原 一雄君 佐藤 一雄君 佐藤 進君 沼田 正俊君 沼田 正俊君 星野 一昭君 栗田 郁美君

岡田 則之君

石井 正文君

岡田 則之君

秋本 真利君

武井 俊輔君

<p

三 第二期南極海鯨類捕獲調査(JARPA II)に代わる次期捕獲調査計画の早期策定における準備態勢を整えること。

四 本判決で判示された基準を踏まえ、来季以降の南極海鯨類捕獲調査がその目的を達する上で合理的であると認められるものとするため、非致死的調査の利用可能性に関する分析、目標サンプル数の算出プロセスの明確化及び科学的成果の充実等について、必要な予算を確保し、早急に対応すること。その成果を元に調査計画を変更した上で、調査を継続実施すること。

五 調査捕鯨の副産物である鯨肉については、条約の趣旨に従い、従来通り適切に流通させること。また、学校給食を始めとする鯨肉販売の公益枠については、割引販売を継続実施するとともに、鯨肉流通関係者に不安が生ずることのないよう万全を期すること。

六 シー・エペードなどの過激な反捕鯨団体による危険な妨害行為は、昨年二月に米国裁判が認定したとおり、国際法の禁じる「海賊行為」であり、我が国国民の身体及び財産を侵害する行為として断じて容認できない。政府が妨害行為への対策を怠ってきたことが、計画に対する実際の捕獲頭数が減少することにつながり、ひいては本判決において目標サングル数と捕獲頭数との乖離を指摘され、目

に推進する」と。
右決議する。

以上です。
何とぞ委員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

ありがとうございました。(拍手)

○坂本委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。申しあげます。

○坂本委員長 起立総員。よつて、本件は本委員会の決議とすることに決しました。

を図るための交付金の交付に関する法律案の各案を一括して議題いたします。

各案審査のため、本日、政府参考人として農林省大臣官房総括審議官荒川隆君、大臣官房総括審議官松島浩道君、大臣官房統計部長小風茂君、生産局長佐藤一雄君、経営局長奥原正明君、農村振興局長三浦進君、林野庁長官沼田正俊君、内閣官房内閣審議官瀧谷和久君、外務省国際法局長石井正文君、国税庁課税部長岡田則之君及び環境省自然環境局長星野一昭君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

○坂本委員長 ありがとうございます。

大臣から発言を求められておりますので、これを許します。農林水産大臣林芳正君。

○坂本委員長 ありがとうございます。

広がり、実際に農業所得は二十年間で半減するに至っております。実際に今農業を営んでおられる方々の中にも、将来農業を続けていくことに少なからぬ不安を感じながら日々農作業を向き合つておられるのが現状ではないかと思われます。

そのような中、我が党は、昨年、農業・農村所得倍増目標十カ年戦略を策定いたしました。十五ヵ年戦略は、そのまま昨年の参議院議員選挙において我が党の公約になり、選挙の結果、私たち自由民主党は国民の皆様より多くの議席を与えていただけ、ねじれ国会を解消いたしました。

そして、十ヵ年戦略は、安倍政権の成長戦略に組み入れられ、政府・与党一体となつて取り組むべき戦略と位置づけられ、我が国の農政の向こう十年の指針となりました。

今、我が国の農業は一大転換期を迎えておりまして、今この農政改革をなし遂げなければ日本の農業に未来はありません。これに関する一つ一つの法律を成立させるという強い決意を持つて質問に立たせていただきますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

私は地元北海道は、我が国の食料基地の務めを果たしてまいりました。しかしながら、農業が未來に向けて魅力ある産業でなければ、農家の後継者たる子弟にとっても、また外部から新たに参入する方にとっても、将来にわたって真剣に農業に取り組んでいこうという意欲につながらないのではないかと考えます。

一般、地元のある酪農家の方に伺つたお話をあらいますが、この方は五十代のお父さんで、おじい様、そしてそのお父さん、息子さんと三世代で営農されています。若い二十代の息子さんの収入は五万円だということあります。朝から晩まで牛の世話ををして、年ごろなのに彼女もできない、彼女ができても月収五万円では結婚もままならないと嘆いておられました。これは地元の話であります

七 副産物収入で調査研究費をまかなう枠組みによる調査継続には限界があることから、国の責務として調査捕鯨を位置付け、国による安定的な財政支援を行うこと。

八 捕鯨が我が国固有の伝統と文化であること、に鑑み、今後における我が国捕鯨政策について、条約からの脱退を含むあらゆるオプションを実行する決意をもつて策定し、強力

○坂本委員長 次に、内閣提出、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案の発揮の促進に関する法律案及び農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律案及び野党提出法案の審議に際しまして、質問の機会を与えていただきました委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○坂本委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり

○坂本委員長 御異議なしと認めます。よつて、次これを許します。堀井学君。

○堀井委員 おはようございます。自由民主党の堀井学でございます。

本日は、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律案並びに農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律案及び野党提出法案の審議に際しまして、質問の機会を与えていただきました委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

質問に先立ちまして、まず申し上げたいことがあります。私は、ただいま審議されている政府提出の両法案は、我が国の農政改革の初めの一歩であるということあります。

今日まで、我が国の農業、農村は、国民に安心で安全な食料を安定的に供給するという食料安全保障の役割を果たすとともに、我が国の美しく豊かな自然や国土を守り、日本固有の歴史、伝統、文化を育んでまいりました。

しかししながら、今、全国各地の農村に目を向けますと、高齢化や担い手不足の中で耕作放棄地が

す。

そこで、大臣にお伺いしたいと思います。

このたびの一連の農政改革では、いかにして農業が担い手を引きつけるものとなるように取り組んでいくのでしょうか。また、どのように構造改革や競争力強化を図らうとしているのでしょうか。御所見をお伺いしたいと思います。

○林国務大臣 今回の農政改革の趣旨でございますが、やはり農業、農村の実情、今少し委員もお触れいただきましたけれども、経営所得安定対策、米政策の見直し等々によって、やはり経営マインドを持ってやる気のある担い手、これが創意と工夫をもつて、国内の新たな需要、それから世界の食市場、これは十年で倍になると言われておりますが、こういうところに果敢に挑戦して、その努力が報われるような農業をつくり上げていく

ということに眼を置いています。やつてもやらないとも一緒に、将来尻しばみであるということであれば、先ほど五万円の方のお話がありましたが、ずっと五万円だという状況なのか、自分で頑張れば、これが十万、二十万と上がっていく、そういうことに思つてか、岐路に立つてはいる、こういうふうに思つておりまして、もちろん後者を目指していく、こういうことにしたわけでございます。

そういう魅力を持つた農業をつくっていくことによつて、今携わっている方は当然であります。それが、新しい若者や女性、こういう方々を引きつけ、多くの方々が農業に従事してもらうことになる、こういうふうに考えております。

この改革を、そういった意味でも着実に実行をしていかなければなりません、チャレンジする人を後押しすることを通じて、大きな潜在力を持つてはいる国内農業、この潜在力を最大限に引き出して、強い農林水産業、それと同時に、美しく活力ある農山漁村を実現してまいりたいと思つております。

○堀井委員 ありがとうございました。

続きまして、一般の日豪EPA交渉の大筋合意

について、おかげさまで粘り強い交渉を重ねてくださいましたと、国内市場に対する影響を最小限に抑える、実際に内容を伴った結果を導き出してくださつたと理解をしております。

農業以外の分野も含めたぎりぎりの交渉の中で、農業分野では、セーフガードの導入を初め、他国とのEPA交渉では見られない合意内容を取りまとめたことは、まさに我が国の農業を守る内容であったと感謝をいたします。

しかしながら、その一方で、先ほどの酪農家とお目にかかる折には、この合意によつて、将来に不安を感じ、離農する人が出るのではないかとのお話もあります。私たちは、正しい情報を得て、評価できる内容と理解しているのですが、どうも地方の農家の皆さんにはそのように伝わっていなかなか避けられることかもしれません

が、その見出しのイメージだけを生産者の方が持つておられる、今、まさに堀井先生がおっしゃつたようなことになります。

政府におかれましては、より積極的に合意内容の細かい部分についてもPRされではいかがかとお考えますが、いかがでしょうか。

○林国務大臣 まずはこの内容でござりますけれども、この農林水産委員会でも決議をいたいでおりますので、その決議を踏まえて、豪州、これはまさにケアンズ・グループの中心で農作物の大輸出国でありますから、なおさら、政府一体となって、交渉期限を定めず、粘り強く全力で交渉を行つてきましたわけでございます。

米については関税撤廃等の対象から除外をす

る、麦、それから砂糖、バター、脱脂粉乳につい

ては将来の見直し、再協議ということですが、一定の柔軟性を得たため、今回の大筋合意に至つたところでございます。

また、牛肉についても、冷蔵、冷凍を分けた、

それからセーフガードをつけた、そして長期、十

五年、十八年といった削減期間を設けたというこ

とで、一定の柔軟性が得られ、国内畜産業の健全

な発展と両立し得る内容になつておる、こういうふうに申し上げておるところでございます。

今申し上げたように、いろいろなものが総体としてこのEPAの中身になつておりますが、どうしても報道は途中経過も含めて見出しが躍る、これはなかなか避けられないことかもしれません

が、その見出しのイメージだけを生産者の方が

でしつかりとこの説明を、全体的なパッケージとして今から説明をしなければならないというふうながつたりしないかと懸念されます。

政府におかれましては、より積極的に合意内容

の細かい部分についてもPRされではいかがかとお考えますが、いかがでしょうか。

○堀井委員 ありがとうございます。

私はこの内容でござりますけれども、この農林水産委員会でも決議をいたいでおりますので、その決議を踏まえて、豪州、これはまさにケアンズ・グループの中心で農作物の大

輸出国でありますから、なおさら、政府一体と

なつて、交渉期限を定めず、粘り強く全力で交渉を行つてきましたわけでございます。

米については関税撤廃等の対象から除外をす

る、麦、それから砂糖、バター、脱脂粉乳につい

ては将来の見直し、再協議ということですが、一

定の柔軟性を得たため、今回の大筋合意に至つたところでございます。

また、牛肉についても、冷蔵、冷凍を分けた、

それからセーフガードをつけた、そして長期、十

五年、十八年といった削減期間を設けたというこ

とで、一定の柔軟性が得られ、国内畜産業の健全

な発展と両立し得る内容になつておる、こういうふうに申しますと、國內市場に対する影響を最小限に抑える、実際に内容を伴った結果を導き出してくださつたと理解をしております。

こうした方々が面積規模をすぐに大きくすることは難しい面もあると思われますが、今回の改正案における対象者要件の見直しの意義や期待される効果などをどのように考えていらっしゃるのか、お伺いをしたいと思います。

○奥原政府参考人 担い手経営安定法の対象者の問題でございます。

我が国農業を安定的に発展させ、国民に対する食料の安定供給を図つていただくためには、これは食料・農業・農村基本法の第二十一条に規定をしておりますが、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う、そういう農業構造を確立することが重要であるというふうに考えております。

この制度の実現に向けて取り組んでまいりたいと思つております。

また、来週には、アメリカ大統領の来日も予定されております。TPP交渉についても注目が集まるところですが、日豪EPAとTPP交渉は同じではない。衆参両農林水産委員会の決議を守り抜き、国内外に日本の現政権は外交においても強い交渉力を持つているということを示すとともに、国内での農政改革に一層の弾みのつく交渉結果をぜひ皆さんでから取つていこうではありませんか。

次に、担い手経営安定法案についてお伺いをしたいと思います。

担い手の対象を集めることが重要である一方で、北海道でも、新規就農の方や六次産業化によって高度化に取り組む方など、面積規模が小さくてもこれから頑張ろうという農業者もたくさんいらっしゃいます。

そこで、この制度改正是、このゲタ対策、ナラシ対策の対象者の要件につきまして、現行は認定農業者と集落営農でございますが、これに加えまして、認定を受けた新規就農者も対象に加えております。

それから、もう一つ御指摘いただきましたように、規模要件については課さないということにしてございます。この規模要件を課さないことにいたしましたのは、面積規模が小さくても、例えば、収益性の高い作物を組み合わせて複合経営にするあるいは販売、加工を含めた六次産業化に取り組むということであれば、所得は相当上がつてしまりますので、そのことも考慮して規模要件は課さないということにしたものです。

これによりまして、効率的かつ安定的な経営体になることを目指して経営改善に取り組む農業者は、市町村の認定を受けて認定農業者になれます。

ば、当然対象になります。それから、新たに農業に取り組もうという青年等につきましては、これも市町村の認定を受けて認定新規就農者になれば、これも対象になります。それから、さらに、複数の農業者の方が参加をして集落営農を組織し、規約を明らかにして、共同で販売経理をやつていただければ、これも対象になることになります。

したがいまして、将来に向けて農業で生計を立ててやっていく、こういう意欲と能力のある農業者の方であれば、経営規模あるいは年齢等にかかわらず、幅広くこの対策に加入できるようになりますので、こういった担い手の方が自分たちの創意工夫で経営を発展させていただいて、我が国農業、農村の活性化につながるものというふうに考えております。

○堀井委員 ありがとうございました。

次に、飼料用米についてお伺いをいたします。

私の地元にも、厚真町というところでありますが、米づくりが盛んなところがあります。飼料用米に取り組むことについて、近くでつくる食用米への影響や、飼料用米を食べさせた豚の肉や鶏の卵への影響を心配される農業者の方もいらっしゃいます。

この点について、研究や指導の現状について教えていただきたいと思いますし、また、例えばスペインのイベリコ豚などはドングリだけを食べさせて大麥高付加価値の肉を生産していると聞きましたが、飼料用米について、何かデータの裏づけがあるのでしようか。あわせてお伺いをしたいと思ひます。

○佐藤政府参考人 お答えいたします。

今先生から御指摘いただきました飼料用米ですが、これは、家畜にとりましてはトウモロコシと同等の栄養価を持つ優良な飼料穀物でございますが、飼料を大量に給与する場合には、やはり給与方法に注意をしたり、あるいは畜産物の品質に変化が生じるといったことに留意する必要があるというふうに考えております。

具体的に申し上げますと、牛の場合でございま
すが、加工した餌米は消化速度が速いとい
うから、餌米の多給で消化器の障害を起こすと
いったようなおそれがござりますので、餌米への
切りかえをゆっくりと行って、粗飼料を十分給与
するということで防止することが可能であると
いつたような報告がなされているところでござい
ます。

また、豚にとりましては、餌米は、トウモロコ
シと比べてオレイン酸が多くて、リノール酸が少
ないという特性を有しております。このため、
豚肉の脂肪組成や脂肪融点というものが変化いた
しまして、枝肉の性状が向上、あるいは枝肉評価
が高くなるといったような知見が得られていると
ころでございます。

また、鶏では、黄身が薄くなりまして、レモン
イエロー、淡くなるといったようなことが挙げら
れます。これがにつきましては、パプリカといっ
たものを補填することによりまして、色素の補正
が可能だといったような知見が得られていること
ろでございます。

こうしたもろもろの知見につきまして、餌米の
利用に当たつて留意すべき点をQアンドAにまと
めまして、関係団体に通知しまして、また農水省
のホームページに掲載することなどによりまし
て、周知を図っているところでございます。

また、こうした餌米を食べさせた畜産物につき
ましては、その特徴を売りにしたブランド化と
いったものが今広がっているところでございまし
て、先ほど申しました豚でいきますと、脂肪中の
オレイン酸の増加をアピールするといったような
こと、あるいは卵につきましては、むしろ、黄身
の色がレモンイエローに、淡いことになつたこと
で差別化して売り出しているものが出ておりまし
て、農水省といたしましては、こうした取り組み
をしっかりと支援していきたいと考えているところ
でございます。

いと思います。
多面的機能支払いは、地域政策として行うこととされていますが、構造改革を後押しする効果があると認識をしております。多面的機能支払いは、農業の構造改革にどのように役に立つのか、お伺いいたします。
あわせて、私の地元の胆振、日高という地方では、稻作や畑作だけでなく、果樹栽培や園芸農業に取り組んでいる農業者も多くいらっしゃいます。果樹栽培や園芸農業についても、多面的機能支払いによつてしっかりと支援すべきと考えますが、いかがでしょうか。御見解をお伺いいたします。
○三浦政府参考人　お答え申し上げます。
近年、農業者の高齢化等によりまして、地域の共同活動で支えられてきた水路や農道等の維持管理に困難を来すようになります。
他方、担い手にとりましては、こうした施設を単独で維持管理する負担の増大がネックとなつて、規模拡大を進めることができないというふうとも懸念されるところでございます。
多面的機能支払いは、農業者のみならず、地域住民等も含めて、地域全体で水路、農道等の地域資源の管理を支える共同活動に対して支援を行つて、広く国民がその利益を享受している多面的機能の適切な発揮を促進するものでございます。
本制度の支援を通じまして、担い手は、こうした施設の維持管理に係る負担が軽減されて、規模拡大を推進しやすくなるということから、構造改革を後押しする効果を有するものであると考えております。
また、果樹栽培や園芸農業についてでございますけれども、多面的機能支払いのうち、農地維持支払いは、農業者のみの活動組織でも取り組めるようになりますとともに、農業生産の維持に必要な水路の泥上げですか農道の草刈りですとか、そういう基礎的な保全活動を支援するなど、これまでの農地・水保全管理支払いと比較して、取り組みやすい仕組みとしているところでございます。

す。このことによりまして、果樹栽培ですか園芸農業に取り組む地域におきましても、例えは、園内の農道ですとか排水路の管理、鳥獣害防護柵の設置、管理等、農業者が行う共同活動が支援の対象となり得ると考えております。

今後、こうした果樹栽培、園芸農業の地域も含めまして、多面的機能支払いの取り組みが幅広く取り組まれることとなるよう、制度の周知徹底に努めてまいりたいと考えております。

○堀田委員 ありがとうございました。

次からは質問ではございませんので、御答弁は結構であります。提案であります。

雪が多い北海道では、農業を営む上で、農道などの除雪を共同で行なうことが欠かせません。このような、地域によって対応すべき課題は異なることから、多面的機能支払いは地域の実態に応じて柔軟に活用できるようなものにすべきと考えておりますので、これは提案とさせていただきたいと思います。

また、農村において過疎化、高齢化が進んでいる現状を鑑みますと、多面的機能支払いが広く活用されるようにするために、申請書類の作成等の事務負担を軽減することも一つの方法と考えます。実際の制度の運用に際しまして、このように、ケースに応じて細かな御配慮をいただきますようお願いを申し上げます。

農政改革は待ったなしの状況であります。私は、日本の農業を成長産業へ育て、所得を倍増させ、担い手に魅力とやりがい、希望を与えていかなければなりません。

また、時期を同じくして、農業に携わる全ての関係団体が、同じように組織の改革方針を打ち出し、政府の成長戦略の柱と位置づけられた農政改革に一丸となつて取り組む決意と覚悟をお示しいただいております。

農業 農村所得倍増目標十力年戦略は歴史の必然であります。この戦略を力強く推し進めていくことと、このたびの政府提出両法案を一日も早く

成立させ、実行に移していくことが、日本の農業を守り、成長させることと確信をいたすものであります。

引き続き、農林水産関連施策の推進に私も全力で取り組んでまいることをお誓い申し上げ、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○坂本委員長 次に、石田祝穏君。

○石田(祝)委員 公明党の石田祝穏です。時間も限られておりますので、早速質問に入りたいと思います。

まず、先週末からの鳥インフルエンザにつきまして、ただいまの現状はどうなっているのか、このことについて、また対応についても簡単にお示しをいただきたいと思います。

○小里大臣政務官 十三日に、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の発生が確認されました。農水省としては、熊本県、関係府省庁と連携をして、スピード感を持って初動対応を行つてきましたところです。また、それ以上に、県初め現場がさらにスピード感、ボリューム感を持つて対応していただいているな、そんな印象を持っています。

昨日、公明党の鳥インフルエンザ対策本部から、感染拡大防止対策の徹底、早期発見、通報体制の整備等の実施について申し入れをいただきました。まだこれからです。油断はなりませんから、早期内に本病を封じ込め、第二、第三の発生事例を出さないために、油断なく、さらに関係省庁と連携しながら、そして、何より県や現場と連携をしな

がら、全力で対応してまいりたいと存じます。申しあれをさせていただいたことは、今政務官から御紹介があつたとおりでございます。

実は、四年前の口蹄疫、ちょうどあれも四月を終わらせていただきました。ありがとうございます。

○坂本委員長 次に、石田祝穏君。

○石田(祝)委員 公明党の石田祝穏です。言われてもやむを得ないような対応で、結果として、牛と豚約三十万頭を殺処分して埋却した。こ

ういう苦い思い出がありまして、その後、やはり初動が大切だということ、大変大きな教訓になつた。

また、それと同時に、通報していただくときには、農家の方がすぐやるために、自分のところの経済ということも当然考えていますから、そこ

の支援ということで、やはり家伝法の改正、こういうもので、今回もほぼ全額、患畜、疑似患畜についてもお金が出る、こういうものが早期の通報につながり、初動態勢につながつた、こういうふうに私は思つております。

その意味で、まだ油断することは当然できませんけれども、しっかりとこれはやつていかなきやならない、こういうふうに思つております。

続きまして、調査捕鯨について、ただいまも委員会決議をいたしましたが、この点につきまして、きょうは外務省に来ていただいております。

まず第一点、確認は、三月三十一日のI C Jの判決の及ぶ範囲について、どういうふうな範囲にまで及ぶのか、このことを、きょうは外務省の国際法局長に来ていただいておりますから、お示しをいただきたいと思います。

○石井政府参考人 お答え申し上げます。

本件の訴訟における紛争の主題は、第二期南極海鯨類捕獲調査、いわゆるJ A R P A IIでございます。

一方、判決文には、国際捕鯨取締条約第八条のものとのいかなる将来的な許可を与える可能性を検討する際にも、日本は本判決に含まれる理由

づけ及び結論を考慮することが期待されるというふうに述べられております。

あくまで一般論で申し上げますと、八条のものでのいかなる将来の許可と書いてございます以上、この中に、南極海におけるもののみならず、北西太平洋その他におけるものも含むと解釈されだつたと思います。

そこで、これをどのように解釈するかも、我が國が大切だということ、大変大きな教訓になつた。

また、それと同時に、通報していただくときには、農家の方がすぐやるために、自分のところの経済ということも当然考えていますから、そこ

の支援ということで、やはり家伝法の改正、こういうもので、今回もほぼ全額、患畜、疑似患畜についてもお金が出る、こういうものが早期の通報につながり、初動態勢につながつた、こういうふうに私は思つております。

その意味で、まだ油断することは当然できませんけれども、しっかりとこれはやつていかなきやならない、こういうふうに思つております。

これについて、裁判というのは、当然、起こしたことに対する、その提起内容について判決を下すというのは、これは普通ですよね。主文でもそ

うなつている。その主文の前段階のところにそういう意見が述べられている。これは私も見せていただいたんです。

これが現実に、考慮すべきというところがほかの地域にも影響を及ぼすのかどうか、こういうところが、今精査しているということだろうと思いま

すけれども、ただいまの外務省の国際法局長の答弁もござりますけれども、実は、四月の二十二日

日に、北西太平洋に向けて、鮎川ですか、そこから出港の準備をしている、こういう状況であります。

ですから、こういうものを踏まえて、二十二日というと、あと六日しかないわけですから、この

ところに許可書を日本政府が出すのかどうか、このことが問われているわけであります。この点について、林大臣はどのようになさるのか、お聞きを

第二期南極海鯨類捕獲調査、J A R P A IIであると認識しているものの、判決は大変分厚いものでございます。引き続き、早急に精査をしなければならないと思つております。

この精査をする場合には、今先生からもお話をありましたように、四月二十二日鮎川出港に向けて準備を進められておられる、そういうことも念頭に置いて、しっかりと対応していきたい、こう

いふうに思つております。

○石井(祝)委員 今、いつまで検討するんだといいます。

現在、政府といたしましては、この点も含めまして、判決の内容及び今後の対応に与える影響につきまして、引き続き、慎重に精査をしていようと

いきます。

そういう中で、精査をするのはわかりますけれども、結局、英文で書かれている、エニー・フューチャー・ペーミツツ、このところをどう読むか、こういうところだろうと思います。

これは、どこかで決断をしないと、そうではないかというふうに日本が思つて、これをやめてしまつたら、では、この判決を受けて、もう一切で

きないと日本が判断をして出さなかつた、そう受けとめたということになりますよね。そうすると、事態が変わらない限り、何か新たな計画をつくりて了解を得ない限り、J A R P A IIそのもの以外にも出せない、こういうことを日本の判断で決めた、こうなつてしましますよね。

ですから、このところを、私たちは、きょうの決議とは別に、昨日も官邸に参りまして、官房長官に、今回のこの委員会決議の趣旨プラス北西太平洋への出港を早く認めるべきだ、許可書を出すべきだ、こういう趣旨の申し入れもいたしました。

ですから、大臣、しっかりと取り組むのはいいですけれども、それはしっかりとやつていただくのは当然なんですが、準備をして、今か今かと、東北が被災を受け、三年ぶりですか、六日後に出

そうというわけでありますから、そのところをお考へいただかない、これは大きな、もうこれ弁がありましたように、本件訴訟の紛争の主題は

から明確に許可が得られるまで全く調査捕鯨が出来ない、こういうことになると思うんですが、いま一度御答弁をお願いします。

○林國務大臣 今お話をありましたように、公明党の皆さんが官邸に行かれて、というお話を承知をしておるところでございます。

また、昨日は、関係者の皆様が大臣室にお見えになりましたして、この間の調査捕鯨から帰つてこられた船長さん方も一緒になつて、帰つてこられております。ちょうど下関に帰港されたときにこの判決のニュースも聞かれたということで、既に離職者が始めている、こういうお話を聞かせていただいたところでございます。

また、今度の鮎川は今お話があつたような地域である、こういうこともござります。もう少しさかのばりますと、私も、この職にある前から、自民党的捕鯨議員連盟の幹事長として、IWCに何度も行かせていただいております。いろいろな事実関係も承知しておるつもりでございますので、なるべく早く検討結果を出して、しっかりと送り出していくような体制をつくつていただきたい、こういうふうに思つておるところでございます。

○石田(祝)委員 今大臣が最後に、送り出す体制をつくりたいということをおつしやいましたので、そういうことかな、こういうことで、きょうはこの程度にとどめたいと思います。

石井局長は、もう結構でございます。

続いて、法案審査の件で御質問いたしたいと思います。

四月九日に、私も参加をさせていただきましたが、新潟で地方公聴会を行いました。四名の公述人の方から極めて示唆に富んださまざま発言もございまして、我々もいろいろな角度から質問もさせていただいたところでございます。

会議録もできるでしようから、今回、正直、戸別所得政策について、評価する声もあつたことは事実であります。これは言つておかぬきやいけないと思います。しかし、これはいつまで続くのか

など思いながらやつてはいたとか、まあ、もらえたものはもらつておこうという感じの受けとめ方の方もいらっしゃいました。

そういう中で、今回民主党さんも法律を出されただけですが、私たちが野党の時代に、私はこの委員会で民主党の三人の大臣に、赤松大臣、山田大臣、鹿野大臣それぞれに、法律にするのかといふことをずっと聞き続けてまいりました。それぞれの大臣は、法定化する、こういう御答弁でありましたけれども、結局、政権のときにはそれが法律として出てこなかつた、こういう事実がございました。

その後、今回ということになりましたので、これは、遅まきながらとはいえ、出されてきたといふことは敬意を表しますけれども、それが今の時代のこれから農業政策でいいのかどうか、こういうことはまさしく議論になるだろうということです。

そういうことで、今まで公聴会というと、どちらかというと、聞いて終わる、こういうことは間々あつたと思ひますけれども、今回は非常に有益な意見が多かつたと思います。ですから、私は、あえて公聴会の中から何点か御質問をさせていただきたいというふうに思います。

一つは、こういう御意見がありました。中山間直接支払い、これは非常にいい、そういう中で、そういうことかな、こういうことで、きょうはこの程度にとどめたいと思います。

石井局長は、もう結構でございます。

続いて、法案審査の件で御質問いたしたいと思います。

一人の農業者が余りたくさん交付金を受領するということについては国民の理解が得られにくいであろうことがまずあつたことがござります。加えて、全国の市町村へのアンケート調査でも、百万円以下の上限を設けるべきであるという回答が多かつたということがござります。

その後、制度創設後十年を経て、制度が定着をする中で、平成二十一年度から第三期対策に移行するに当たりまして、受給限度額に役員報酬あるいは共同活動による日当を含まないこととするなどの要件緩和は行つてきたところであります。

本年度は、第三期対策の最終年を迎えます。平成二十七年度からの次期対策に向けまして、今期対策の評価等を行つてあるところであります。今後の次期対策に向けた検討の中で、御指摘のような趣旨等も踏まえて、論点の一つとして取り上げてまいりたいと存じます。

○石田(祝)委員 それはよろしくお願ひしたいと思います。

続いて、戸別所得補償給付金の課税問題についてお伺いしたいと思います。

これは、政権交代を二十一年にいたしまして、二十二年から民主党政権下でモデル事業としてやる。そのときに、私は当時の赤松大臣に、この給付金というものは課税はどうなるのか、こういうことを質問いたしました。そのときには、大臣は、当然課税される、こういうお答えでしたが、私は、そうじゃないだらうといいますか、もうちょっと丁寧に言つたんだけれども、やはりこれは別の制度でちゃんとできるのではないか、こういう話をしまして、当時の山田副大臣が答弁訂正のような形をなさいました。

それで、私は、いわゆる準備金として、非課税万円の壁がある、こういうお話をありますて、今後今回の法定化をする予定の中で、どういうふうにこういうところを変えていこうとしているのか、御答弁をお願いします。

○小里大臣政務官 御指摘のとおり、制度の創設当時から、農業者一人当たりの受給額の上限を百万元と設定しているところであります。

これは、この制度を導入するに当たりまして、

足なのか、それとも、制度がいつの間にか変わつてしまつたのか。

これについて、きょうは国税庁から課税部長に来ていただいておりますので、この給付金が、いわゆる準備金という形での扱いであれば、課税されるのか、されないのか、そこを明確にお答えいただきたいと思います。

○岡田政府参考人 お答えをいたします。

経営所得安定対策交付金の課税問題ということでお答えをいたします。

こうした者が、平成十九年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に経営所得安定対策交付金の交付を受け、その金額を農業経営基盤強化準備金として積み立てたときには、一定の要件のところで、その積み立てた金額を、事業所得の金額もとで、その積み立てた金額を、事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することができるということで、その限度においては課税されないと

うことになります。

○石田(祝)委員 これは、農業者の方が確定申告をする、そのときに確定申告の書類を持っていきますよね。そうしたら、税務署で受け付ける人は、いや、こういう制度があるんですよ、もう一回ちゃんとつくり直したらどうですかと、そこまで親切にしていただいているとはなかなか私は思えないんです。来たものが間違つていなければ、そのまま受け取る。そこにこういう制度があるんですよ、こういうことは、税務署の窓口ではそこまではなかなかやつていただけないだろうと。

ですから、これは、こちら側が農業者の立場に立つて、こういう制度があるということをしつかりPRしていただかないといふか、せつからお金が来たんだけれども税金で持つていかれちゃつた、こういう認識になつてしまつてゐるんですね。

ですから、これは副大臣にお答えいただけだらうと思ひますけれども、この給付金についてだけでも税金で持つていかれちゃつた、こうは、額は減るといえども、まだこの何年間かは続くわけでありますから、そのところの徹底をぜ

ひお願ひしたいんですが、これはどうでしょ
か。

○江藤副大臣 まさに先生のおつしやるとおりだ
と思つております。

平成二十四年度運用件数は一万二千六百三十八
件ということです。平成十九年と比べ
て、平成十九年が三千三百九十一件ですから、非
常に人気があつて、実績ベースでは伸びております
けれども、公聴会でそのような御意見が出たと
いうことは、我々はやはり真摯に反省材料として
受けとめなければならぬ、周知徹底に努めてま
いりたいと考えております。

○石田(祝)委員 よろしくお願ひをいたしたいと
いうふうに思います。
もう時間がございませんので、あと何点か質問
が残りましたが、また後日に譲ることとします。
一点だけ最後に申し上げたいと思います。

昨日、大臣も自由民主党のTPPの会合に行か
れた、こういうことが、けさの農業新聞を私は見
てきたんですが、大臣に最後に御決意を、これは
質問通告しておりませんが、大臣の発言をけさの
新聞で拝見いたしました、やはり大臣としては、
委員会決議は守る、こういうスタンス、少なくとも
も日豪EPA以下にはならない、以下というか以
上というか、それが最後の線だ、こういう御認識
でよろしいかどうか、最後に御答弁をお願いしま
す。

○林国務大臣 昨日の五時から自民党の対策本部
の委員会が開かれまして、この委員会終了後、即
出席をしてまいりました。
そこで申し上げたことは、やはり衆参の委員会
の決議、また党の決議、これを踏まえてしつかり
とやる、このことはもうずっと言い続けてきたこ
とであつて、変えずにやつていきたい、こういう
ことを申し上げましたので、ここでもそういうふ
うに申し上げたいと思います。

○石田(祝)委員 どうもありがとうございました

（）

○坂本委員長 次に、篠原孝君。
○篠原委員 民主党的篠原孝でございます。
質問の時間をいただきまして、ありがとうございます。
冒頭、二つのことを申し上げたいと思います。
一つは、石田委員も触れられましたけれども、
鳥インフルエンザの対応でござります。初動が大
事だというのは、そのとおりでございます。初動
も大事ですけれども、その後のフォローアップも
大事として、私は、副大臣として口蹄疫の対応を
いたしました。そこそこわかつておつたので、
ちゃんとできただんじやないかと思います。この後
の対応もきちんとやつていただきたいと思いま
す。現場の皆さん方も不安でおののいていると思
いますので、しっかりと対応していただきたいと思
います。

それからもう一つ、おわびでございます。質問
通告をいっぱいしたんですが、私は、時間がなく
て、今までのこの法案の審議を全部見たりしてお
りませんでした。質問通告してから読ませていた
だけまして、ダブつてあるようなものは、よくな
いので省かせていただきます。抜ける質問があり
ますので、それは御了承いただきたいと思います。

まず、法案、扱い手経営安定新法だか何法かわ
かりませんが、扱い手経営安定法と略称されるそ
うです。

これを見て、平凡な名前ですね。内容を的確に
表現しているのかどうか、よくわかりませんけれ
ども、農家は、今、石田委員も、戸別所得補償の
評価があつたと。農業戸別所得補償が定着して
いるんですね。どうして名前にこだわって、変
えたりするのか。

かつて、六次産業化法案というときも、六次産
業という名前を使うのは絶対嫌だという党があり
まして、私はそういうのはよくないと思うんで
す。環境行政とか農政とか、国民一般大衆に必要
な政策というのは、わかりやすい名前で、そして
資料をつくられて、小沢当時の代表とのやりとり

浸透している名前を使うことが大事なん
じゃないかと思います。

資料をいっぱい用意してありますので、一ペー
ジ目のところを見ていたらいいんです。

民主党の七年半ほど前の、それほど大したこと

ないです。が、機密資料でございます。私がつくり
ました。名称をどうするかというのを徹底的に議
論してたんです。名称論争は、赤澤委員とそれ
から玉木委員で委員会でやつてきましたね。これ
はちゃんと考えていただきたいと思って、参考に
いたしました。そこそこわかつておつたので、
私は、これだけしつこく、いつものとおりです
けれども、調べたんです。これは何かというと、
何回と書いてあるのは、農林水産委員会でどれだ
けこの用語が使われたかということなんです。過
去の事例を調べなければいけません。でたらめに
使つてもらつちゃ困るんです。直接支払い五十年
というのはそういうことです。それで、直接所得
補償とずっと書いてあるその右側は、ヤフーでも
グーグルでも、どつちを使つたか忘れましたけれ
ども、ともかく、どれだけ言葉があるかということ
が出てきましたね、検索すると。その回数です。
そして、アメリカのUSAヤフー、こつちはヤ
フーを使いました、ダイレクト・インカム・コン
ペニセーション、直接所得補償と。

では、世界的にもどの用語が使われているかと
いうことで、そしてさんざん考えて、農家にもわ
かりやすいということで、小沢代表ですが、かな
りしつこい方でして、僕の言うことをなかなか聞
いてくれないんです。だから、何回も資料を持つ
ていては、やりました。これが最終ペーパー
で、ここで農業戸別所得補償と決ましたんで
す。そこでせつかく定着してきているのに、何か
平仮名前に変えたりするというのはやはりよく
ないと思うんです、姿勢として。

大臣、この点をどのようにお考えになつておら
れますでしょうか。

玉木議員が与党時代の委員会でのやりとりや、
そのことに御言及された四月一日の本委員会にお
いてもそういう御議論があつたところでございま
す。

玉木議員が与党時代の委員会でのやりとりや、
そのことに御言及された四月一日の本委員会にお
いてもそういう御議論があつたところでございま
す。

経営所得安定対策は、今回、農政改革をするに
当たつて、やはり米について、国境措置が十分
にあって、いわゆるゲタを履かせる必要がないと
いうことでござりますので、この交付金は、単価
を削減した上で、経過期間を設けて廃止する。そ
れから、全ての販売農家を対象というところか
ら、意欲と能力のある扱い手に対象を限定すると
いうことでござります。しかし、中身も変わつて、
これから、全農の販売農家を対象というところか
ら、意欲と能力のある扱い手に対象を限定すると
いうことでござります。このことでも、仕事の仕事
を一緒にした局長もおられます。この人たち、立派なん
ですけれども、仕えているような雰囲気で仕事を一緒
にした局長もおられます。立派なん

（）

も御披露いただきましたが、さすがに篠原先生が
おつくりになつた中にも戸別という字が出てこな
いというところがありますので、やはり御苦労さ
れたんだろうな、こういうふうに思いながら聞い
ておつたところでございます。

これは、制度の中身というよりは名前の問題で
ございます。

政権交代前後でいろいろな議論が行われてきた
ことは御案内のとおりであります。名称につい
ては、そういう議論の中でも、交付単価が全国一
律であるので、戸別の販売価格やコストを踏まえ
て算定しているわけではないということ、それか
ら、所得補償という言葉は、対象になる農業者を
ほかの農業者や商工関係者に比べて特別有利に
扱つてあるといふ誤解を生むおそれがあること
等々、制度の実態を適切に反映したものではな
い、こういう御議論があつたところでございま
して、政権交代後の平成二十五年度に、誤解を生む
おそるのない経営所得安定対策という名称に変更
をしたところでございます。

玉木議員が与党時代の委員会でのやりとりや、
そのことに御言及された四月一日の本委員会にお
いてもそういう御議論があつたところでございま
す。

経営所得安定対策は、今回、農政改革をするに
当たつて、やはり米について、国境措置が十分
にあって、いわゆるゲタを履かせる必要がないと
いうことでござりますので、この交付金は、単価
を削減した上で、経過期間を設けて廃止する。そ
れから、全ての販売農家を対象というところか
ら、意欲と能力のある扱い手に対象を限定すると
いうことでござります。このことでも、仕事の仕事
を一緒にした局長もおられます。立派なん

だから、水田の有効活用はいいんです。いいんですけども、さつき言いました、麦、大豆、ソバ、菜種をつくるんですよ、飼料作物も。

そして、飼料米。この件については、皆さんいっぱい聞かれてるのでやめます。我田引水的な変な、つづいたら幾らでもつつき通すことができる、去年十二月のシミュレーションですね、集落でやると一三%収入があふえるとかいう。これは、もう皆さん指摘するのでやめますけれどもね。

一番単純なのは、餌をいっぱい輸入しているんです。だつたら、米にこんなにこだわなくて、トウモロコシとかをつくつたらいいじゃないですか。

新潟では、そんのは、六百八十キロとか七百キロの収穫で、コンバインがすり切れ、消耗しちやつて、あんなのは使えない、新潟次郎というの。新潟三郎になればいいのかもしれませんけれども、ということを言つていて。だから、どうしてそういう米にこだわるのか。

新潟では、そんのは、六百八十キロとか七百キロの収穫で、コンバインがすり切れ、消耗しちやつて、あんなのは使えない、新潟次郎といふの。新潟三郎になればいいのかもしれませんけれども、ということを言つていて。だから、どうしてそういう米にこだわるのか。

新潟では、そんのは、六百八十キロとか七百キロの収穫で、コンバインがすり切れ、消耗しちやつて、あんなのは使えない、新潟次郎といふの。新潟三郎になればいいのかもしれませんけれども、ということを言つていて。だから、どうしてそういう米にこだわるのか。

新潟では、そんのは、六百八十キロとか七百キロの収穫で、コンバインがすり切れ、消耗しちやつて、あんなのは使えない、新潟次郎といふの。新潟三郎になればいいのかもしれませんけれども、ということを言つていて。だから、どうしてそういう米にこだわるのか。

大型の機械を購入するコストもあります。

他方、米の場合は、現在使つてある、もちろん、保管するところとかコンバイン等を分けなきやいけないという問題はあるにしても、今定着している技術、それから施設、そういうものを

使うことができる。

やはり米をつくるのが日本人は得意であつて、

水田が多い、フル活用していくんだという基本理

念のもとにおいては、別に米にこだわつて一万五千円をお支払いされたわけでありますけれども、そういう意味ではなくて、御党も米にこだわつて一万五千円をお支払いされたわけではありません。

いうわけではなくて、御党も米にこだわつて一万五千円をお支払いされたわけでありますけれども、そういう意味ではなくて、御党も米にこだわつて一万五千円をお支払いされたわけであります。

トウモロコシをつくることを、デントコーンも含めて、否定するものは決してありません。

○篠原委員 新潟平野は無理だと思いますよ、温

田でね。高低差が六メートルから七メートルしか

ないといって、新潟の鈴木さんかな、何か言つて

いらました。私のところなんかは、一つの畑で

高低差が六メートルから七メートル。そういうと

ころと一緒にならない。だから、適地適作なん

です。それを、単価をいじくることで誘導していけばいいんです。

だから、トウモロコシをやつてもいいですよ。だけ

れども、飼料用トウモロコシをもつと優遇すれば

いいんです。簡単なんですよ。やつてみてください

いい、いろいろな作物を導入したりして。これでも

うかるんだつたらというのはありますよ。それが

経営者を育てることになると私は思います。

問題は、構造改革、構造改革と言つていなが

い、いろいろな作物を導入したりして。これでも

うかるんだつたらというのはありますよ。それが

経営者を育てることになると私は思います。

に済むんだつたら、栄養価も高いし、使いやすい

し、それはトウモロコシが自国でつくれれば、そ

れが一番いいと思います。

専門家ですから、もう多くは申しませんけれども、水田にそのままトウモロコシを植えなさいといつたって、これは湿度に弱いですから、なかなか無理ですし、高温で多雨であり、湿度が高いと、管理もなかなか難しいという問題もありま。また、北海道の例も引かれましたけれども、

い。僕は、こんなことを言つたつて始まりません

が、あんなものは大嫌いだったですよ。米だけ何でそんなに優遇するんだ。米はめだだと思つて諦め、麦や大豆や菜種をつくつてもらえばいいんですよ。その經營判断は農家に任せればいいんで

すよ。それはそれでマルだと思いますよ。いい政策もいっぱいあるんです。

ですけれども、やはり七千五百円というのにはミ

スですね。でつかい農家が一番打撃をこうむるん

です。構造改革で大きな農家を育成しようとしているのと矛盾するんです。どこの公聴会でも、そ

れをみんな言つてはられるはずですよ。

だから、佐賀の秋吉さんもそう言つています

ね、光吉さんとか。年金号とかいうおもしろい話も出てきましたけれども、お年寄りが年金でもつ

てトラクターを買ってやるとか、そうやつて稻作をやつて、続けようとしている、そういう人をバックアップしなくちゃいけない。それを何でわざわざ痛めつけるようなことをするのか。僕は信じられないんですね。

世界じゅうの農業政策で、これは繰り返し言つていることなんですねけれども、でつかい農家だけに集中して政策をやるなんというところはない

です。今回、さすが、今までの失敗に懲り、面積要件とかをなくしておられます。いいことだと

思います。小さくたつて、俺はやつてやるぞと言つているのと、でつかくて、もうそろそろやめ

ますけれども、振り返れば、もともとこの一万五千円はなかつたわけであります。その後、数年間、起こつて、その期間、いろいろな意見を、私

も農協青年の方々の意見を聞きました。中には、

大目も先ほどから何度も申されていらっしゃいます。

だから、稻作の専業農家を痛めつけるような政策といふのは、僕は大問題だと思うんですよ。このことにつけて、本当に検討されて、こういう結論になつたん

でしようか。

○江藤副大臣 これは、自民党の中でも、諸先輩方

とかなり激しい議論をいたしました。

自民党的公約にのつとつてやれば、即時一万五

千円をゼロにすべきだという御意見も片方あり、

今の先生の御意見のように、これを突然やめてしまつたら、余りにも經營への影響が大き過ぎると

いう議論をかなりの回数、朝晩と重ねて、いろ

いろなことを考えた結果、経過的な措置として、

七千五百円をしばらくの間は残すこととしたもの

であります。

○江藤副大臣 これは、自民党の中でも、諸先輩方

とかなり激しい議論をいたしました。

自民党的公約にのつとつてやれば、即時一万五

千円をゼロにすべきだという御意見も片方あり、

それで、米だけでも、米を一生懸命やつてはいるけれども、やつていけなくなつてはいる。自給率を高めるためには、米は絶対確保しなくちゃいけないということなんですね。だから、根幹の大規模稻作の専業農家を痛めつけるような政策というの

は、僕は大問題だと思うんですよ。このことにつけて、本当に検討されて、こういう結論になつたん

でしようか。

○江藤副大臣 これは、自民党の中でも、諸先輩方

とかなり激しい議論をいたしました。

自民党的公約にのつとつてやれば、即時一万五

千円をゼロにすべきだという御意見も片方あり、

今の先生の御意見のように、これを突然やめてしまつたら、余りにも經營への影響が大き過ぎると

いう議論をかなりの回数、朝晩と重ねて、いろ

いろなことを考えた結果、経過的な措置として、

七千五百円をしばらくの間は残すこととしたもの

であります。

だから、稻作の専業農家を痛めつけるような政策といふのは、僕は大問題だと思うんですよ。このことにつけて、本当に検討されて、こういう結論になつたん

でしようか。

○江藤副大臣 これは、自民党の中でも、諸先輩方

とかなり激しい議論をいたしました。

自民党的公約にのつとつてやれば、即時一万五

千円をゼロにすべきだという御意見も片方あり、

今の先生の御意見のように、これを突然やめてしまつたら、余りにも經營への影響が大き過ぎると

いう議論をかなりの回数、朝晩と重ねて、いろ

いろなことを考えた結果、経過的な措置として、

七千五百円をしばらくの間は残すこととしたもの

であります。

○江藤副大臣 これは、自民党の中でも、諸先輩方

とかなり激しい議論をいたしました。

自民党的公約にのつとつてやれば、即時一万五

千円をゼロにすべきだという御意見も片方あり、

それでも予算措置でされて、以上は、ある程度、

大規模な方々は、経営の上のリスクとして、これがなくなることは想定されていた方も少なくはないのではないかというふうに私は考えていました。それはしょうがないです。

○篠原委員 そんな、ないなんて言う人はいるでしょうか。どこにも変わり者はいるはずですから、それはしょうがないです。

主要国の農業保護比較、これは林大臣は予算委員会のときにごらんになつておると思いますが、我が委員会の委員の皆さんはごらんになつておられたといいかもしませんので見ていただきたいんですが、主要国の農業保護比較というものです。本当に日本の農業は過保護だ、P.S.E.というO.E.C.D.が考案したインチキなんですけれども、価格差を全部関税をそのまま組んだりしてやるから日本は高くなるんですけれども、補助金をどれだけ出しているかというだけで農業の保護を比較したのがこの表なんですね。時間がないので省きますけれども、一番下の、一農家当たりの直接支払い額、これは単位はドルです。日本だけ三十一万円にしてありますけれども、一ドル百円ということで、三千百ドルです。フランスを見てください。「一万一千五百五十六ドル、七倍の直接支払いを出しているんです。これと比べてみてください。一万五千円を七千五百円にけちつてどうするんですか。アメリカだって、五千九百九ドル出しているんです。ヨーロッパのイギリス、フランス、ドイツは、みんな日本の五倍か六倍、七倍なんですね。これで農業を維持しているんですね、中山間地の農業も。だから、ヨーロッパへ行つたら、中山間地が疲弊して草ぼうぼうなんてなつていいですよ。みんなのどかに生活していますよ。

それは、ここで導入されておりませんけれども、ぜひやつてほしいと思いますけれども、中山間地の直接支払いというのがあります。後でちょっとと聞きますけれども、条件不利地域には余計に出しているわけですよ。例えば、ここは明確じやないですけれども、青年給付金は、完全にフ

ラットな、平原なところと、ちょっと傾斜になつてきましたところ、山間地と、倍、倍、倍と。中山間地の方は大変だから、そこで就農する人たちに平たん地の倍以上出している。それが常識なんですね。我が方はそれをやつていなくて、平たん地の

ことばかり考えているんです。
そして、どうしてこんなふうになるかといふと、しつこく言つているわけですが、この資料は余りいい資料じゃなかつたんですね。本当に日本のイベントだけのを出せばよかったですけれども、国際農業年の、早くやつてくださいよといふので、時間がもつたなかつたですけれども、予算委員会のさなかに林大臣に、ちゃんとやつてくださいよといつて念を押したはずです。相変わらず何にもやつてない。心がけが悪いなと思いますよ。いいんです、でつかい農家は大事ですかあつたんでしようか。

○篠原委員 そこばかり考えているんです。
そして、どうしてこんなふうになるかといふと、しつこく言つているわけですが、この資料は余りいい資料じゃなかつたんですね。本当に日本のイベントだけのを出せばよかったですけれども、国際農業年のときのもの。これはちょっとミスで、いっぱいホームページにあるんですけども、本当は日本

も、その次の資料、裏側を見てください。国際森林年ときのもの。これはちょっとミスで、いつぱいホームページにあるんですけども、本当は日本

のイベントだけのを出せばよかったですけれども、国際農業年の、早くやつてくださいよといふので、時間がもつたなかつたですけれども、予算委員会のさなかに林大臣に、ちゃんとやつてくださいよといつて念を押したはずです。相変わらず何にもやつてない。心がけが悪いなと思いますよ。いいんです、でつかい農家は大事ですかあつたんでしようか。

○林國務大臣 この間、予算委員会でも国際家族農業について御答弁したところでございまして、FAOがいろいろな式典、会議、国際的な取り組みを行つ、こういうふうに申し上げたところ

農業の法人化とともに、家族農業の活性化を図るということが明記をされております。

国際的な取り組みに積極的に参画するという中で、三月にモンゴルでFAO地域総会が開かれておりましたが、小里政務官が出席をいたしましたが、小里政務官が出席をいたしましたが、

また、農林中金総合研究所ですが、一月二十九日には、都内ですが、家族農業の価値に関する報告会を開催しておられたというふうに承知をしてお

りまして、こういう関係団体の取り組みもしっかりと支援をしてまいりたいと思っております。

それから、ホームページには、ことしが国連が定めた国際家族農業年であるということを周知しているところでございます。

○篠原委員 大臣、外国の会合のお話をされまし

たけれども、三月二十六日、ブエノスアイレスで世界農業者機構の総会も開かれています。そこで

家族農業年のことについて議論されているんです。そ

の参加者、会長だったと思いますけれども、人間の歴史において最後に生き残つている農業は

家族農業だと。

そうなんですよ。旧ソ連に、もう今は教科書に

も出ていないと思いますけれども、私が中学や高校のときは出ていました、コルボーズ、ソボーグ。わかる人は相当お年をお召しになつている。

国営農場、共同農場、中国の人民公社、これは企

業農業ですよ。アメリカの企業農業は何かというと、カリフォルニア、フロリダの野菜や果物の収穫、季節労働で、安いバスに乗せてトレーラーの

中でやつて、不法移民の人たちを使つていています。

だから、こういうことを考えて、私はいつも言つているんですが、大規模はいいんだけれども、小さな農家は切り捨てるというようなことをするなど。畜産の農家で、農業は保護せずに農家を保護したという。逆なんですね。農家は見捨てて、農業だけ。規模拡大もそうなんですね。農家がどうやつて生きていくかということを考えてもらわなくちやならないんです。

それで、多面的機能の関係でもう一つ、六ページの表を見てください。

これも予算委員会で言つて、いや、いいんで

す。多面的機能を法案にして、中山間地域の直接支払い、我々が二〇〇六年に提出した法案の中に

入つているんですよ、中山間地域の直接支払いを法案化するというのは。これをやつていただけています。

それで、多面的機能の方にちょっと移させてい

ます。

これも、ちょっと時間がなくなつちゃつたの

策です。

そうしたら、もう一方で、小さな農家はだめにする、高齢専業農家はやめてもらいたいというようなことばかり言つてます。それは違うよといふ、六ページの表を見てください。

これは、山口、福岡というのは、安倍さんと、もう一つは林大臣にも見てもらいたいからやつてあるんですけれども、福岡というのは麻生副総理です。

長野県は、男女とも一番長生きなんですね。それで、二番目の医療費。福岡県がなぜかしら一番医療費が高いんですね。岩手とか長野とかは低いんですね。四十万円の差があるんです。大事なのは、一

番下です。いいですか、全員が長野県人、全員が福岡県人と想定してみてください。四十万円の差がある。七十五歳以上の後期高齢者でやると、五兆六千億円の医療費の節約になるんです。六十五歳以上の約三千万人でやると、十二兆円。ちつとばかり米を効率的につくつたからといって、こんな金額になります。

長野県の真面目な生活態度を見てください。高齢者就業率が一番高いのが長野県なんですね。福岡県とはちょっと違うんだろうと思います。年をとつても働いているんです。働いていることが長生きに直結するんですよ。この人たちに外でちゃんと働いてもらう。野菜や果物をつくつて手間がかかる、これがどれだけ国全体の福利厚生になつているか。これこそ、農業、農村の最も重要な多面的機能なんですね。

今日は間に合わなかつたですけれども、この次に我々が政権をとつたときはこれを追加したいと思つておりますから、よく考えておいていただきたいと思います。皆さん、これに気がついて……

(発言する者あり)富山県の人は、生活保護の割合も一番少なくて、自立自助で、一番真面目なんですね。

それで、多面的機能の方にちょっと移させてい

ます。

これも、ちょっと時間がなくなつちゃつたの

で、みんな省いて、まことに済みません。多面的機能について、いろいろバックアップするというのも非常にいいことだと思います。しかし、もつとちゃんと考えていただきたいというのがありまして、いろいろあるんですねけれども、よく聞いていてください。そつちの後ろに座つた人、聞いていてくださいよ。

環境保全型農業直接支払いは個別が中心なんですか。だから、これは経営所得安定対策の方に行つた方がいいんじゃないですか。

どうしても聞きたいのは、そうなつてているのか、なつていなかよくわからないんですけれども、中山間地域の直接支払いは集落の共同活動なんかに使われているわけですよ。だけれども、我々の政権時代の二〇一一年に、半分近くは個別に出せよというふうに言つたんです。今度、この法律にするときには一体どういう整理をされたんでしょうか。ちょっと教えていただきたい、よくわからなかつたので。

○小里大臣政務官 中山間地直払い制度の新たな交付の対象についてお尋ねでござります。

農業生産活動の継続を図っていくために、この交付金の使途については、市町村が集落に対して、交付額のおおむね二分の一以上を個人配分に充てることを原則としております。しつつも、最終的には地域の話し合いで決められる、そういう位置づけになつております。

今般の法制化に当たりましては、この基本的な枠組みを維持するということにしております。従来の取り扱いを基本とする方向であります。

ただ、ここでの議論でも、個人に向けるべきじゃないか、いや、やはり地域だと両論がござりますが、あるからこそ、最終的には地域の話し合いに委ねるわけでありまして、地域で地域の実態に応じた支払いの仕方をしていただき、これが肝要ではないかなと思うところであります。

○篠原委員 地域の自主性を重んじるというのいいんですねけれども、今までのようにも、中山間地域の直接支払いが先にスタートしているんです、

日本型直接支払いとして、直接行つていなかつたんですよ。集落活動もやつて、これはまさに日本型だと思いますよ。そして、我々が政権のときに、本当の農家に行つて守つてくれている、大変だらうなど。そこにお金を出したつていいんだといつて、国民がして、そんなことを言つていなんですか。だから、ちゃんと政策変更をしたんです。僕はそんなことを言つていないのに、個人に行くのが筋だからといって、慌ててこういう通達を出しているんです。後から、眞面目過ぎるんです。頭がかたいです。

そんなことまでしなくたつていいんです。今度こうやつて整理したら、やはり多面的機能支払いは、販売農家じゃなくたつて、農業をやつていること自体を評価するわけですし、生産するのに格差があつたりするには、さつき申し上げましたとおり、経営所得安定法の中で、中山間地域がもつて、水田に全然メダカも入れなくなつて、メダカがいなくなつてしまつ。農薬や除草剤を少なくして生物多様性を高めようとしているんですけども、小さな水路がないから、スピーニンググラウンドといふか、産卵して子供を育てる、小魚を育てていく、その場所がないんです。

これは、国が反省してやるべきだと思うんです。多面的機能支払いなんかで、農家に適当にやつてくださいじや済まないですよ。具体的なことを言えば、三面コンクリートの下を引っ剝がして、そして土との接点をつくればいいんです。泥上げは、多面的機能の、農家に任せるんじゃなくて、国が大々的に、五年に一回泥上げをしてやるというような方向に持つていかなくちゃいけないと思うんですけども、農林水産省はそういう考え方を持つておられるでしょうか。

○小里大臣政務官 私も田舎育ちでありますから、昔なじんだメダカ、あるいはドジョウにしてみると、いなくなつてしまつた、大変寂しい思いをしておりまして、気持ちの上では、もちろん委員とりするのに、どうしてそういうこと、せつかくこういういいことをやつていただいているのに、どうも中途半端になる。

そして、多面的機能の支払いはいいことなんですね。ヨーロッパが何であんなにきれいかというと、國民がみんな、農業、農村の持つ多面的機能

を評価しているからなんです。一年に二回ぐらいしか行かない、こんなきれいなところに、こんなへんびなところに住んで、この光景をここで酪農して守つてくれている、大変だらうなど。そこにお金を出しているんです。そういう点では、そこにお金を出され、ちびた、ちょっとですよ、だけれども、國が違うんです。そういう点では、そこにお金を出され、ちびた、ちょっとですよ、だけれども、國がみんな納得しているんです。環境に対する姿勢が違うんです。そういう点では、そこにお金を出され、ちびた、ちょっとですよ、だけれども、國が違います。

そして、ミスしてきたものがあるんです。土地改良、いいことだと思います。だけれども、ちょっと行き過ぎたんですよ。全部三面コンクリートにしたり、パイプの水路にしたり、そして、水田に全然メダカも入れなくなつて、メダカがいなくなつてしまつ。農薬や除草剤を少なくして生物多様性を高めようとしているんですけども、小さな水路がないから、スピーニンググラウンドといふか、産卵して子供を育てる、小魚を育てていく、その場所がないんです。

これは、国が反省してやるべきだと思うんです。多面的機能支払いなんかで、農家に適当にやつてくださいじや済まないですよ。具体的なことを言えば、三面コンクリートの下を引っ剝がして、そして土との接点をつくればいいんです。泥上げは、多面的機能の、農家に任せるんじゃなくて、国が大々的に、五年に一回泥上げをしてやるというような方向に持つていかなくちゃいけないと思うんですけども、農林水産省はそういう考え方を持つておられるでしょうか。

○篠原委員 済みません。ちょっと質問時間が来てしまつたので、もう一つだけ。

北川環境副大臣においておられます。農林水産省は、眞面目ですか、やろうとしているんですけども、やはり急に変えられないんですね。そういうときは、外から刺激を与えなくてはなかなか言いがたいと思つておられます。私は、実感としてはこれが功を奏しておるとこのことを踏まえて、今後また改善に努めてまいりたいと思いますし、特に生態系配慮の技術指針、申し上げたところがありますが、今年度改定予定でありますので、そういった中でも特に取り組んでまいりたいと思つております。

○篠原委員 済みません。ちょっと質問時間が来てしまつたので、もう一つだけ。

北川環境副大臣においておられます。

農林水産省は、眞面目ですか、やろうとしているんですけども、やはり急に変えられないんですね。そういうときは、外から刺激を与えなくてはなかなか言いがたいと思つておられます。私は、実感としてはこれが功を奏しておるとこのことを踏まえて、今後また改善に努めてまいりたいと思いますし、特に生態系配慮の技術指針、申し上げたところがありますが、今年度改定予定でありますので、そういった中でも特に取り組んでまいりたいと思つております。

○篠原委員 済みません。ちょっと質問時間が来てしまつたので、もう一つだけ。

北川環境副大臣においておられます。

農林水産省は、眞面目ですか、やろうとしているんですけども、やはり急に変えられないんですね。そういうときは、外から刺激を与えなくてはなかなか言いがたいと思つておられます。私は、実感としてはこれが功を奏しておるとこのことを踏まえて、今後また改善に努めてまいりたいと思いますし、特に生態系配慮の技術指針、申し上げたところがありますが、今年度改定予定でありますので、そういった中でも特に取り組んでまいりたいと思つております。

○篠原委員 済みません。ちょっと質問時間が来てしまつたので、もう一つだけ。

北川環境副大臣においておられます。

農林水産省は、眞面目ですか、やろうとしているんですけども、やはり急に変えられないんですね。そういうときは、外から刺激を与えなくてはなかなか言いがたいと思つておられます。私は、実感としてはこれが功を奏しておるとこのことを踏まえて、今後また改善に努めてまいりたいと思いますし、特に生態系配慮の技術指針、申し上げたところがありますが、今年度改定予定でありますので、そういった中でも特に取り組んでまいりたいと思つております。

○坂本委員長 北川環境副大臣、簡潔にお願い

そして、さらに言えば、もし当時、戸別所得補償制度を法制化していいというお考えだったのでは、私たちは今戸別所得補償制度の法案を提案しています。修正協議等々に応じていただき、戸別所得補償制度の法案をぜひ与野党で合意させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○林國務大臣 先ほど申し上げた経緯でありますので、法案を提出するというのは、私の一般的な理解ですと、政府・与党の中で、自民党・公明党の場合は、いろいろな手続があつて、そして法案を事前にチェックして、党内手続を経た上で国会に提出する、こういうことだと思いますので、今までに委員がおつしやつたように、それと、当時野党であった公明党・自民党との三党合意といふのは別に、おやりになる意思があればできたります。しかし、おやりになる意思があればできたります。

我々が、当時、野党としていいとか悪いとかといふことは別に、政府・与党・すなわち民主党として出す意思があつたのか、出したのか出さないのか、こういうことが議論になつてゐるのではないか、こういうふうに思いますので、今の特例公債法をめぐつての三党合意、これはどうなるか、やついくといふのは、当然、当時努力をされたということあります。それとその法案を、政府・与党としてやるかどうかというの感覚ではちょっと別の話ではないかなと。

したがつて、これがずつと結論が出なかつたので法案が出来なかつたといふことであれば、この間、赤澤委員は、当時、実務者の折衝をやつておられたんじやないかと思いますが、そういう言い方になつたのかな、こういうふうに理解をしております。

○大串(博)委員 特例公債を通したときの三党協議の俎上に上つたのは、全ての政策じやないですからね。幾つかのマニフェスト事項に関して、それは自民党さんからも累次にわたつて批判されて

いたマニフェスト事項に限つて、これらをこうしよつていう枠組みをつくつて、三党合意をし、特例公債を通したという経緯にありますから、まさにそれが一つのたがになつていては、その当時、そのとおりだと思いますよ。そういうことでさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

だから、私たちは、三党協議の合意なく法律を提出しても、当時はねじれ国会ですから、特例公債の結果と同じく、法律として通らないのは目に見えていますから、やはり三党協議の場で通らなければなりません。そこで合意が得られない、法律は出せない状況にあつたわけなんですよ。ですので、申請に臨んでいましたからね。

だから、私たちは、三党協議の合意なく法律を提出しても、当時はねじれ国会ですから、特例公債の結果と同じく、法律として通らないのは目に見えていますから、やはり三党協議の場で通らなければなりません。そこで合意が得られない、法律は出せない状況にあつたわけなんですよ。ですので、申請に臨んでいましたからね。

この二段目、三段目を読みますと、しかし、それが、〇七年夏の参議院選での自民党の大敗、さらには当時の米価の低迷、これを受けて、やはり守らなければならぬという声の合唱が続き、結果として減反を強化する、備蓄米をふやす、あるいはペナルティーを入れる、こういったことに繰り返し申し上げますけれども、もし、先ほど来ありましたように、なぜ出さなかつたのかといふことを言わるのであれば、その言葉を返して、そういうふうなことをおつしやるのであれども、ぜひ今回、戸別所得補償制度の法案に関しては、修正合意なりなんなりして通させていただきたい。繰り返し、これは申し上げさせておいていただきたいといふふうに思います。(発言する者あり)なかなか理屈のわからない方々もいらつしゃるようありますけれども、ぜひお願いします。

次に、減反の廃止に関する質問させていただきます。

今回、減反に関する政策変更だ、こういうふうなことで言われています。資料の一枚目を見ていただきたいといふうに思いますが、これだけは、これは主役となるシステムを国と連携して構築する、この間、農業者、農業者団体の自主的、主体的な取り組みの強化を目指すものとするといふうに書かれておつて、これはまさに、今回、米政策の変更に関する言と極めてよく似ている。こういうことが行われております。しかし、当時、これはうまくいかなかつた。今回、同じようなことをまたされてい

る。当時、これはなぜうまくいかなかつたのか、そういう総括をどうされているのか、なぜ想定どおりいかなかつたのか、これに関して大臣の御所見を伺いたいと思います。

これは、お配りしたのは読売新聞からですけれども、この間、赤澤委員は、当時、実務者の折衝をして、これははどういうものなのかと、農家の方々はかなり心配もされながら、不安な思いも持ちながら見られています。

これは、お配りしたのは読売新聞からですけれども、二〇一四年の三月十八日、高木勇樹さんという元農水省幹部の方が書かれていました。安倍政権が昨年、二〇一八年度までの生産調整廃止を打ち出し、注目されました。でも本当に

は、同じ内容の改革は〇八年度に実現する予定だたことを、ご存じでしょうか。

○二年十二月、政府は「米政策改革大綱」を決定。〇八年度までに国による減反を廃止し、農業者や団体による自主的調整システムに移行することを明記した

というふうに書かれています。

この二段目、三段目を読みますと、しかし、それが、〇七年夏の参議院選での自民党の大敗、さらには当時の米価の低迷、これを受けて、やはり守らなければならぬという声の合唱が続き、結果として減反を強化する、備蓄米をふやす、あるいはペナルティーを入れる、こういったことになつていつたという経緯が書かれています。

私も当時の資料をよく見てみました。平成十四年の十二月には、農水大臣談話を含めて、当時の米政策改革大綱が書かれています。そこには確かに、需給調整システムについて、平成二十年度に農業者、農業者団体が主役となるシステムを国と連携して構築する、この間、農業者、農業者団体の自主的、主体的な取り組みの強化を目指すものとするといふうに書かれておつて、これはまさに、今回、米政策の変更に関する言と極めてよく似ている。こういうことが行われております。しかし、改革が実現をされた、こういうことになります。

今申し上げたように、できたところとできないところがあるわけでございますが、当時、餉米の生産、流通の仕組み、これがまだ整つておらないといったところで、麦、大豆による転作がなかなか難しい地域を中心に、経営判断によつて主食用の米以外の作物を生産しようと言われても、なかなかそういうところが根づかなかつたということがあります。それから、米の需給情報についても、みずから県の米がどの程度実際に売れているのか、なかなか行き渡らなかつた。したがつて、販売を起点とした生産を行つた。したがつて、販売を起点とした生産を行つて、こういうところをしっかりと踏まえて今回はやつていかなければならぬと思つておるところでございます。

○大串(博)委員 今の答弁を私はなるほどな

とおもいます。ただ、こういうふうなことで言われていますけれども、今回、減反の廃止と言われて、これははどういうものなのかと、農家の方々はかなり心配もされながら、不安な思いも持ちながら見られています。

これは、お配りしたのは読売新聞からですけれども、二〇一四年の三月十八日、高木勇樹さんという元農水省幹部の方が書かれていました。安倍政権が昨年、二〇一八年度までの生産調整廃止を打ち出し、注目されました。でも本当に

は、同じ内容の改革は〇八年度に実現する予定だたことを、ご存じでしょうか。

○二年十二月、政府は「米政策改革大綱」を決定。〇八年度までに国による減反を廃止し、農業者や団体による自主的調整システムに移行することを明記した

というふうに書かれています。

この二段目、三段目を読みますと、しかし、それが、〇七年夏の参議院選での自民党の大敗、さらには当時の米価の低迷、これを受けて、やはり守らなければならぬという声の合唱が続き、結果として減反を強化する、備蓄米をふやす、あるいはペナルティーを入れる、こういったことになつていつたという経緯が書かれています。

私も当時の資料をよく見てみました。平成十四年の十二月には、農水大臣談話を含めて、当時の米政策改革大綱が書かれています。そこには確かに、需給調整システムについて、平成二十年度に農業者、農業者団体が主役となるシステムを国と連携して構築する、この間、農業者、農業者団体の自主的、主体的な取り組みの強化を目指すものとするといふうに書かれておつて、これはまさに、今回、米政策の変更に関する言と極めてよく似ている。こういうことが行われております。しかし、改革が実現をされた、こういうことになります。

今申し上げたように、できたところとできないところがあるわけでございますが、当時、餉米の生産、流通の仕組み、これがまだ整つておらないといったところで、麦、大豆による転作がなかなか難しい地域を中心に、経営判断によつて主食用の米以外の作物を生産しようと言われても、なかなかそういうところが根づかなかつたということがあります。それから、米の需給情報についても、みずから県の米がどの程度実際に売れているのか、なかなか行き渡らなかつた。したがつて、販売を起点とした生産を行つた。したがつて、販売を起点とした生産を行つて、こういうところをしっかりと踏まえて今回はやつていかなければならぬと思つておるところでございます。

○大串(博)委員 今の答弁を私はなるほどな

いただいていますけれども、では、なぜ今回はうまくいくというふうに考えられるんでしょう。どこが違うのか。どこがこう違うのかというのにはいかがでしようか。

○林國務大臣 今、なぜうまくいかなかつたところがあつたかということについてお話をさせていただきましたが、こういつた経験も踏まえて、まず五年後を目指すことでしつかりと目標をみんなで共有するということをさせていただきて、この五年後をめどにして、生産数量目標の配分に頼らずともやつていける各般の環境整備を進めることといたしました。

まさに、今申し上げたような反省点も経験として踏まえて、水田活用の直接支払交付金を充実して、数量払いの導入などによって飼米等のインセンティブを高めたということをございます。

それから、既に、実は主食用米の需要の中で、中食、外食が三割を占めるようになつてきております。そういうことも踏まえて、こういう中食外食用のニーズに応じた米の生産、それから複数年、数年にわたり供給契約を結ぶとか、播種前の事前契約をするとか、こういうことによつて安定取引をふやしていく、こういうことをやる。

それから、情報について、きめ細かく、県レベルでの販売進捗、それから在庫情報、価格情報を毎月提供するということで、産地に対して米が今

どういものでどれぐらいの売れ行きになつているのかということをしつかりと伝わるようにす

る。そういうことによつて、生産者の主体的経営判断、それから集荷業者、団体の販売戦略、これが的確に行われるようになります、こういつた環境整備をしつかりと進めていきたいと思つております。

○大串(博)委員 今おつしやつたようなことは、

実は米政策改革大綱に、当時も、自主的な仕組み

をつくるといつたくだりの後に、助成措置につい

て、いわゆる産地づくり推進交付金を創設して、

新たな多様な取り組みを支えていくんだといふ

うなことも書かれています。飼米に対する、飼料

米に対する助成措置を強化したということに、パラレルですね。さらには、流通制度改革という章を設けられていらっしゃいます。経営政策・構造政策の構築、今おつしやつたようなことと同じようなことを當時も実は書かれているんですね。

なぜ今回うまくいくのかとこは、まだ

私たちの得心するところじゃないわけです。特

に、農家の方々が一番心配されているのは、これ

が農家の所得にどういう影響を与えるか、これは

予算委員会でも大臣と議論させていただきまし

た。今回の改革を経た上で米の価格は下がる方向

になるんですか、それとも維持される方向にな

りますかと、いう問い合わせを予算委員会でさせていただ

いたところ、大臣の方からは、つまり維持される

方向、どちらかというと後者ですというような答

弁がありました。

先ほど申しましたように、当時と一体何が変

わっているのかというのがよくわからない中で、

なぜ今回は米の価格が下がらない方向、どちらか

というと後者と大臣が予算委員会でおつしやれる

ことはどうなんでしょうか。

○林國務大臣 そうなるでしようというような予

測というよりは、そういうふうにしていく政策を

目指している、こういうふうに申し上げたいと思

います。

やはり需給のバランスで価格は決まる、こうい

うことでおざいますので、まさに需要に応じた生

産をしていただく環境を整備しようということで

あるとすれば、この政策の行くところというの

は、そういうところに移行を目指していくといふ

のは当然の前提である、こういうふうに思つてお

ります。

そもそも、先ほど篠原委員ともやりとりさせて

いただきましたが、米にこだわり過ぎではないか

と篠原委員もおつしやつておられましたけれど

も、一方で、一万五千円というのは主食用の米に

払われていた、こういうことがありますので、あ

えて言えど、主食用の米にこだわるということで

はなくて、水田にやはりこだわりたい。水田とい

う貴重な生産装置を有効活用して、これをフル活

用していく。これがまずあつて、その中で需要に

見合つた米生産を行おう、これが基本的な考え方

でござります。

どういうことをやつしていくかというのは、この

委員会で何度もお話をしておりますので、委員も

御案内のことと思いますから、それぞれ一つずつ

申し上げることはいたしませんけれども、こうい

う環境整備を着実に実施することの目的というの

は、需給と価格の安定を図るということでござい

ます。

したがつて、五年という時期的なイメージをみ

んなで共有して、毎年、需要に応じた生産の定着

状況を見ながら、五年後を目途に自指すべき方向

になるようしつかりと努力をしていきたい、こ

ういうふうに思つております。

○大串(博)委員 そういう目標に向けてやるとい

うことだというふうな説明でありましたけれど

も、一度うまくいかなかつた経緯もある。そし

て、今回また新たな政策変更に直面している農家

の方々に、そういう方向に頑張りますと言うだけ

じゃなくて、こういう制度、こういう仕組み、こ

ういう取り組みを通じてこうなりますといふふ

うことは、より精度を上げていく必要が僕はある

と思うんですね。

その取り組みの一つとして、資料の三枚目、シ

ミュレーションを出していらっしゃいます。これ

は、各委員からも、県別のモデル的な試算を出し

てほしいという声、それに対しても大臣等は、そ

れは出さないとおつしやつていましたけれども、

一応やられています、こういうモデル的なもの

を。

この中で、所得が減らない、一三%といふふ

うに所得はふえるんだと結論づけていらっしゃ

るその大前提のところは、黒闇みしていますけれど

も、主食用米、ここは金額は下がっています。金

額が下がっているのは、もちろん一万五千円が七

千五百円に下がっているところを大前提としてい

る。しかし、もう一つ大きな大前提があつて、米

の価格は変わらないという前提でここは計算され

ているんですね。主食用米の価格が下がれば、こ

のシミュレーションは大きく変わります。

そしてもう一つは、もう一つの右の黒闇み、飼

料用米の増産が行われるということ、これによつ

て所得増になるので、主食用米のところで一万五

千円が七千五百円になつた分を補つて余りある増

がありますというようなたつつけになつているん

です。

極めて重要な前提は、主食用米の価格が下がら

ないという前提、そして、飼料用米に想定された

ような増加が起ころ。しかも、この飼料用米は、

なぜ今は米の価格が下がらない方向、どちらか

というと後者と大臣が予算委員会でおつしやれる

ことだといふふうな増加と見込まれているかとい

う方向、どちらかといふふうな増加と見込まれて

いるかといふふうな増加と見込まれて

る、こう見込まれる根拠はどこにあるんですか。
○林国務大臣 先ほど篠原委員がコルホールズ、ソーホーズという言葉を出されおられましたけれども、まさに我々の世代はそれを覚えておりますが、それはうまくいかなかつたということで、やはり主体的な経営判断を農家にやつていただくような経営環境整備をしていくということでございましたので、我々が政府として、こういうふうにすることを決めるということですが、若干大串委員と私の間では意見の相違があるのかなと思いますが、どうぞお聞かせていただいておりました。したがつて、このシミュレーションというのは、あくまで、こういう前提を置けばこういうふうになるということを、数字をもとに、主に政府・与党内で案をつくるための資料としてつくりさせていただいた、こういうことでございますので、こういうふうにして、何か我々としての方針や目標というのを定めたという性格ではないということで御理解をいただけたら、こいつうふうに思つておるところでございます。

○大串(博)委員 大臣、私も、この政策を打つたらこうなるということを機械的に説明してくださるといふことは求めません。やはり難しいと思います。自由主義経済ですから、皆さんそれぞれ経済主体として判断をされている、それはそれでいいんです。ただ、本当にそうなるかということが極めて怪しいので聞いているんです。

すなわち、例えば、主食用米の作付地の一割が飼料用米にかわるとすると、どのくらいの飼料用米の増産になるかというと、仮に反当たり六百キロと考へると、九十万トンの増産になります。仮に不作付地の四分の三が飼料用米に転換すると、これも六百キロを前提とすると、これは七十万トンぐらいですよ。

今の飼料用米の作付実績はどのくらいですか。多いときで、せいぜい十八万トン。二十五年度は備蓄米へのすりかわりがありましたから十萬トン、このレベルですよ。このレベルに対し得が上がるみたいな計算になつていてます。

○坂本委員長 平成二十六年四月十六日
○坂本委員長 次に、鷲尾英一郎君。
○鷲尾委員 民主党の鷲尾でございます。
質問の時間が食い込んでいますようございます
が、しつかりと時間内に質問をおさめたいと思いま
す。鋭意質問をさせていただきたいと思いま
す。

まず、あえて通告するまでもないので通告してはおりませんけれども、ちょっと迂遠なところから入させていただきたいと思います。

TPPお化けという言葉がありましたが、大臣、御存じですか。TPPお化けという言葉なんですよ。

○林国務大臣 先ほど野党時代のお話を少し思い出させていただきましたが、多分、前原先生が何とかおっしゃつて、その例えとして、実態よりもっと大変なことになつてしまつてはいかないことをおっしゃつたんだじゃないのかなという記憶がござります。

○鷲尾委員 さすが林大臣だなと思いました。すばらしい定義づけだなと思わせていただきました。

そのとおりでございまして、よく言われておつたのは、公的医療保険制度がTPPに入るとなく

なつてしまふよとか、こういう話がございましたけれども、そもそもWTOサービス協定の対象外

でござりますから、議論すらされないということございました。あるいはこんな話もありました。

た、関税自主権がなくなると。でも、これも、そ

れどもWTO協定でお互いが制限し合うということですから、自主的に制限するということですか

でございました。これらもやはり当たらないんじゃないかな。アメリカの陰謀とかいう話もございました。しか

し、実際には業界団体にいろいろな意見がございましたし、アメリカ、アメリカという形で一人称で

語れる代物ではないんじやないか。

つまり、TPPの条件交渉前にこういった話

があつて、過度に国民が不安に陥るような情報もそこらじゅうに蔓延したわけでござります。実態報、そういうものが氾濫することでTPPお化けという言葉が生まれたわけでござります。大臣がおっしゃつたとおりでございます。

最初にお話しさたいのは、今まで必ず質問

してきたんですけども、戸別所得補償お化けと

いうものあるんじやないかなということなん

です。

それは何かと云うと、戸別所得補償はばらまき

だと。このばらまきの議論も一度させてもらいま

した。貸し剝がしに遭うとか、小規模農家がふえ

られないかとか、非常に批判をされました。か

なり明確に記憶をいたしておりますけれども。

私は、これは実態から少しけ離れた、戸別所得補償お化けじゃないかと思うんです。どうです

か、大臣。

○林国務大臣 当時、私は政調会長代理でございましたので、確かに予算委員会等、また野党とし

て、当時の自民党的先生方が質問に立たれるとき

に、たしか四Kという言葉を使って、子ども手当

と戸別所得補償と高校無償化と高速道路無料化

ですね、そういう言葉を使つていたのかなという言葉は思い出しておりますが、いずれも、違う政党

でござりますので、それぞれの政策について見解を異にする、こういうことは当然あつて、それを政策論争する。例えば、高校無償化だったと思いま

ますが、収入の基準を設けるのか設けないか、こ

ういうようななところが政策の議論としてはあつた

といふ記憶もござります。

そういう意味で、そういう政策論争をしていた

といふことでござりますので、必ずしもお化け

と、例えは国内で実際にそういうことがあつたか

どうかといふのは、それぞれの方が聞かれてこら

れますので、全部検証ができるかといえばそうで

はないかもしれませんけれども、アメリカがこう

いうことを考えているらしいといったようなところよりは、より現実に立脚した議論であつたので

はないかな、こういう印象は持っております。

○鷺尾委員 大臣もお立場がありますからそのようにお話しされると思うんですねけれども、実際、政策を打つ前と打つた後とで、これは現実というのがちゃんと伴っていますから、その現実から考えれば、やはり過大な、ためにする議論であつたのかなと思わざるを得ない。実態よりも過大な、ある意味、それこそ農家の皆さんを不安にさせるような、国政の政策がゆがめられているかのような情報という部分では、戸別所得補償お化けといつても過言ではないのかなというふうに思つております。

まず、何よりもやはり数字が物語つております。実際は集落営農がふえてござりますし、小規模農家がふえているという実態はございません。それは数字で確認できるかと思います。

また、先日の地方公聴会でも、私は新潟の方に参りましたけれども、法人協会の会長さんからは、そういう貸し剥しがあると思うと、語尾が思うという話でございました。これは議事録を確認していただければ明確です。

その他のお三方の意見陳述人の方から御答弁いたしましたけれども、一人は専農の方、お方は中山間地の方、そしてお方は行政の副市長さん、農林部長もされた、いわゆる農政のプロフェッショナルの方です。このお三方ともに、貸し剥しがあったかという問い合わせについては、なかつたというお答えでございました。そういう現場感もあるだろうし、数字上もそうだったであろう。すなわち、お化けではないかということだと思います。

本当に政策的に議論すべきは、これから私は問いたいわけですけれども、実際、集落営農がふえたわけですから、この集落営農を、まず一つは、減らしてはいけないだろうということでございました。減つてしまつては、これは今までせつかくふえてきて、その集落営農というのはさまざまなお味もありますけれども、いわゆる、それこそ今政府がお取り組みになつて、安定的、効率的な

政策を打つ前と打つた後とで、これは現実というのがちゃんと伴っていますから、その現実から考えれば、やはり過大な、ためにする議論であつたのかなと思わざるを得ない。実態よりも過大な、ある意味、それこそ農家の皆さんを不安にさせるような、国政の政策がゆがめられているかのような情報といつた視点で、どうやつて変えていくのかなと思わざるを得ない。実態よりも過大な、ある意味、それこそ農家の皆さんを不安にさせるような、国政の政策がゆがめられているかのよう

経営体、それのもとなるものだと認識をしておりまます。そういう意味でも、集落営農というの視点こそが大事だと私は思つております。

そういうことにについて、今般の法に絡めながら、事例に即してお答えをいただけがありがたいと思います。

○江藤副大臣 私のところも中山間地域がたくさんあるところですから、この集落営農が、かかるべき方が核となつて、きちんと法人化されて、どんなメリットがあるかはもう言いません、もうよく御存じのことだと思いますから。法人化されることによつて得られるメリット、もちろん、ソフトで、定款上、四十万円の助成とか、こういうものをちゃんと利用していただきたい、やはり法人化をしていただきたい。

ですから、成功事例を若干説明させていただき

ます。

島根県の安来市にある農事組合法人宇賀荘、二百四十戸、百七十八ヘクタール。これは、経営構造対策等の補助事業を活用して大型機械を導入するとともに、水稲・大豆を中心とした土地利用型の作付体系を確立いたしております。労働時間及び生産費を二分の一まで圧縮することに成功しております。経営の効率化を進めることに成功した、これはいい例だと思います。

もう一つは、私の地元なんですが、農事組合法人きらり農場、三百十七戸、百三十八ヘクタールでござります。高齢化が進む中でありますから、法人化をいたしまして、社会、労災保険にきちんと加入をいたしまして、私もここには行つてきましたけれども、農事従事者が安心して働ける労働環境を整備しました。また、農作物を作物別に圃地化することで、作業効率を飛躍的に向上させ、労働時間の短縮にも成功している。

こういった成功事例を参考にして、先生が今言われましたように、効率的、安定的に集落営農が

が法人化され、地域の核となつていくようになります。そういう意味でも、集落営農というのをやつておられる方、あるいは、農業としての所得として効率的、安定的なものに変えていくといつた視点こそが大事だと私は思つております。

そういう視点で、どうやつて変えていくのかな減らしてはならないし、これからさらに、経営体として効率的、安定的なものに変えていくといつた視点こそが大事だと私は思つております。

（）

○鷺尾委員 あえてつけ加えさせていただきますと、今般、ナラシ対策の方では、面積の要件がなくなりまして、集落営農についても要件を緩和されています。

私は、こういつたところも、ちゃんと経営体として、減らないように、むしろそれがふえていくことでつけて御答弁いただけたらなおいなといべき方が核となつて、きちんと法人化されて、どうふうに思つてございました。恐らくそういうことだと思うんですが、いかがでしょうか。

○江藤副大臣 今先生がおっしゃつたことは、そのまま私が言つた言葉として受けとめていただき結構だと思います。

これから、やはり中山間地域ではさらに高齢化が進み、日本全体が人口減少に向かうわけでありますから、その中でいかにふるさとを守つていくかというのはここにいる人間全ての大問題でありますので、御指摘の点は十分胸にとめて、これから仕事に励んでまいりたいと思います。

（）

○鷺尾委員 一方で、集落営農で、今ほど、成功事例といふことで、生産費が半分になつたという事例もございましたが、いろいろな形状の土地もありますから、その中でいかにふるさとを守つていくかというのはここにいる人間全ての大問題でありますので、御指摘の点は十分胸にとめて、これまでの御指摘の点は十分胸にとめて、これから仕事に励んでまいりたいと思います。

○奥原政府参考人 所得の関係でございます。

（）

これは経済環境によつて相当数字が変わつておりますので、最新の平成二十四年の数字で申し上げたいと思います。

○奥原政府参考人 所得の関係でございます。

これは経済環境によつて相当数字が変わつておりますので、最新の平成二十四年の数字で申し上げたいと思います。

まず、販売農家の平均農業所得でござりますが、平成二十四年におきまして、これは篠原先生の資料と同じですが、百三十五万円でござります。これで農外所得を含めた農家の総所得は四百七十六万円、これが二十四年の数字でござります。

ただ、これは販売農家全体でござりますので、主業農家だけをとつてみたうどうかを次に申

上げます。主業農家といいますのは、農業所得が主で、一年間に六十日以上自営農業に従事している六十五歳未満の世帯員がいる農家でございます。

この主業農家について見ますと、農業所得で五百二万円、それから農家の総所得は六百三十一万円といふふうになつております。このときの労働時間でござりますけれども、これは農業部門だけでござりますが、年間で、これは二・五人が働くでござりますけれども、二・五人で労働時間が年間四千百九時間でございます。

これと労働者世帯を比べてみたいと思いますけれども、労働者世帯、これは二十四年の数字ですが、勤め先の収入で五百七十六万円、それからその他の収入を含めた実収入でいきますと六百二十二万円、それから、労働時間は年間で千七百四十七時間、こうしたことになります。

こうしますと、主業農家の農家の総所得、これが六百三十一万、それから労働者世帯の実収入が六百二十二万でございますので、数字だけ比べれば、主業農家の農家の総所得の方がちょっと高いということになります。

ですが、労働時間のところが相当違つております。主業農家の方は年間で四千百九時間、それから労働者世帯の方は年間で千七百四十七時間、こうしたことになりますので、これを比較するため、労働時間当たりの単価を計算してみます。これでいきますと、主業農家の方は一時間当たり一千二百二十二円、それから労働者の世帯の方は三千二百九十四円というものが計算の結果でございます。

これは数字でございますので、いろいろな見方はあるかもしれません、単位時間当たりの賃金、所得といふことで見ますと、必ずしも農業者世帯の方が労働者世帯よりも裕福であるというようないことは言えないといふふうに思います。

○鷺尾委員 大変詳しい御説明をいただきました。というのは、こういう主張をされる方は、どちら

らかというと、当然農家総所得が都合がいいわけではありません、その都合のいい数字を引っ張り出して、いざかとか、農家総所得が大きいから、今は何ら問題はないんだ、むしろ労働世帯よりも裕福ですよということを喧伝する嫌いがあると思つています。

そこで、きょう質問させていただいたわけですが、大変詳しい説明で、今局長から答弁があつたように、やはり単位時間当たりのお金というところで見ますと、農業に携わっている方々が厳しい現状にある。そうでもしない限り、労働者世帯と同程度の所得を維持することができないということもあろうかと思いますので、そこに我々は着目した政策体系というのを考えいかなければならぬというふうに思つておるわけでございます。

ですので、単純に農業所得ばかりを喧伝しても仕方がないし、農家総所得を引き合いに出した形で、いや、それとは違うんだという反論も、これもいかがなものかというところで、ぜひそういう数字に着目をした施策の実施を改めて望みたいというふうに思つております。

○小風政府参考人 お答えいたします。

野菜、果樹、水田作といった形で、その内訳について明示をしていただきたいといふふうに思いますが、この営農類型別年間所得の比較を改めて見ますと、またちょっと別の違つた側面も浮き彫りになるかと存じますので、政府から御答弁いただきたいと思います。

円、うち農業所得が六百六十四万円。プロイラーでは、六百十五万円の総所得に対して、農業所得が五百万円余。あるいは、野菜作では、五百五十九万円。果樹作は、四百四十七万円の総所得のうち、農業所得は百九十八万円。

これをみると、水田作の農業所得、これは割合低い、農業以外の収入が多い。これは経営耕地面積が狭いとか戸数とかいうことがござりますけれども、そういう結果になつております。

○鷺尾委員 今答弁があつたように、水田作は極めて農業生産関連所得が少ないんですね。酪農でと、営農類型別年間所得の総額が七百九十四万円に対して、農業関連ということで六百六十四万円ですから、その差たるや歴然としているわけでございます。

これを称して、農業というのは、水田は収入がなかなかないから、逆に言うと、片手間でやつてゐる人が多いんだよという話をされる方がいるわけですから、実際、ちょっと突つ込んで質問したいのは、どうして水田作はほかの営農の類型に比べますとこれだけ農業及び農業生産関連所得が少ないので、どうしてなのか。御質問したいと思います。

○小風政府参考人 お答えします。

先ほどお答えしましたけれども、水田作の経営、これは全国の平均作付面積が一・六ヘクタール程度、こういう小規模でございます。したがいまして、総所得四百五十八万円、このうち農業所得は六十二万四千円、一四%となつております。

一方、同じ経営所得の経営統計の分析を見ますと、階層別のところを見てみますと、作付面積が五ヘクタール以上の階層の所得は八百八十万円、このうち農業所得が六百六十六万円、七五%を占めているという結果が出ております。また一方、農業関連の所得を見ましても、全国平均で二千円ということなんすけれども、五ヘクタール以上の階層では農業関連事業で二万三千円の所得を上げている。このように、比較的規模の大きい階層

では、農業所得の増大、拡大というものに加えて、農業生産関連事業への取り組み、こういうものが見られております。

したがいまして、規模の拡大というものが農業の本来の所得の拡大あるいは農業関連事業の所得といふことにつながつてゐるのでないかというふうに考えられると思います。

○鷺尾委員 規模の拡大も当然だと思います。やはり規模の拡大というのは大事だなと改め思つわけですが、一方で、生産費の方ですね。肥料や農機具などの高コスト構造、これもあるのではないかと私は思つてございます。

経営感覚あふれる農業経営体を育成するというのが今の政府の目標でございます。効率的かつ安定的な経営体を育成する、これまでの議論でもそうおっしゃつてました。そういう経営に対し

まずは機械でありますけれども、私の地元でもしている、経営体が直面している高コスト構造、これをどうしていこうとお考えなのか、どうお考えなのかということについて御答弁を願いたいと思います。

○江藤副大臣

コストを下げるることはとても大切

なことだというふうに認識をいたしております。まずなんですが、ちょっとソーマッチな装備をしている。冷暖房完備でオーディオシステムをばつちり完備していく、それが悪いといふわけではないですが、ただ、海外に輸出している農機具に比べると、コストが三割ぐらい高いわけですよね。ですから、農作業に特化した、いわゆる絞り込んだ、プラッシュアップされた、もつとコストの安い、いわゆる大型農業機械の開発、販売をメーカーに働きかけることもいたしております。それから、施肥のやり方も、過剰に肥料を与える意味がありませんので、適正な量というのはどの水準なのかというような指導もきちっとやっていかなければならないということでやつております。

本年の三月末には、いわゆる、こういう高収益

に資する技術を試験研究機関や民間企業等から募
集いたしまして、担い手農家の経営革新に資する
稻作技術カタログというものをまとめて公表もい
たしました。

られてコストの低減が推進されるように、さらに検討を進めてまいりたいと考えております。
○鷺尾委員 これは、補助金のあり方も含めて、日本全体の構造的な問題もあると思うんです。どういう形で誘導していくのかというのは、政府はかなり重い責任を負っていると思います。

今、農協占草等いろいろな読み方をこころもとにされども、やはり農家の高コスト構造をどう是正するかという観点を念頭に置きながらやつていただきたいと思います。

○林国務大臣　先生がおつしやるよう、この所
得補償によりまして、農地の受け手となり得る大
規模農家の経営に余裕が生じたということはある
かも知れないということですが、一方で、規模の
小さい方を含めて、全販売農家が対象となつてお
ります。したがつて、リタイアしようとか貸し出
そうという方々を思いとどまらせて、農地を人に
貸さずに自分で耕作しようという方も出てくると
いうことです。

でございますが、この年の権利移動面積は十三万ヘクタールです。それに対して、戸別所得補償制度が導入された平成二十二年は約九万ヘクタールということで、流動化のベースがここを見ますと鈍化をした、こういうことになつておるところであります。

これはもう委員も当然御案内のことだと思いますが、民主党政権下においても、平成二十三年度から、規模拡大加算を、これは受け手に対する交付金ですが、交付をしたということもつけ加えておきたい、こういうふうに思います。

○鷲尾委員　事実は事実ですから、数字としてそういうふたところがあつたんでしようけれども、私が申し上げたかったのは、やはり大規模農家が所得を向上させるというのは、その分土地代を払うことになりますから、リースで借り受けるその賃料を払うことができますから、それは農地集約に役立たないわけはないと思つています。その点をちよつと指摘したかったわけでござります。

というのは、農地の流動化の問題ですけれども、今、中間管理機構、我々も賛成して、それこそ今、この四月から稼働するということでございまますけれども、この中間管理機構で農地を集約していくこうという中にあつても、もつと言えば、それをあわせて、戸別所得補償があつて、それこそ大規模農家が所得に余裕が出れば、なお一層私は集約が進むんじやないかなと思つていてます。

これは、農地集積協力金その他、農地中間管理機構の設立当初三年間でいろいろメリット措置を講じて、どんどん出してくださいねということをアナウンスしているわけです。アナウンスしている当初三年間というのは、まさしく戸別所得補償が経過措置として残つてゐる期間なんですね。さすが農水省だなと思つたのは、恐らくそれを見越していんじやないかな、やはりそいつた所得補償のいわゆる農地集約に対する機能というのは捨てがたいなど私は思つたと考へていますけれども、いかがでしようか。

ますが、昨年、臨時国会で法律を通していただきまして、現在、三十九の県で機構の指定が行われているところでございます。

この中間管理機構は、担い手への農地の集積それから集約化を進める上で極めて重要な方法でござりますので、これを用いまして、十年間に向けて手に農地利用の八割を集積するという目標に向かまして、速やかにこの機構を軌道に乗せていくたいというふうに考えております。

このために、機構への農地の出し手、あるいは出していただく地域に対する助成措置でございまして、機構集積協力金につきましては、特にこの立ち上げの時期ということで、平成二十五年から二十七年の三年間、基本単価については二倍というごとに引き上げております。

これは、あくまでも中間管理機構を軌道に乗せることでございまして、この一万五千円を七千五百円にして、四年間経過措置でやることとは直接の関係はございません。

○鷲尾委員 直接関係ないとは言いますけれども、私は関係してくると思います、農水省さんがどう思おうが。やはりこの点は、本当は認めていいんじゃないですか、だつて四年間、経過措置をやつてあるわけですから。そこは認めて、なお一層推進しますと、我々は農地中間管理機構を賛成しているんですから。大臣、どうですか。

○林国務大臣 結果として何が起こるかというのは、それぞれの地域で、それぞれの農家でいろいろあると思いますが、やはり基本的な考え方としては、借りて、新しくやるわけですね、その人は。だから、借りたりース料と、そこをやることによる収入が見合うかどうか、こういう判断をしやっていくというのが、やはり基本的な経営者としてのあり方であろう、こういうふうに思うので、今たくさん金が入つてきたので、それで借りようというのは、若干鷲尾先生らしい考え方ではないかなというふうには思っております。

○鷲尾委員 これは、質料というのは当事者で決めるわけですよ、幾らにしますとというのを、地域

「とにかく、いろいろ寄つて決めているわけじゃないですか。そこで、所得補償で若干余力があったら、新潟弁で言うとまかると言うんですか、では、もうちょっと俺が受け持つよ」ということは、現場では容易にあり得ることなんですよ。

ですから、それを、直接関係ありませんというのではなく、純じやないな、もうちょっとと純じやないな、もうちよつと純じやないな認めになつたらどうですかと。私は多分に皮肉を込めて申し上げますので、皮肉っぽいということころで見れば、私らしいんじやないかなと思つてございます。

それでは、統いての質問でござります。

収入減少影響緩和対策、これは、参加可能者はいろいろ議論がござりますけれども、時間がなくなってきますので、ちょっと早口で参りたいと思います。

これは、いろいろ範囲を広げられた、面積要件をなくしたということでございますけれども、排除される人たちがいますね。要するに、要件に当たらない人たち、そういう人たちには、セーフティーネットなしでいいということでしょうか。どう考えておられますか。

○鷲原政府参考人 今回の制度改正におきましては、ナラシ対策も含めまして、対象者の要件については、現行の認定農業者、集落営農に加えまして、認定新規就農者も加えておりまして、さらに、いずれについても規模要件は課さない、こういうことにしておるところでございます。

この結果、現在の米のナラシ対策の加入件数は、これは、二十五年産でいまして五万七千件でござりますけれども、今回の対象者要件の変更によりまして、かなり広がつてくるものというふうに考えております。

○鷲尾委員 局長、御自身でわかつておられると思いますが、ちゃんと答弁していただきたいんです。

それは、入る人はふえているんですよ。でも、排除される人がいますよね。排除される人々たちはどうなんですかという話なんです。

○奥原政府参考人 ここは、認定農業者、それから認定新規就農者につきましては、皆さん計画をつくつていただいて、市町村の認定をまず受けていただく努力をこの一年の間にやつていただくということでございます。

それから、なかなかそこまで到達しない小さい農家の方々は、集落営農をつくつていただいて、今は集落営農についても、この交付金の対象にするために、五要件ではなくて二要件ということにしておりますので、規約をつくつていただきて、共同販売経理をやるということにすれば、この施策の対象になりますので、この法律が施行されるまでに、その準備ができるだけ進めさせていただいきたいというふうに考えております。

○鷺尾委員 やはり答えていただけないというごとでござりますね。やはり答えていただけないというごとでござりますね。そこで、五要件ではなくて二要件といふことでも、それは、委員会での答弁でも、対象としている。それは、委員会での答弁でも、趣旨説明でも何度も申し上げているところ、當農の継続こそが、いろいろな意味で、集落機能でありますとか、農村の、農業の多面的機能の維持につながっていくんだということですね。だからこそ、全ての販売農家という形で要件をつくつておるわけでございます。

逆に言うと、それを絞りながらやつておるということは、今の多面的機能の維持というのは、特定の農家に任せて、いや、そこに住んでいない人が逆にまかってもいい、任せてもそれでも構わないんだ、そういうことなんだろうなということを、今の答弁でおお一層新たに認識をした次第でございます。果たして、それで本当に農業、農村の活性化と言えるのかと、いま一度考えていただきたく思います。それから、時間がなくて恐縮なんですけれど

も、生産調整に関連して質問をさせていただきました。これも地方公聴会で話を聞いたんですけど、飼料用米の話ですね。作物が高騰しています、だから今、飼料用米の高い補助金で誘導すれば、これを国産化することができるんじやないか、今の国際的な情勢からいくと、飼料価格というのはこの先も下がらないだろうという認識を畜産農家さんはおっしゃつておられました。

そういう部分が一面あるとするならば、飼料用米だけではなくて、飼料用トウモロコシの作付をふやす方向性も考えたらいかがかと思いますけれども、いかがですか。

○佐藤政府参考人 お答えいたします。平成二十五年産の関係で見てまいりますと、青刈利用の飼料用トウモロコシというものが作付されておりまして、全国で九万三千ヘクタール、うち水田での作付は約九千ヘクタールというふうに相なつておるところでございます。

それともう一つは、今先生からお話をありまし

た、実を使う飼料用のトウモロコシを水田で生産する場合には、子実用であれ青刈り用であれ、水田活用の直接支払交付金の助成により、十アール当たり三・五万円の交付金が農業者に直接支払われるというような状況になつております。

さらに、これに加えまして、産地交付金によりまして、地域の実情に即して、交付金を上乗せして支援することも可能としているところであります。取り組みも支援を受けることも可能となつていいところでございます。

○鷺尾委員 ゼビ多様な取り組みをお願いしたい

公聴会でも議論がありました、需給バランスをつかりと保つた上で廃止をした方がいいだろう

と。需給バランスを達成するには、我々としても、生産調整を選択的に行いながら需給バランスを達成していくこと、つまりスタンスでございますけれども、今般、自主的に、きめ細かな情報をを行つて、生産者がみずから経営判断して数量を決めていくんだという話を政府としては打ち出しているわけでございます。

そうすると、生産調整は廃止した方がむしろ需給バランスをとりやすいということを考えている

というふうに思ふんですけれども、一言だけ答弁をお願いします。

○江藤副大臣 生産調整を廃止した方が需給バランスをとりやすいということではあります。これがい

かに難しいかということは、重々承知をしているつもりであります。

しかし、我々の政策としては、生産者の方々の

自主的な判断、きめ細やかな情報に基づいて、自

分たちで何をつくるのが営農を続けていく上で有

利であるか、飼料用米をつくるのが有利である

か、主食用米に行くのが有利であるか、その情報に基づいて、銘柄に基づいて、産地に基づいて、

東北は配合飼料工場もない、しかし、私の宮崎は

志布志と細島に配合飼料の工場がある、こういつ

たところのいろいろな条件を勘案しながら、皆様

方が、金農組織もぜひ機能していただいて、生産

調整が機能していくことがベストの姿では

ないかなというふうに考えております。

○鷺尾委員 時間がなくなりましたので、最後の

質問にさせていただきたいと思います。

○小里大臣 政務官 食料安保の観点、多面的機能維持の観点から、しっかりと農地を確保していく

ことが重要な課題であります。

転用需要に適切に対応していくことが肝要であ

りますが、そういった中で、例えば農振農用地で

あります。それがないこと、あるいは基盤整備事業完了後

八年を経過していること等の一定の要件を満たす

場合、あるいは市町村による地域の農業の振興に

関する計画に基づく施設の用に供する場合は除外

を認めてきたところであります。

しかしながら、市町村による具体的な対応の実態

を調べたところ、農業の振興と関係が希薄な施

設、例えば大型店舗とか、そういうところが散

見されました。そういうことを考えながら、平

んが判断するのは本当に難しいですよ、委員の先生方から数々の質問がありますけれども、そこはよくよく、需給バランスがこうなつて、その結果米価がこうなる、振れ幅が大きくなるということがないように、まあ、きっとなるんでしようけれども、ないようにお願いしたいというふうに思います。

最後の最後、済みません、ちょっと違う話であります。

農振農用地は農地として重要ですけれども、地

方経済というのは大分疲弊しています。経営資源

を効率化して産業を育成していくこと

は、農業もほかの産業も変わらないというふうに

思います。

この点、実は、農振の除外が今極めて問題に

なつてていると思うんです。というのは、平成二十

一年の農地法改正で除外のガイドラインが大変厳しくなつたという声をすごく聞いているんです。

その現状と、これから地方経済の現状を考えた農

地の活用をバランスよくやっていくということが

なつていて、その声をすごく聞いています。

政府が行うべき本分だと思いますけれども、見解

を最後にお聞きして、質問を終わります。

○坂本委員長 小里政務官、答弁は簡潔にお願いいたします。

○小里大臣 政務官 食料安保の観点、多面的機能

維持の観点から、しっかりと農地を確保していく

ことが重要な課題であります。

転用需要に適切に対応していくことが肝要であ

りますが、そういった中で、例えば農振農用地で

あります。それがないこと、あるいは基盤整備事業完了後

八年を経過していること等の一定の要件を満たす

場合、あるいは市町村による地域の農業の振興に

関する計画に基づく施設の用に供する場合は除外

を認めてきたところであります。

しかしながら、市町村による具体的な対応の実態

を調べたところ、農業の振興と関係が希薄な施

設、例えば大型店舗とか、そういうところが散

見されました。そういうことを考えながら、平

成二十一年、その前の二年に及ぶ農地法改革の議論を通じて制度改正を行つたところでありまして、すなわち、除外の対象となる施設を、地域の特性に応じた農業の振興を図るために必要な施設に限定するなど、運用の厳格化を図つてきたところであります。

一般議論がありますように、不測の事態に、入る日本農地を全部活用して表も裏もカロリーのある作物をつくった場合にやつと国民が生きていくカロリーを確保できる、ぎりぎりの農地の状況にあるといふことも勘案しながら、今後とも、優良農地の確保を図ることを基本としながら、適切な土地利用調整を行つてまいりたいと存じます。

○鶴尾委員　ぜひ産業とのバランスも考えていたらいいと思います。ありがとうございました。
○坂本委員長　午後零時四十分から委員会を開くこととし、この際、休憩いたします。

午後零時四十二分開議

○坂本委員長　休憩前に引き続き会議を開きま

す。
質疑を続行いたします。鈴木義弘君。

○鈴木(義)委員　日本維新の会、鈴木義弘です。

食事が終わつた後、お疲れだと思いますが、先週に引き続きまして、しばし、またおつき合いをいただきたいと思います。

今まで、きょうも、先週もそうなんですけれども、必ず食料自給率というお話をたびたび出でています。それで、もう一度おさらいをしたいと思います。

カロリーベースで算出した自給率のことなんですかという話があるんです。國民一人当たりの供給カロリーというのは、御案内のとおりだと思いま

す。

そこで、国産に輸入を加えた国内消費仕向量と入や、実際に、食品加工会社とか、それとか中食、外食でも、食品の残渣が出ます。それが、口スで出ているのも、全供給カロリーをベースにして、それで計算をしているということらしいです。

先週の議論をさせていただいた中でも、食料自給率というのは、農業サイドに立つた人が声高に今まで言つてきたんですねけれども、本当にそれが国民の望む自給ということにつながつていくんでしょうかかと疑問を投げかける方もいらっしゃいます。私もちょっとメタボなんですねけれども、最近は、カロリーが過剰な上、ダイエットブームやメタボ対策がやはり続いているのが今の日本ではないかと思つています。ここから、大量の食品廃棄物も発生しているし、七九%も自給率があつたとよく引き合いに出される一九六〇年と二〇〇〇五年、ちょっとと古いんですねけれども、実に、一人当たりの平均カロリーが、二千二百九十一キロカロリーから二千五百七十三キロカロリーと、三百キロカロリーぐらいふえてるんですね。重量換算すれば、國民一人、一年当たりの輸入量は、三百五十六キロも増加した計算になるという数字もあります。

自給率といつても、このように、輸入購買力の向上によつて自給カロリーの分母がこれだけ大きくなつてしまえば、国産の比率、三九とか四〇とか、民主党さんが掲げている五〇といふのは、自給率が過小評価されてしまうんじやないかというふうに思つてます。

まず初めに、現在使用しているキロカロリー

た分と廃棄に回された分、なかなかこれは数字を出すのは難しいかも知れないんですけども、こ

れを差し引いた計算で本来は自給率を計算しなければ、本当の意味での自給率にはならないんだと思うんです。二十四年度の数字で結構でございまして、おわかりになりましたら、何%なのか、お尋ねしたいと思います。

○荒川政府参考人　お答え申し上げます。

先生今お話をございました食料自給率でございますが、もともとは、国内の生産量で、国内の消

費仕向量のうち、どの程度を賄つてあるのかといふのが自給率の指標だと考へておるわけでございましてけれども、統計データなりあるいは国際的な考え方というのもござります。

今、私ども農林水産省では、FAOの計算方法に準拠いたしまして、分母につきましては、国内

生産量に輸入量を足して、そこから輸出量を引いて、これで計算をしますと、二十四年度につきましては三九%ということになつておるわけでございます。

お話をございましたように、分子の国内生産から輸出分を引いてどうなるのかということにつきましては、実は、輸出分のものうち、食用向けに回るものと非食用向けのデータというものが存

在しないのですから、厳密な意味で計算はかなり困難でございますけれども、一定の前提を置いて計算をすれば、二十四年度の値としては三八%という形のものが出てまいるわけでござります。

それから、もう一つ御指摘ございました、摂取量ベースでの廃棄ですとか食べ残しといつたよ

うなものを除けないかといふことでございまして、これは今、輸出以上にそういうことなのでございませんけれども、この調査は、一定の前提を置いてある一日の食事の量を調査対象者の方からお聞きしまして、それをベースに、引き伸ばして一年間を推計するというものでございまして、食べた中身のヒアリングなどをやつておられるようです。

トータルのデータは、これでカロリーベースのデータが出てますけれども、うち、国内由来のものがどのくらいあるかというデータは、残念ながら、この統計では出ておらないところ

ば、それは分母、分子両方に入つておりますので、そこを抜いても数値としては変わらないのです

はないかというふうに考えております。

○鈴木(義)委員　外国から大豆をたくさん輸入し

て、世界のブランドの亀の子印のしようゆをつくつて、どこへ行つてもあると思うんですね。そうする

と、輸入してきたものと輸出していつたものが、きつとやはり差し引きしないと、実際は、大豆を発酵させて絞るわけですから、ボリューム的、重量的には少なくなるんだと思うんですけれども、やはりなるべくわかりやすい数字に、また正確なデータをとつていつた方がいいんじゃないかなとうふうに思つてます。

平成二十四年度の厚生労働省の国民健康・栄養調査の栄養素等の摂取量は、男性で二千八十九キロカロリー、それで、女性で千六百八十三キロカロリーなんです。全体で千八百七十四キロカロリーのデータが示されているんです。これをもとにして食料自給率を計算すると幾らになるか、もう一度お尋ねしたいと思います。

○荒川政府参考人　お答え申し上げます。

今先生御指摘の摂取カロリーベースのものでござります。

今先生が御指摘になりました数字は、厚生労働省の方で調査をしております国民健康・栄養調査というものの数字だと承知をしておりますけれども、この調査は、一定の前提を置いてある一日の食事の量を調査対象者の方からお聞きしまして、それをベースに、引き伸ばして一年間を推計するというものでございまして、食べた中身のヒアリングなどをやつておられるようです。

トータルのデータは、これでカロリーベースのデータが出てますけれども、うち、国内由来のものがどのくらいあるかというデータは、残念ながら、この統計では出ておらないところでござります。

私どもの農林省が使つておりますデータは、F

A.Oの基準に基づきまして、供給ベースのデータから、マクロの統計の方からとつておりますので、今申し上げましたような厚生省の方の分母のデータに突合するようなものがございませんで、申しわけございませんが、これは幾らという数字を申し上げるわけにはまいりません。

ただし、先ほども申し上げましたように、およそ廃棄されるものの中に占める国産と外国産の比率というものが分母の比率と変わらないようであれば、その差はそれほど大きくなることはないのではないかと承知をしております。

○鈴木(義)委員 すばつと答えられるかなと思つたんですけども、分母が千八百七十四キロカロリーで、分子を九百九十六キロカロリーで計算すると、五三%ぐらいになるんです。

だつて、これはアンケートでとつたデータといいながらも、食べ残したり食料加工をした残渣があろうがなかろうが、私たちがきょう、私はセブンイレブンでお屋に焼きそばを買つてきてもらつたんですけども、あと、豚しゃぶが少し残つていたんですね。あと、スープが好きなものですから、卵入りのスープにお湯を差してもらつて飲んできたんですけども、それを摂取している量というのは、大体遠からず近からずで合つているんだと思うんですね。

だから、今までずっと議論してきた食料安全保障に基づく食料自給率というのは何なんだという話で、私は別に、農家をいじめるとかそういうつもりは全然ないんです。でも、本当の実態のところはどういうデータがあるのかというのを尋ねても、後段でも少しお聞きしたいんですけども、それは時代とともに変わりますよ、一九六〇年代からいつたら、米を一日二膳も三膳も食べてきただのが、今は一膳食べるかどうか。それで、結局、穀類の食料自給率が下がつてているというのは、どこのデータを見ても、農水省さんが出しているデータを見てもそうですね。そのかわり、たんぱく質だとか炭水化物、ほかのもので摂取しているし、脂肪分を、油脂分をとつていてるのは、約四十年

たつていますから、そのころから思えば多くなつてているのはわかるんですけれども、でも、実際に農業政策を進めていくに当たつて、やはりきちっと実態に合つたデータに基づいた施策を方向づけていかなくちゃいけないんじゃないかと思うんです。

そこで、お尋ねしたいんですけども、民主党が政権を担つたときの五〇%の食料自給率を掲げて農業政策を進めてきたんだと思うんです。今から三年前、四年前のことをお尋ねするのも失礼かも知れませんが、実際に、どういった観点に基づいて食料自給率の五〇%を掲げたのか、もう一度確認したいんです。

○大串(博)議員 私たちが政権をおつたときも、自給率をどういうふうに考えるか、それをどう目標づけるかというのを、大変議論をたくさんしました。おつやつたように、輸出の分を除くと、それで自給率は上がるんですね。あと、残渣の問題もございました。

ですが、いろいろ考えた結果、いろいろなそれまでの政策の一貫性、検証の一貫性というものを考えた上で、従来採用されていたカロリーベースの総合食料自給率、先ほど御説明のあつたもの、これを政策の指標とし、高い目標とは思いつつも、やはり五割に近づけていこう、こういうふうな考え方をとつたということをございます。

○鈴木(義)委員 ありがとうございました。

センセーションナルに掲げますし、それを見ている国民、有権者は、そうだなというふうに思いますから、大変なんだと思うんだと思うんです。ぜひ、今後いろいろな数値目標を掲げるときは、パーセンテージで示されるときは、分母と分子の根拠をきちつと示していただけたらなというふうに思つております。

また、先週の私の質問で、小里政務官の方で御

答弁いただいた、午前中もトウモロコシのこと

であります。

中間生産物、いわゆる餌に使われる飼料用作物等についてはこれを含まないとしているところがございまして、この点はどうか御理解をいただきたいと思います。

ただ、飼料作物の生産振興を図ることは、食料自給率の向上を図つていく観点から大事な課題であります。

したが

いとおり、戦略作物助成として、反三万五千円で支援をいたします。また、産地交付金からの支援も可能としているところでありまして、引き続き、各般の支援策を講じてまいりたいとしているところです。

先ほどの午前中の答弁もそうなんですけれども、いや、飼料用トウモロコシをつくっています

のかと逆に素朴に思うんですね。う答弁をされたんです。でも、そのトウモロコシを食べた鶏とか豚を私たちが食べているというこ

のなんだから、トウモロコシは対象にしないといふのなんだから、なぜ食料自給率に換算しないのかと逆に素朴に思うんですね。

う答弁をされたんです。でも、そのトウモロコシ

を食べた鶏とか豚を私たちが食べているというこ

のなんだから、なぜ食料自給率に換算しないのかと逆に素朴に思うんですね。

先ほどの午前中の答弁もそうなんですけれども、いや、飼料用トウモロコシをつくっています

のかと逆に素朴に思うんですね。う答弁をされたんです。でも、そのトウモロコシを食べた鶏とか豚を私たちが食べているというこ

のなんだから、なぜ食料自給率に換算しないのかと逆に素朴に思うんですね。

○鈴木(義)委員 もう一度、食料自給率のところまで政府参考人の方にお尋ねしたいんですけれども、先ほど示していただいた三八%の分母の中には、外國から入つてきている大豆だとトウモロコシは入つているのか、入つてないのかということがあります。

○荒川政府参考人 お答え申し上げます。

外國から入つてまいります飼料穀物であるトウモロコシ等につきましては、当然ながら、カロリーベースの計算をいたしますときに、国内の畜産物に對価をする形で計算をしておりますので、国内で見ますと、畜産物の生産物、例えば豚ですと、見た目の肉という意味では五〇%ぐらいの自給率があるわけでござりますけれども、その五〇%に対して、輸入で入つてきますトウモロコシの比率をざっくり言いますと掛けまして、餌に占める飼料自給率の値を掛けて計算をするという意味でございまして、カロリーベースでは、入つてくるものは含まれているということです。

○鈴木(義)委員 食料自給率を上げていきましたが、前半も副大臣から答弁がございました。なかなか日本の風土に合いにくい部分があります。

なおまた、トウモロコシの場合、なかなか難しい、悩ましいなと思うところでありますけれども、前半も副大臣から答弁がございました。なかなか日本風土に合いませんが、それでも、主としてしっかりとやっていくことが大事な課題であります。あるいは、機械の問題等があります。田は水田として生かして、飼料米を含めて稻作を主にしてしっかりとやっていくことが大事な課題であつたと思うところがございます。

○鈴木(義)委員 食料自給率を上げていきましたが、前半も副大臣から答弁がございました。なかなか日本風土に合いませんが、それでも、主としてしっかりとやっていくことが大事な課題であります。あるいは、機械の問題等があります。田は水田として生かして、飼料米を含めて稻作を主にしてしっかりとやっていくことが大事な課題であつたと思うところがございます。

田は水田として生かして、飼料米を含めて稻作を主にしてしっかりとやっていくことが大事な課題であつたと思うところがございます。

か。

○小里大臣政務官 先ほど答弁申し上げましたように、飼料作物の自給率は、今二六%として計算をされております。

ただ、今政府参考人から、また先ほど私が申し上げましたように、畜産物の自給率を計算する場合、中身が二六%しか国内で生産されておりませんので、二六%に換算して計算されておる。例えば、畜産が生産がふえていつても、そのふえていた分の二六%しか自給率は向上しない、そういう計算になるわけであります。

○鈴木(義)委員 余り押し問答していくもしようがないので、今回の法律の中では、衆法も閣法もそうなんですか? どうも、具体的に、ここに今いただいた「新たな農業・農村政策が始まります!!」ここにいろいろな施策が書いてあるんですけども、これは法律に事細かく書いてあるわけじやなくて、あくまでも法律の条文とは違うところの議論を今しているわけですね。

ぜひトウモロコシもやはり水田のフル活用で、確かに、私がお世話になつてている地元は、どうしでも稲刈りをした後には乾田化しないんですね。ですから、二毛作をやりたくても、妻だと大豆がつくりづらい地域なんです。ですから、一年に一作しかできない地域もある。きつと圃場整備が整つていて、水も入つてくるけれども、水を出したらきつと乾田化するような地域では、つくつてもらつてもいいんじやないかと思うんですね。だから、日本全国どこでも何でもつくれるかいたら難しいと思うんですけれども、ぜひトウモロコシも、食料自給率を上げようということで、計算の仕方と品目の追加のことは、二十六年度、よく協議をしていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○林国務大臣 おつしやるように、飼料作物の振興ということで、トウモロコシも大事な作物であるわけでございますので、そういう政策をやつていらっしゃいます。

一方で、カロリー自給率を計算するときのお話を今いただきましたように、これをやつていつた場合に、仮に、飼米が普及をいたしました、これが輸入のトウモロコシと置きかわった、こういうふうにしますと、その分は自給率が上がる、こう

すけれども、経営体の人が自分で情報をとつて、農林水産省は情報をきちつと出すから、需給バランスの中で自分は何をどのぐらい作付したらいいかというのを決めてもらいたいんだ、そういう答弁をいつも政務三役はおつしやられるんです。

先週の答弁の中で、水田のフル活用をしたときにも、この十万五千円、上限の金額をいたぐるに、あくまでも売り先がきちつとしているだけないんだ。

ただ、需要先がないのに、つくつてもしようがない。余つたらお金は出しませんといつたら、み

んな主食用しかつくらないでしょ。

副大臣の御地元の宮崎県は、それは酪農とか畜産が盛んなところですから、米を飼料米に転換すれば、どんどん食べてやるよと言つてくれるんでしょ。けれども、うちの方は、酪農とか養豚をやつている人はほとんど皆無なんですね。それで、飼料米をつくれ、加工米をつくれと。水田は、わあつといっぱいあるんです。ある一軒の農家では、百町歩やつている水田農家もありますよ。先日の話で、五十町歩やつている人もいるんですけれども、それだけ大規模化をやつているんだけ、隣の地域でも二軒だけ、豚は一軒だけなんです。牛さんをやつている人が、乳牛をやつている方は、二十頭ぐらいで一軒あるかないかなんて話です。でも、米は一生懸命つくっています。

そういう農家の方が、飼料米、加工米をつくつてみたいというふうに思つたときに、答弁の中では、いろいろな相談窓口がありますから、どうぞ聞いてくださいといふ話を聞くべきです。私がお聞きしたら、誰に相談すればいいんでしょうかといふんだ

お尋ねしたいと思います。

特に、やはり最後は、出口のところを国が責任を持つかどうかで、この制度が生きるか生きないかは決まります。私はそう思つてゐるんです。

だから、需要先がないのに、つくつてもしようがない。余つたらお金は出しませんといつたら、み

んな主食用しかつくらないでしょ。

副大臣の御地元の宮崎県は、それは酪農とか畜

産が盛んなところですから、米を飼料米に転換す

れば、どんどん食べてやるよと言つてくれるんでしょ。けれども、うちの方は、酪農とか養豚をやつしている人はほとんど皆無なんですね。それ

は十六・七万トンといつていると思うんですね。そ

うすると、七万トン出してもらったとしても、ま

たプラスマイナスしたつて二十四万、二十五万ト

ンぐらいしか、二十六年度というんですか、それ

は見込めないという計算になるわけですね。そ

うすると、おのずと、二十五万トンぐらいしか需要

がないのに、私は飼料米をつくつて補助金をもら

いたいんだと言つても、売り先がないから、あん

たはだめよと言われちゃつたときに、どこかで調

整しなくちゃならないんだと思うんですね。

この議論の最初の話で、小里政務官の方から御

答弁いただいた中で、飼料米に転換できる鳥、

豚、牛に食べさせる、パーセンテージもたしかお

話しになつたと思うんですね。それでいくと、

もらえるかどうか、お尋ねしたいと思います。

○林国務大臣 ちょっと、御質問の趣旨を正確に把握しておるかどうかわかりませんが、鈴木先生がおつしやつておるのは、昔のように、食糧特別会計を復活して政府が全部買ひ上げる、そういうことをおつしやつておるのは、ではないといふふうに思つております。

今でも、百町歩やつていらつしやる方は、どな

たかに売つていらつしやるわけですね。それだけ

の需要があつて、売つておる。それが、今から、

平均すると、トレンドとして八万トンずつ減つて

いく、こういう中長期的な予想がありますので、それをどうしていくかということを考えなければ

ならないといふことです。

したがつて、今でも需要に応じてお米をつくつ

ていただいている、しかし、それは生産数量目標

の配分という形で、政府が数量目標を配分する形

でやつておる、これを、なるべくその地域地域の

特性に応じて、今お話をありました、水田とい

ふことをフル活用しながら、残念ながら減つていく

○鈴木(義)委員 ありがとうございます。
この経営安定化交付金の制度では、近所に養鶏や養豚業者がいれば、自分で直接販売してもいいんですよと。七万トン来ているというようなお話をいただきました。飼料米や加工用米の需要が、引き合いが七万トン来ているというようなお話をいただきました。

しかし、私の地域は、鶏をやつている人は一軒だけ、隣の地域でも二軒だけ、豚は一軒だけなんです。牛さんをやつている人が、乳牛をやつている方は、二十頭ぐらいで一軒あるかないかなんて話です。でも、米は一生懸命つくつています。

そういう農家の方が、飼料米、加工米をつくつてみたいというふうに思つたときに、答弁の

中では、いろいろな相談窓口がありますから、どうぞ聞いてくださいといふ話を聞くべきです。

私はお聞きしたら、誰に相談すればいいんで

しょうかといふ話をしたら、全農飼料センターなどというような話を聞いたんです。

そこで、やはり疑問が湧くのが、相談した先

が、ことしはもういっぱいだからいいよといふ

話をこの中で、別の用途の米を作付したらといふ過去に答弁されていると思うんです。

繰り返しになるんですけれども、今、二十四年

度で計算して、十六・七万トンの需要を、毎年八

万トンずつ主食用米が減少すると見込まれている

中で、別の用途の米を作付したらといふ話がこの

飼料米になつていくんだと思うんです。加工米や

飼料米の売り先を誰が橋渡しするのでしょうか?

午前中の答弁でも、先週の答弁でもそうなん

三ヶ月分の需要に応じて支取していくべきで、マクロでいえば、毎年八万トンずつ主食用米が減っていく。水田を今と同じだけフル活用しようと思えば、八万トン分の主食用米以外の需要、こういうものを開拓しないかなければならない。こういうことで、飼料用米ですか米粉用米、あるいは麦、大豆、それから、難しいと今いろいろ議論されておられましたけれども、ほかのもの、こういうものを組み合わせることによつて、こういう新たな状況に対応していくことということであります。

先ほど七万三千トンのお話がありましたが、これは新規に出てきた積み上がる需要ということですございます。八万トン減っていく主食用米に対して、飼料の新規需要が七万三千トン出てきた。それに加えて、麦、大豆、米粉用米等で水田のフル活用ビジョンを図つていく、こういう考え方になつていくわけでござります。

したがつて、この七万三千トンの話は、新たに畜産農家から直接希望がある数字でございまして、今委員がちょっとお触れになつたのは、もう一つ、配合飼料工場を通じて供給する、こういうルートもあるわけでございます。

ことし、今すぐにでも欲しいという方が、配合飼料以外に、畜産農家で七万三千トン要るという数字と、全部理論上の数字を、現在の技術水準でやつた場合に、潜在的なものが四百五十万トンである。これは、技術をもつとやつていけばふえる可能性もあるわけですが、潜在的に四百五十万トンある中で、実際に買いたいという方が、ことは去年に比べて、上積みとして七万三千トンある、こういう位置づけであるということを申し上げておきたいと思います。

○鈴木(義)委員 食管法を戻せとは言わないんですけれども、ただ、定着をしていくのに、国がその方向のかじを切り直したんですね。減反政策、生産調整はやめます、方向は五年先、それを目途にということで、いろいろな施策を組みかえただと思うんです。

であるならば、やはり食料米にシフトさせるんだしたら、農家の不安がないような道筋をつけてあげたらどうでしょうか。未采永劫、ずっと国が関与するということは考えていないんです。ある程度それで食べていいかられるような状況、もうかる農業が最終目標であれば、それをできる時点で国がぱつと手を引けばいいんだと私は思うんですね。

何の政策だつて同じだと思います。やはり産業として育ち始めたところに国の手を入れてあげて、きちっと育ついただければ、国が関与から手を外せばいいわけでありまして、そのところの道筋をつけてもらえないかというお尋ねなんですね。

○林国務大臣　まさにその道筋をつけるために、これは何度もこの場でもお答えをしておりますが、先ほどのマッチングの情報、これを一生懸命やる。県、市町村段階の関係機関に提供してやつていく、こういうこと。それから、配合飼料工場の場合は、各地の配合飼料メーカーと調整しながら受け入れ体制を整備していくこと。

これに加えて、畜産側に乾燥調製貯蔵施設、こういうものが必要になつてまいります。こういうものの整備をする。それから、畜産側では、加工、保管施設の整備、それから粉碎機、混合機等の機械導入への支援、こういうものを行つていこう。

こういうことをきめ細かく、まさに今委員がおっしゃついていた大いだ、道筋をつけていくといふことはしっかりとやつて、生産者、それから実需者、そして行政、これが一体となつて進めていく必要がある、こういうふうに考えておりま

す。

○鈴木(義)委員　ありがとうございます。

ここに載つてある、先週もお尋ねした、佐賀県に地方公聴会へ伺つた話をさせてもらつたんですけれども、ここでも二毛作の助成金があつたり耕畜連携助成金があつたりするんですけどれども、ふと思つたんです。村岡先生がいらっしゃるので、

田県を例示にしちゃうと、一年に一作しかできないところは、これをもられないんだよなと思うんですね。だから、この制度の中で一番どうかなというふうに思うのは、地理的要件とか気候的要件が、これで全部一律でやろうとして、地域差が出でてくるなどいうふうに思うんです。

特に、麦だとか大豆、今はトウモロコシだとか米だとかというふうにいろいろ議論しているんですけれども、水田のフル活用というふうにおつしやられるんですけれども、佐賀に行つたときに農家の方がいみじくもおつしやつていましたけれども、水田で麦だとか大豆をつくつたら、やはり味が落ちるんだそうです。

そうすると、結局、餌に使うんだつたらいいんだけれども、今までの議論のやりとりの中で、外国から入つてくる小麦よりも日本の小麦の方がうまいし、今それがトレンドになりつつあるよと、いう答弁をいただいたと思うんですね、うどんでもうだし、パンもそうだろうし。そうなつていて、くときには、おいしい麦をつくつたり大豆をつくろうといふになつたときに、これも全部じやないんです。うちの方でつくりたいといつても、先ほど申し上げたように、冬場、水田が乾田化さればいいんですけども、ぐちやぐちやの状態では、やはりいいものがつくれない。そこはおのずと二毛作はつくれないという話なんです。味がよくなつたから、外国から入つくるものがある意味ではとめられて、国内産のシェアを拡大することができると思ふんだと思うんです。それを經營者だけの判断にしていいのか。

今、出口のところで道筋をつけていきますといふうに大臣から答弁をいただいたんですねけれども、この辺についても、ちょっと矛盾するんじやないかなとと思うんです。お答えいただければあります。

○林国務大臣 地域によつてさまざまなかたちの状況がある、こういうふうに思いますので、先生のお地元の状況を逐一全部承知しているわけではございま

せんか 例えは、暗渠排水等の整備を進めていくことによって対応していく。これは、要するに、一般的の製造業でいえば、工場の設備を少し変え、新たな需要に対応したものつくる、こういったことなのかもしれません、その辺も含めて、どうしていくのか。麦、大豆で今言つたようなお話をもしもあるとすれば、そちらの方をやつていくという道ももちろんある、こういうふうに思ひます。

また、水田における麦、大豆の生産という意味でいえば、温害等によつて収量が不安定なこと、ロットごとの品質のばらつきというのがあります。したがつて、そういう課題に對して、单收回上技術とか機械化体系の導入、それからロットごとの均質化等に資する乾燥調製施設の整備、こういうものや、それから、今ちよつと触れていただきましたように、生産性や加工性にすぐれた新品種等の導入、こういうものを一体的に進めていかなければならぬ、こういうふうに思つておるところでござります。

やはり地域地域の特性に応じて、生産者、それから実業者、行政、先ほど申し上げたように、これが一体となつて取り組むことが大変大事だ、こういうふうに思つております。

○鈴木(義)委員 新しい制度を来年からスタートするから、いたし方ないと思うんですけれども、ぜひこれは一年か二年で検証していただいて、いいものをつくつたんだつたら、量が少なくていいと思うんです。これは、あくまでも量を一つの基準にしています。それだけ終わらせないで、やはり少なくともいいものをつくりたいとか珍しいものをつくりたいといったときに、そこで競争力、オンラインといふ話が私は出てくるんじやないかと思うんです。みんながつくるものを同じようにつくつたら、やはりオンラインといふ競争力が働かない。

これは、進め始めたときに、一年、二年はこれである程度様子を見ていかなくちゃいけないと思うんですけれども、やはりいいものを丹精込めて

つくつたら、それだけの評価をしてもらうというふうに思います。

また振り出しに戻らせてもらいたいんですけれども、衆法の方で出されている反当たり一万五千円、これはもらえる方からすれば一番ありがたい

五百円だとか、ただ半分にしただけなのかなと思うんです。結局、今取引している価格をベースにして、単純にこの一万五千円をどこかではじいてきた数字なのかなというふうに思うんです。

この金額の、またそのほかの、衆法でも閣法でもそろですけれども、ここで出してきている単価に関して、もう一度、おさらいの意味で御説明をいただきたいと思います。細かく説明いただかなくて結構です。

○奥原政府参考人 まず、米の直接支払交付金、これのこれまでやつてまいりました十アール当たり一万五千円の積算根拠でございます。これは、平成二十二年度に戸別所得補償制度モデル対策を導入いたしましたけれども、この時点で、標準的な生産をする費用をはじきまして、さらに、標準的な販売価格もデータに基づいて算定いたしました。この二つの差額をもとに算定をしたものでござります。

それから、米の直接支払交付金につきましては、政策的な課題がありましたので、今回の見直しにより廃止することになつておりますが、このまでの単価の二分の一に減額をして交付するというこことでございまして、積み上げでの積算根拠はございません。それから、いわゆるゲタ対策、生産条件不利補正交付金の交付単価でございますけれども、これ

は、対象農産物ごとに、標準的な生産費と標準的な販売価格をはじきまして、この差額をもとに算定しております。

それから、水田活用の直接支払交付金の交付単価でございますが、これは、水田をフル活用して食料自給率の向上を図るという観点から、水田で麦なり大豆なり、こういったものを生産した場合に、主食用の米との所得の格差が生じないようにするということを基本として、面積当たりの単価を算定しております。

○大串(博)議員 お答え申し上げます。

私たちも、政権時代の米の定額支払い金一万五千円については、先ほどの政府の説明と同じでござります。そして、今回私たちが提案している衆法におきましても、同じく反当たり一万五千円を基礎として考えておりまして、その考え方は、今説明のあつたとおりでございます。

も。

○鈴木(義)委員 何か根拠が、政府の方は二分の一と言つたし、一万五千円は、まあ、もう過ぎたことですから、いいかなと思うんですけどね。

そこで、今までの議論、私が御質問させて

らつた、過去に何回かるんすけれども、この

制度を組み合わせて補助金をいただければ、私た

ち消費者はおいしくて安い米を手に入れることができるのでしようかというお尋ねです。

これからも農業は、やはりきちっと保護すべ

きところは保護していくがを得ない、していつ

た方がいいと思うんです。納税者に何らかのメ

リットがなければ、農業、農家を守るだけでは納

得してくれないと思うんですね。

将来、これから、仮にの話ですけれども、四百五十万トンのお米を飼料米として作付するんだよ

と五年後になつたときに、予算の手だてがきちつ

とといふことでございまして、積み上げでの積算

根拠はございません。

それから、いわゆるゲタ対策、生産条件不利補

に農家の人が不安なく事業を進めるに当たつては、税金をきちっと、どこまでどのぐらい入れるかは別としても、やはり納税者に何らかのメリットがあるような税金の投入の仕方をしなければいけないと思うんですね。

ですから、先ほど、何回も繰り返し申し上げてますように、食料自給率の向上といったときの根拠が希薄じやだめなんです。だから、何回も申し上げているのはそこなんですね。今の实体经济はこうなつていて、こうだから、このぐらいの税金を入れれば、私たちの食料はここまで確保できるんだというふうに理論づけてやらないと、これがはなかなか、税収がそんなに急に何倍も上がつてくる時代じゃないと思うので、そこのところを、もしメリットがあれば、これを進めていつて、二十七年にはバラ色の花が咲くんだというのであれば、短くて結構ですか、お示しいただきたいと思います。

○小里大臣政務官 大事な御指摘であります。まず、今回の米政策の見直しでは、需要に見合つた米が現場主体でつくられていく、これを目指しているところであります。そのため、水田活用の直接支払交付金の充実、中食、外食ニーズに応じた生産、そして国によるきめ細かい情報の提供等の環境整備を進めていくというところでござります。

特に、中食、外食用のニーズが主食用米の需要の三割を占めておりますから、こういった消費者ニーズの多様化に応えて、みずからの経営判断によって生産を行つていただけるよう、そういった環境を整えていくとしたところであります。

具体的には、中食、外食業者や卸業者と産地のマッチング、米の生産コストの削減に向けまして、規模拡大、省力栽培技術の導入、生産資材費削減に向けた取り組みを行つていくところであります。

引き続き、こういった取り組みを推進することによりまして、生産コストの削減に向けた取り組みを進めることで、コスト削減の効果が米の価格に

反映をされ、そしてまた、生産者が安定的に生産をすることで、国民への安心、安定的な食料の提供が行われていくように取り組んでまいります。

また、飼料米について、四百五十万トンの需要とあるよう納税の投入の仕方をしなければいけないところでございましたが、これは、試算に基づけば、むしろ控え目な数量であります

が、それもあくまで潜在需要ということとあります。当面、そんなに生産していく状況ではございません。主食用米の生産も大事なことございません。

したがつて、そういうことを踏まえて、自民党的な十カ年戦略では、加工用米、米粉用米等を含めて、当面百五十万トンを目指そうということころで、現実的な目標を定めているところであります。

○大串(博)議員 私たちは、戸別所得補償制度と、これまでの農地・水・中山間等々を法制化するという提案をしているわけでございますけれども、戸別所得補償制度は、価格によつて消費者が負担を余儀なくされるコスト割れ部分、これを財政支出で広く薄く国民の皆さんに、直接支払いといふ制度ですから、御負担をいただくという制度でございます。

こういう制度によって、財政支出を過大にすることなく、繰り返しこの委員会でも申しておりますように、静かな構造改革といいますか、當農者のインセンティブに働きかけて大規模化を促し、大規模化に伴つて生産コストが下がつていく。それによつて、よりよい、より安い米も手に入れられるようになる。さらには、いろいろな加算措置もこれまでやつてまいりました。例えば、環境加算等々、品質等も含めた工夫を行つたときには計算を行つといつたことも行つておりまして、これによつて、質、そして価格の両面で進んだ農業になるようになつたといつたことを願ひを込めてつくりってきた制度でございます。

それから、いわゆるゲタ対策、生産条件不利補正交付金の交付単価でございますけれども、これ

農業の有する多面的機能の發揮の促進に関する法律、今まで何回も質問させていただいたんですけれども、この法案について一点だけお尋ねしたいと思います。

閣法では、多面的機能の促進を図るのを一つの法案としてまとめられています。衆法をあえて三本に分けている意味合いを教えていただきたいと思います。

また、衆法では、農地・水等共同活動の促進を図るために、環境保全型農業と、農業があつて環境が守られるとの理念でこの法案が作成されているようになっておりますが、ちょっとと言葉が過ぎているかもしれません。環境破壊しているのはもともと農業じやないかという考え方があります。森林や雑木林を開墾して、そこに農地をつくるということは、もともと自然を破壊してきたのは農業じやないかという考え方です。

これは、人間にとってメリットがあるから、それを推し進めてきたんだと思うんですけども、そもそも、このいろいろな多面的機能の補助制度を駆使したとしても、どの環境をどこまで保全するのかというのが、今までの議論の中で規定されたり議論されたことがほとんどないと思うんです。

何となく情緒的な話です。美しい日本を守りましようとか、ここのおせ道は、水路は底ざらいしまさになるのかといったときに、これとこれとこなれはこの基準でやつてください、だからここまで補助を出しますよというぐらの基準を設けた方がやはりいいんじやないかと私は思います。そうしなければ、先ほど御提案申し上げたように、麦でも大豆でも適当にと言つたらおかしいんですけども、いいものをつくるなくても、数だけつくれば補助金をもらえるんだつたら、なるべく手を抜いた方がいいんだと思うんです。でも、環境保全もそうだと思うんですけども、本当に一生懸命やつてあるところと、とりあえず草刈りだけすればいいやといふところと、同じお金を出そうと

しているんですね。だから、やはり基準はきちっと設けて、どこまでの環境を保全した方がいいのか。

これは前々回のときにも御質問申し上げたかも知れませんけれども、ヨーロッパの方は環境支払制度にどんどん移行していますし、アメリカの方は、日本以上に農家に保護政策をとつていて、何かもうかり過ぎちゃつてているから、今度は、来年あたりから保険制度に切りかえて、その保険の原資として税金を投入しようとかという話も出てきています。

ですから、日本でも、農業政策がうまくいくつてもうかつたときに、さあ、納税者はどう思うかといふところを少し考えて方向を出していった方がいいんじゃないかと思うんですが、今の時点で、どの環境をどのぐらいまで保全しようとするのか、もしわかつたら教えていただきたいと思います。

○小里大臣政務官 まず、法案一本化の理由であります。政府提出の多面的機能発揮促進法案は、四つの支払いを法制化するものであります。

本法案が一つの法案の中に盛り込んでいるのは、これらの支払いがいずれも多面的機能の発揮を促進する取り組みを行う農業者等に対する支払いを促進することによるものです。今まで三つが独立した予算事業として行われておりましたけれども、加えて、四つを一本の法律に集約して位置づけることによりまして、国、県、市、現場が一体となって、どうやって四つを組み合わせて、計画的に、効率的な運用を図つておられます。

三つを分けて考えました。守るべき自然のあり方、多面的機能のあり方、行動による施設の機能の維持、資源向上支払いについては、施設の補修、景観植物の植栽等による施設の機能の増進といった活動に対しても支援を行います。かつ、これらの活動については、国が、要綱、要領で、取り組む活動項目ごとに具体的な内容を定めて、それをもとに、都道府県が、地域の実態を踏まえて、取り組むべき活動を定めることにしておるわけであります。これらの活動が実施されることをもつて、多面的機能の発揮が促進される取り組みとしての判断基準としているところであります。

○坂本委員長 時間が経過しておりますので、簡潔にお願いします。

○小里大臣政務官 はい。

○鈴木(義)委員 一〇五〇年に、日本の人口が九千六百万とか八千万になつちゃう、日本の国土のうちの三分の一が無人化しちゃう。あと三十六年しかないんです。だから、この制度をもつと活用して、きちっと方向づけを出して、ここだけは最低やつてもらいたいといふだけを残さない限りは、人がいないんです。そのところを、今は入り口であれば、やはり方向づけを出していつてもらいたいなというふうに思つて、終わりにしたるところです。

○大串(博)議員 私たちは、政府のように、これは産業政策、地域政策と分けるのではなくて、戸別所得補償制度において営農を継続できる形をつくりていくことによって、ひいては多面的機能の発揮にもつながるというような連関性の中で考えます。そこで、多面的機能の維持の基礎となる農地に着目をして、その面積に応じた支払いを行つた等の理由によるものであります。

今まで三つが独立した予算事業として行われておりましたけれども、加えて、四つを一本の法律に集約して位置づけることによりまして、国、県、市、現場が一体となって、どうやって四つを組み合わせて、計画的に、効率的な運用を図つておられます。

さながらのことは、多面的機能の維持の基礎となる農地・水、これはいわゆる共同活動を支援するもの、そして中山間直接支払制度、これは、農業の生産活動そのものを支えるという面と共同活動をするところです。

また、この多面的機能の適切な発揮を促進するための評価の仕方についてお尋ねでございました。私は、平素、環境委員会の方で理事をさせていただいております。そういう意味から、農業、農地、水、これはいわゆる共同活動を支援するもの、そして中山間直接支払制度、これは、農業の生産活動そのものを支えるという面と共同活動を支える面という二つの面が、ここには共存しております。ですから、この二つは違います。さらに、環境保全型は、国策として環境保全型の農業を支える、支援するという、それぞれ違った目的、効果があると考えておりますのですから、

具体的に申し上げますと、農地維持支払いにつ

まず、環境政策と農業政策の位置づけについてお尋ねをいたしたいと思います。

言うまでもなく、両者は対立するものではありません。それぞれの考え方を調和させ、施策を進めることができます。これが非常に重要なことと考えております。互いに整合性をとつて進める必要があるわけあります。

今回の法案を見ますと、生物多様性の保全、あるいは地球温暖化対策、土壤改良など、数多く環境政策のキーワードも盛り込まれていると思っております。

こうした施策の具体化を進める際、環境省と農林水産省はどのように連携をとつていかれるのか、あるいは、環境省と人事交流をどのようにされているのか、環境省、農林水産省が日常的に施策を立案、実行する上でどのように連携を図っているのか、総論的にお尋ねいたしたいと思います。

○小里大臣政務官 農水省の営みは、身近な自然環境を形成して、多様な生物種が生息、生育する上で大変重要な役割を果たすなど、環境省と大変かかわりが深いところであります。從来から、さまざまな場面において連携して取り組んでいるところございます。

具体的には、御指摘の生物多様性については、農林水産分野を含むさまざまな取り組みを盛り込んだ生物多様性国家戦略を環境省と連携して作成しております。

地球温暖化対策については、森林等が二酸化炭素の吸収源として大きな役割を果たしていることから、吸収源に係る国際的ルールづくり等を連携して推進しております。

また、鳥獣被害対策につきましても、農水省と環境省とが共同議長となつて関係省庁連絡会議を開催するなど、一丸となつて取り組む体制を整えているところでございます。

また、本年四月現在で見ますと、農林水産省から環境省へ百六名、環境省から農水省へは二名が転向するなど、人事交流も行つてあるところであ

ります。

○河野(正)委員 ありがとうございました。

しっかりと連携をしていっていただきたいと思いま

す。

次に、中山間地の農業についてお尋ねをいたし

たいと思います。

高齢化社会を迎えて、今後は、里山対策や集落の農業あるいは農地を守るということが極めて重要な課題になってくると思います。また、あ

るいは森林保全という立場でも大切なものだと思います。

我が日本維新の会では、国家安全保障の観点から、外国資本による土地購入などに関する議員立法を提出しているところであります。これとは若干視点を変えまして、水源を守るという観点から、外国資本による水源の買い上げ、森林の買い上げ、買収について、現段階での政府の認識及び方向性についてお尋ねいたしたいと思いま

す。

○沼田政府参考人 お答え申上げます。

外国資本によります森林の買収の状況につきましては、平成二十二年以降毎年、都道府県を通じて調査を行つております。平成十八年から二十四年の七年間でございますが、この間の森林取得などの事例は、累計で六十八件、八百一ヘクタールとなつてゐるところでございます。

森林法におきましては、森林の適切な管理保全を図るために、林地開発許可制度等の規制措置を講じてきたところでございます。さらに、平成二十三年の森林法改正でござりますけれども、新たに森林の土地所有者となつた方の市町村への事後届け出の規定、そして、他の行政機関等が有する森林所有者情報の利用に関する規定、こういった二分の一相当を支援するということにしております。

しかしながら、地域によりましては特定の鳥獣による被害がけものによる被害よりも多くて、その捕獲を強化することが地域の農作物被害の軽減

されるところでございます。

私どもいたしましては、こうした制度の活用によりまして、外国資本によります森林買収の動向を的確に把握するということと、あと、規制措置等を適切に運用いたしまして、水源の涵養など、森林の有する多面的機能の適切な發揮を確保していきたいというふうに考えているところでございます。

○河野(正)委員 ありがとうございました。

やはりそういう土地売買ということがたくさん守つていくことであり、非常に豊富な水を含んでいる山を守るということは大切なことではないかと思つています。

我が日本維新の会では、国家安全保障の観点から、外国資本による土地購入などに関する議員立法を提出しているところであります。これとは若干視点を変えまして、水源を守るという観点から、外国資本による水源の買い上げ、森林の買い上げ、買収について、現段階での政府の認識及び方向性についてお尋ねいたしたいと思いま

すので、この点も多面的に検討を進めていかなければならぬ問題だと考えております。

また、法的にも、外国の方の土地購入を制限するということは非常に難しい問題があると思いま

すので、この点も多面的に検討を進めていかなければならぬ問題だと考えております。

次に、先ほどちょっとお話をありました、鳥獣被害対策について伺いたいと思います。

鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業について、捕獲経費の補助単価、本会議でもちょっとお話をさせていただいたんですが、大型獣類は一頭当たり八千円、鳥類は一羽当たり二百円と定められております。捕獲に用いる弾が一つ二百円以上するとも聞いております。

ことし四月より、特定の鳥類の補助単価が見直されることになりました。その狙いはどこにあるのかを教えていただけますでしょうか。

○佐藤政府参考人 お答えいたします。

深刻化、広域化する野生鳥獣による農作物被害の主な原因になつております鹿そしてイノシシを中心いて、緊急的に捕獲を進めるために、今先生の方からお話をございました事業により、捕獲経費の二分の一相当を支援するということにしております。

しかししながら、地域によりましては特定の鳥獣による被害がけものによる被害よりも多くて、その捕獲を強化することが地域の農作物被害の軽減

を促進する上で極めて不可欠な場合があります

のですから、本年四月に、鳥類に対する支援単価については、これまで一羽当たり二百円であったわけでございますが、捕獲経費の三分の一に相当する額または一羽当たり千円のいずれか低い額を上限として単価を設定できるようにしたところでございます。

○河野(正)委員 私の地元であります福岡県で

は、カラスによる農作物被害、園芸農業への被害がたくさん出でるというふうになつていています。

補助単価の見直しを要望しているところでありますけれども、今回の見直しでは、イノシシ、鹿、猿などのけものによる被害より大きいことが条件がなければならぬものだと思っております。

また、法的にも、外国の方の土地購入を制限するということは非常に難しい問題があると思いま

すので、この点も多面的に検討を進めていかなければならぬ問題だと考えております。

次に、先ほどちょっとお話をありました、鳥

獣被害対策について伺いたいと思います。

鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業について、捕

獲経費の補助単価、本会議でもちょっとお話をさせていただいたんですが、大型獣類は一頭当たり八千円、鳥類は一羽当たり二百円と定められております。捕獲に用いる弾が一つ二百円以上するとも聞いております。

ことし四月より、特定の鳥類の補助単価が見直されることになりました。その狙いはどこにあるのかを教えていただけますでしょうか。

○佐藤政府参考人 お答えいたします。

深刻化、広域化する野生鳥獣による農作物被害の主な原因になつております鹿そしてイノシシを中心いて、緊急的に捕獲を進めるために、今先生の方からお話をございました事業により、捕獲経費の二分の一相当を支援するということにしております。

しかししながら、地域によりましては特定の鳥獣による被害がけものによる被害よりも多くて、その捕獲を強化することが地域の農作物被害の軽減

います。

○河野(正)委員 次に行きます。

事業実施に当たりまして、捕獲、回収した鳥獣の確認は補助対象になるということでしたけれども、補助金の申請、支払いなど、市町村の事務作業が非常に煩雑化しております。これに対する補助はあるのでしょうかということです。

市町村の事務負担は無視できず、配慮する必要があると考えております。先日、林大臣の方から

本会議で答弁をいたしましたけれども、そのお答えを踏まえて、いかがでしょうか。

○佐藤政府参考人 お答えいたします。

鳥獣被害防止緊急捕獲等対策におきまして、事業実施主体でございます市町村あるいは地域協議会が支払いに伴う捕獲現場での確認等に要した経費、日当とか旅費等でございますが、これについても補助対象としているところでございます。

今先生おつしやつていただきましたように、イノシシあるいは鹿を捕獲した場合に、捕獲現場での確認といったことが非常に重要でございますが、なかなか市町村の担当者が一々出ていて確認することができないといったような状況がござります。

○河野(正)委員 次に、鳥獣被害防止総合交付金についてお尋ねいたします。

○河野(正)委員 次に、鳥獣被害防止総合交付金についてお尋ねいたします。

○佐藤政府参考人 まず、鳥獣被害防止総合対策交付金でございますが、やはりこれは、深刻化する野生鳥獣による農林水産業の被害の軽減を目的とするといったものでございます。

これにつきましては、各都道府県からの要望を踏ままして、まず、農作物の被害額あるいは被害の軽減率などの客観的な指標、そして事業計画の実施体制や実効性などの評価ポイントの二つの基準に基づきまして、各都道府県に配分しているところでございます。

これまで、鳥獣被害対策のための予算につきましては、各都道府県、頼りないといったようなことで、非常に増額要望が高かつたところでございまして、平成二十二年度まで実は二十億から三十

億円程度の予算であつたわけでございますが、平成二十四年度におきまして、当初予算が九十五億円であったわけですが、補正予算で百二十九億円を手当ていたしました。また、二十五年度におきましては、当初予算九十五億円であります。これに加えまして補正予算で三十億円を手当てしております。また、本年度についても、当初予算九十五億円を手当てするといつたようなことをいたしましたして、できるだけ予算の確保を図っているところです。

○河野(正)委員 ありがとうございます。

やはりしっかりと農業を守つていくという意味で、捕獲の実施を確実に確認できる方法を地域の実際に応じて定めることができるようにしまして、できるだけ負担軽減を図つてあるところです。

農業を営んでいきますと、どうしても鳥獣被害と向き合つていかなければならぬということになります。被害、捕獲という対策を続けるだけでは、被害と捕獲との繰り返しで、イタチごつこに陥りかねないと思つております。いわゆるすみ分けや防護を農業者自身が進めていくなど、人間の暮らしと鳥獣の活動とを調和する取り組みが必要と考えますが、農水省としての認識や施策についてお尋ねいたしたいと思います。

○小里大臣政務官 国民の理解、地域住民の理解を得ながらやっていくために、広報活動は大変大事な課題でございます。

近年の野生鳥獣による被害の深刻化、広域化は大変重要な課題となつていると認識をしておるところでございます。これは、農山村に居住する地域住民の理解と協力のもとに、連携してこの対策が取り組まれることが大変重要な課題でございます。

○佐藤政府参考人 今先生御指摘いただきましたように、衆議院の環境委員会の方におきまして、鳥獣保護法の改正法案が御議論されているやに聞いておりまして、その中で、鳥獣の捕獲等をする事業を実施する者を都道府県知事が認定する認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入が盛り込まれていることにつきましては承知しているところでございます。

同法案につきましては、事業者の認定に当たりまして、鳥獣の捕獲等につきまして、安全管理体制や、あるいは従事する者の技能及び知識が一定の基準に適合していること等を要件とし、適合しない場合の取り組みによりまして、例えば、自治会が設置したさる被害防止見回り隊による猿の追

い払い、あるいは地域住民が協力した牛の放牧による緩衝帯の設置など、地域ぐるみの効果的な被害防止活動が行われているところであります。

こうした優良な取り組みについて、毎年、表彰も行つてあるところでございます。そういったところを通じて、優良な取り組みを全国に普及啓発を図つていくことがまた肝要であろうと思いま

す。さらに、地域ぐるみの取り組みにつきましては、全国鳥獣被害対策サミット等で紹介するなどしておりまして、引き続き、地域住民また国民の理解を得るように努めてまいりたいと存じます。

○河野(正)委員 私は、環境委員会の方でこの法案が提出されるということで、いろいろ調べていい中で、問題かなと思つたのが、狩猟業者、狩猟事業者に民間事業者が参入できる、営利目的の方たちが入つてくることができるということがあります。

そういう意味で、民間事業者が入つてしままって、ふなれな狩猟者がやつてくる、山の中に入つてくるということで、農業者の安全性というものが脅かされるようなことがあつてはならないと思つておりますが、これについてどのような対策をとつていらっしゃるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○佐藤政府参考人 今先生御指摘いただきましたように、衆議院の環境委員会の方におきまして、鳥獣保護法の改正法案が御議論されているやに聞いておりまして、その中で、鳥獣の捕獲等をする事業を実施する者を都道府県知事が認定する認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入が盛り込まれていることにつきましては承知しているところでございます。

いずれにしましても、先ほど先生の御指摘がありましたように、今後、環境省の方と、基本方針あるいは省令の関係のところで、しっかりとこのことについては対応していきたいというふうに考えておられます。

○河野(正)委員 さらに、この鳥獣保護法一部改

正案が成立しますと、銃猟などで殺した鹿、イノシシなど、これは山間地にそのまま放置していくことができるようになつていくわけあります。

一定の基準はありますけれども、放置できるところと、鹿などの死体をそのまま百キロぐらいあるものですから、わざわざ持つてこない。しかも、

<p>民間、當利業者ですので、そのまま放置していつてしまふということになれば、死体の放置により、それが餌になる。大量に餌が発生することになりますので、熊などがそこへ食べに来る、餌場にして食べに来るということで、熊が冬眠しなくなってしまうのではないか。そうすると、年じゅうそこに熊がやつてくることによって、やはり山間部で農業をしている方が被害に遭う、人身への被害に遭うということも懸念されております。</p> <p>こういつた意味で、農用地、山林等の保全の観点から、こういつた懸念はどのようにお考えになつておられるでしょうか。</p> <p>○小里大臣政務官 御指摘のとおりに、改正案におきまして、集中的かつ広域的に管理を図る必要性があるということから、捕獲した鳥獣をその場で放置することも可能とする等の規制緩和が盛り込まれているということは承知をしておりま</p> <p>同法案では、当該事業における捕獲した個体の放置については、生態系に重大な影響を及ぼすおそれがないこと、事業の実施において特に必要があると認められる場合に限ると規定をされているところです。詳細を規定する環境省令は今後検討される予定です。</p> <p>また、鳥獣保護法改正後に環境大臣が定める基本指針につきましては、農水省と協議してこれを定めることがまだ盛り込まれているところです。ございまして、こういつた中で、議員が懸念されるような問題が生じないように、しっかりと取り組んでまいりたいと存じます。</p> <p>○河野(正)委員 時間が来ましたので、最後につだけ。</p> <p>こういつた意味で、環境省が所管している法律ではござりますけれども、夜間の銃猟も許可になりますので、やはり農業に携わっている方が被害に遭わないように、環境省と連携を深めていかなければいけない問題だと思っております。林大臣、一言だけいただけばと思います。</p>
<p>質問いただいて、新たな知見をいただいたな、こういうふうに思つております。放置しておくと熊が来て、冬眠しなくなるといったような、なるほどなというふうに思いました。</p> <p>我々は、農業、里山がしつかりと守られていくように、環境省と連携しながらしつかりと対応してまいりたいと思つております。</p> <p>○河野(正)委員 どうもありがとうございました。</p> <p>今週は、初めて林大臣に質問させていただきました。以上で質問を終わります。</p> <p>○坂本委員長 次に、村岡敏英君。</p> <p>○村岡委員 日本維新の会、村岡敏英でございました。</p> <p>きょうは資料をお渡ししたんですけれども、「あのころ 国会議事堂前も芋畠 戰後の食糧難」ということで、一九四六年、昭和二十一年六月十八日、終戦直後ですから、空き地という空き地は全部農地として活用しようということで、全国で農地をつくつていきました。御多分に漏れず、この国会議事堂の前でも、農地で、芋畠をつくつていた。率先して芋畠を耕していなければいけなかつた、こう思つております。</p> <p>しかし、この写真を見てどう感じるかが一番大切なことです。</p> <p>実は、日本は、たかが六十年か七十年前、食糧難だったわけです。それはほかのことにも言えます。</p>
<p>特に、食料は国民の安全と命を守るものであります。あの憲法の前文の、他国の信義と公正を信じて、食料が、セーフガードをやろう、その後に条件をつけて、必ず量は一定確保しようといつても、自分が本当に食糧難になつたら、日本には食料は来ません。そのことをもつて農業が大事だということを、ぜひ林農林大臣初め全会議員で、国民にも消費者にもしつかり理解してもらおうという認識を一緒にしていただきたい、こう思います。</p> <p>そこで、小泉政務官にわざわざ来ていただきました。「一時から会議だと聞いていますので、一言お聞きいたします。</p> <p>TPPの交渉に、甘利大臣がアメリカに十六日から行かれるようですがれども、それを聞いても、国会決議を踏まえてしつかりと交渉していくお聞きいたします。</p> <p>決して来週の日米首脳会談が、一つの節目ではあるけれども、デッドラインではない。皆さんがあな得いただける、そういう結果を出せるようになります。これからも努力をして、交渉に当たつていきたいと思つております。</p> <p>○村岡委員 やはり、きょうはすつきりできないと思います。</p> <p>それでは、政務官、会議があるということですから、よろしいです。</p>
<p>同じ質問なんですか。林農林大臣、先ほどの写真はもう既に何回も見られてるかとは思いますが、それを確認してTPP交渉に参加いたしました。それと、自民党は選挙で公約をつけました。この公約は、例えばTPPで聖域五品目の関税が落ちたときには、これは公約違反ですか、それとも公約内ですか。どう思つか、いつもの切れのいいところでお答えください。</p> <p>それと同じように、今、消費者と農業者と離れ</p> <p>ているのは、私は大臣、副大臣と同い年ですけれども、それよりもずっと前の人々は食糧難をしつかり知つてます。ですから、全国で農業が大変だということをはつきりとわかつてます。</p> <p>ところが、高度成長期で育つた人々は、他国からどんどん輸入して入つてくる。食糧難に遭つたことがないんです。日本の歴史上、飢饉に遭つたことがないなんという歴史はないんです。たつた六十年か七十年なんです。そこを、まずしっかりと国会議員が一緒にしてその意識を持ち、そして、消費者、農業者は決して分かれてはいけないということを把握してほしい、こう思つております。</p> <p>特に、食料は国民の安全と命を守るものであります。あの憲法の前文の、他国の信義と公正を信じて、食料が、セーフガードをやろう、その後に条件をつけて、必ず量は一定確保しようといつても、自分が本当に食糧難になつたら、日本には食料は来ません。そのことをもつて農業が大事だということを、ぜひ林農林大臣初め全会議員で、国民にも消費者にもしつかり理解してもらおうという認識を一緒にしていただきたい、こう思います。</p> <p>そこで、小泉政務官にわざわざ来ていただきました。「一時から会議だと聞いていますので、一言お聞きいたします。</p> <p>TPPの交渉に、甘利大臣がアメリカに十六日から行かれるようですがれども、それを聞いても、国会決議を踏まえてしつかりと交渉していくお聞きいたします。</p> <p>決して来週の日米首脳会談が、一つの節目ではあるけれども、デッドラインではない。皆さんがあな得いただける、そういう結果を出せるようになります。これからも努力をして、交渉に当たつていきたいと思つております。</p> <p>○村岡委員 やはり、きょうはすつきりできないと思います。</p> <p>それでは、政務官、会議があるということですから、よろしいです。</p> <p>葉をかりれば、私は食糧難を知らない時代を生きたわけですがれども、先ほどの国会前の芋畠の写真を見せていただき、こういうのは初めて見たので、大変新鮮な思いがしました。</p> <p>今はもう一度、食糧難とは関係なく、国会の敷地内に畠があつてもいいんじゃないかなとも思いました。それでも、まさに畠を耕して、果樹を、また作物をそれぞれが喜んで守らなければいけない。そのため、アメリカと日本と関係各国が、どうやって参加国全てが、まさに畠を耕して、果樹を、また作物をそれぞれが喜んで守らなければいけない。その事だというのをはつきりとわかつてます。</p> <p>今はもう一度、食糧難とは関係なく、国会の敷地内に畠があつてもいいんじゃないかなとも思いました。それでも、まさに畠を耕して、果樹を、また作物をそれぞれが喜んで守らなければいけない。そのため、アメリカと日本と関係各国が、どうやって参加国全てが、まさに畠を耕して、果樹を、また作物をそれぞれが喜んで守らなければいけない。その事だというのをはつきりとわかつてます。</p> <p>今はもう一度、食糧難とは関係なく、国会の敷地内に畠があつてもいいんじゃないかなとも思いました。それでも、まさに畠を耕して、果樹を、また作物をそれぞれが喜んで守らなければいけない。そのため、アメリカと日本と関係各国が、どうやって参加国全てが、まさに畠を耕して、果樹を、また作物をそれぞれが喜んで守らなければいけない。その事だというのをはつきりとわかつてます。</p>

が余っているといいますか、輸入も含めて。本当は、日本は、始まって以来、ほとんど危機の方が多いんです。だからこそ農業というのは大事だ、農業を制さない者はやはり政治全体のリーダーにはなれないというほどのものだと思うんです。これからもそうだと思います。その意識が政治家全体にないということに実は問題があります。やはり、国民にとつて一番大事なところ、さきの戦争も、飢餓で亡くなつた方や、国内でも栄養失調があつたり、それがたつた六十年か七十年前なんです。そのことを忘れているということが本当は一番の危機なんです。

農業は、消費者にとっても、それから農業者にとっても、どちらにとつても大事だという意識をもう少し農林省で取り組んでいただきながら、また国會議員にも啓蒙していただきたいと思いますけれども、その点はどうでしょうか。

○林務大臣 私の父は八十六歳で、おかげさまで元気でやつておりますが、戦争にもう少しで行きかかつた、村岡先生のお父上も同じ世代はどこかでお話をしたことがあるかもしれません、幼稚園ぐらいのときに、そのころは若干好き嫌いもありまして、そのまま好き嫌いが続いたらこんな体型になつていなかつたかもしれないが、好き嫌いがあつて、いろいろなものを感じたときに、母親が欠食児童という言葉を使つて、意味がよくわからなかつたんです。後々、その欠食児童というのは実は好き嫌いで食べないということではなくて、必要な食事がとれない、こういう言葉であることがわかるわけですが、我々の世代はこういう時代のことを体験した世代から直接話を聞くことができる多分最後の世代である、こういうふうに思つておりますので、我々の世代の使命としては、しっかりとこ

の体験といいますか記憶を受け継いでいく。水や空気、食料というのは、あるときには本当に当たり前のように皆さん思つておりますが、なまづいたときの苦しみというのは、洗面器に水を張つて何分そこで我慢できるかというのをやってみればすぐわかることであります。それと同じような感覚をしつかりとこの食料についても持つておくことが非常に大事な意味であります。

この写真 자체、私も初めて拝見いたしましたけれども、こういう時代があつたんだというのをしつかりといろいろな意味を込めて語り継いでいることは、委員がおつしやるようだ大変大事なことだというふうに認識をしております。

○村岡委員 ゼビ、大臣の今言つた言葉どおりにいろいろな方にもお伝え願いたい、こう思つています。

いずれ、地球の人口は爆発し始めているわけで日本にもやつてくる、その認識は持ちながら、それが十年先よりもっと先だから考えておかなくていいということじやなくて、その意味でも、農地というのはある程度しつかりと守つていかながら成長させていかなければならない、こういうふうに思つております。

私はどこかでお話をしたことのあるかもしれません、幼稚園ぐらいのときに、そのころは若干好き嫌いもありまして、そのまま好き嫌いが続いたらこんな体型になつていなかつたかもしれないが、好き嫌いがあつて、いろいろなものを残したときに、母親が欠食児童という言葉を使つて、意味がよくわからなかつたんです。後々、その欠食児童というのは実は好き嫌いで食べないということではなくて、必要な食事がとれない、こういう言葉であることがわかるわけですが、我々の世代はこういう時代のことを体験した世代から直接話を聞くことができる多分最後の世代である、こういうふうに思つておりますので、我々の世代の使命としては、しっかりとこ

御質問にも入つておつてそこでお答えしたとおりにおおしゃつてます。公約についてもそこで述べられておられたとおりであります。

私は、この立場としては、衆参農林委員会の決議を踏まえてやる、こう常に言い続けておりました。きのうの委員会でも、言い方をころころかえますとそれがひとり歩きをする、そのことが必要な混乱や不安といった印象を与えることは慎みたいというようなことをきのうは申し上げたんです。

決議を踏まえて交渉するというのは、せつかくの御質問でござりますので、この決議を念頭に置きながら、交渉相手国に対して、この決議があります、こういう内容でござりますということを常に示し、そして、この交渉が妥結する場合には、日本は国会の承認が必要なんです、批准という手続きがあります、したがつて、この決議というのが大変大事であるということを相手にも言ひながら、妥結する場合に国会の承認が得られるようなら、妥結する場合に国会の承認が得られるようになります、こういうふうに申し上げているところでございます。

○村岡委員 言い方をかえて聞いてもなかなか答えられないということで同じ答えになつてしまふんですけれども、江藤副大臣にお聞きします。パッショナふれる人で、最初に質問したときには、交渉参加に関して、もうやめようかと思ったということも言われました。

例えば、この聖域五品目になつたときに、これに同じ言葉を聞きます、同じ質問で答えるかもしませんが、公約を守つてゐるか守つてないか。私は、守つてないとかということを責めていました。

我々日本維新の会は、もともと、TPP交渉に参加して、しつかりと外交交渉して、そして農業の分野は、TPPにかかわらず、しつかりした対策をとつていて、こう、こういうことですから、その結果は、もちろん外交交渉は政府がやらなきやいけないですから、政府の結果というのを踏まえて

思ひでしようか。結果がまだ示されていないから、そのとき考えると言われるかもしませんが、答えていただければ。

○江藤副大臣 日豪で、ここにいらっしゃる皆様には、北海道の先生も含めて一定の評価をいたしておりますが、それでもやはり、畜産県の宮崎からはそれなりの激しい反対はあります。それに対して、私も、まだ地元に帰れずにいるんですけれども、説明責任は果たしていこうと思つて、自分なりに資料を整理したりして頑張つております。

私は、大臣がこの日豪の交渉をされている姿を見て、これがまさに国益をかけた大臣としての職責を果たす姿などと感動すら覚えたということを申しました。ですから、今回の結果でも、それは全く、いわゆる国会決議、委員会決議、それから自民党の公約、それに全くノータッチかと言われば、触れている部分はあると思いますよ、正直なところ。

しかし、TPPについてはまだまだ聞きがはるかに大きくて、私は守秘義務もありますので内容については触れられませんけれども、この日豪以上ものであつて、皆様方から激しい御批判を受けるような結論に至らないように、まず大臣をお支えするのが私の職務だと思つておりますので、大臣が申し上げた以上のことを踏み込んで言つてください。私は、守つてないとかということになりますから、私はパッショナふれているかもしませんけれども、大臣の立場を追い込むようなことは私としても不本意なことでありますので、この場での発言は控えさせていただきたいと思います。

○村岡委員 大変苦しいお立場なのに、お聞きしました。

我々日本維新の会は、もともと、TPP交渉にかかわったときには、それは公約違反なんですか、それとも対策をするから公約内なんですか、どう思われますでしょうか。

○林務大臣 これは、ちょっと手元に正確な文書がございませんが、総理が、これは村岡先生の

から、またいろいろな意見も我々にはありますけれども、でも、基本的に農業の対策は一緒に協力してまいります、その結果がどうなるとも、それがルール的になろうとも。

ただ、一番問題なのは、実は我々の党というより御党さんにあるというか、やはりみんな厳しいと思うんです、選挙で。私は選挙のとき、前に言いましたけれども、TPP、断固として鉢巻きをしないで農協に行きましたから、そのことは理解してもらっていますけれども、それ以外の人たちは大変なんです。それは、別に自民党的なことを私が心配しなくていいんですかけれども、そういう部分の中でいけば、やはり選挙の公約というのは、前にこの委員会で自民党的な議員の方が民主党のことをさんざん責めました。ブーメランで返つちゃっているんです。

だから、農業の分野において、そういう、うそをついたとか何だとかいうのをやめて、この農業の分野はそういう政争の具にしないでやつていただきたいということも前回申し上げました。農業の成長と環境保全ということは頑張りますので、そのことはぜひひよろしくお願ひしたい、こう思つております。

さて、TPPがまだ妥結していないのに関税のことを見くのもおかしな話ですけれども、資料をお渡しいたしております。TPP交渉参加十一カ国からの輸入に係る関税収入ということで、米が四億、小麦、大麦が三十二億、牛肉は八百四十五億となって、全体で千三百四十九億。その中で、直接対策に使われる牛の八百四十五億あります。それ以外は、関税は一般収入として一応入ると思います。

そう考えたときに、各国と牛の交渉をして妥結した場合に、当然、牛の対策費は減るわけですね。その想定もしながら、しつかりとした予算措置も考えながら、これから取り組んでいくのかどうか、お聞かせ願えればと思います。

○江藤副大臣 まずは、きちつとした交渉をするということだと考えております。

若干話はそれますが、日豪でも、御評価いただいていることはいえ、冷蔵、冷凍について関税を引き下げる、十八年後の先ですけれども、想定をしているわけありますから、これは、国家の判断として関税率を引き下げて、収入が減るのでありますから、財務当局に対しては、胸を張つてその分は要求をしてまい、必ずとつてまいるという覚悟でございます。

○村岡委員 やはり、成長産業にするためにも、ある程度の激変緩和というのはしなきゃいけないのでは、私は対策でしつかりとした措置も考えていかなければなりません。なきゃいけない、こういうふうに思つております。

裏側には、輸入差益、調整金等、こっちの方も大変大きいわけです。今、江藤副大臣が言われたように、これは食い込まれるかどうかはわからない話ですけれども、先ほど言つた、農業を成長させるために、しっかりと担い手の人が、将来、農業に対して期待が持てる、そして仕事としてやつていける、それと、国民の理解がしつかりあるという前提をつくつていかなきゃいけないの話ですけれども、先ほど言つた、農業を成長させるために、しっかりと担い手の人が、将来、農業に対して期待が持てる、そして仕事としてやつていける、それと、国民の理解がしつかります。

そこで、関税の方は、これ以上聞いても、結果がどうなるかまだわかつていないので、次のところに行きます。

きょうの午前中でも、経営安定対策の中でのシミュレーションというのをいろいろやつております。きょう渡した資料は、農林省からいただいた資料ですけれども、日本の農業集落の平均的な耕地面積三十四ヘクタール、田んぼが十九ヘクタール、畑が十五ヘクタールと仮定の集落として試算しました、こうなっています。これは戸戸ぐらの農家でやつたというのが出てこないんですけれども、きょう質問したら、集落というのは何戸ぐらの農家のモデルケースなのか、それはどうなたか答えられるでしょうか。答えられないですが、これがある程度意味のない数字になつてしまふんです。

それはなぜかというと、それぞれ生産調整払いを受けて、一体幾らになるのかという試算の一つかれども、今までの制度でなければ八百八十万、見直しになると一千萬、約一二三%アップ、こういうふうにモデルケースでなつていて、それから、裏側の現行と見直し後を見てください。

その中を見ると、農地・水支払いのところがふつて農村所得倍増というのは、どれをもつて農村所得倍増にしていくのかというところを、この平均的な集落のところでも、これはもちろん、六次産業化だと加工品だと、そういうのをやれということなんでしょうけれども、農村所得倍増というのは、このシミュレーションではなく、あるんですけれども、その制度を、この平均的な集落のところでも、これはもちろん、六次産業化だと加工品だと、そういうのをやれといふことなんでしょうけれども、農村所得倍増になつてない。それから、これで本当に変わらない。

そこでは、このシミュレーションでは、農村所得倍増になつてない。それから、これで本当に変わつてない、こう思つておりません。

○小里大臣政務官 このシミュレーションは、委員も疑問に思われるよう、私も十分なシミュレーションではないと思つております。

官。 例えば、飼料米の計算をどうやつていくかなんですが、このシミュレーションの場合は、専用品種で最大限つくった場合に、まず十万五千円、それから耕畜連携は一万三千円、含まれているようになります。ただ一方では、専用品種でつくったことに対する交付金一万二千円が入つておまりません。あるいは、産地交付金を利用して県や市町村が設定する分があるんですね。そういうものが、県や市町村によつては五千円とか一万円とか設定をされております。あるいは、二毛作助成も、例えば、表

まうんです。

それはなぜかというと、それぞれ生産調整払いを受けて、一体幾らになるのかという試算の一つかれども、今までの制度でなければ八百八十万、見直しになると一千萬、約一二三%アップ、こういうふうにモデルケースでなつていて、それから、裏側の現行と見直し後を見てください。

その中を見ると、農地・水支払いのところがふつて農村所得倍増というのは、どれをもつて農村所得倍増にしていくのかというところを、この平均的な集落のところでも、これはもちろん、六次産業化だと加工品だと、そういうのをやれといふことなんでしょうけれども、農村所得倍増になつてない。それから、これで本当に変わらない。

そこでは、このシミュレーションでは、農村所得倍増になつてない。それから、これで本当に変わつてない、こう思つております。

○小里大臣政務官 このシミュレーションは、委員も疑問に思われるよう、私も十分なシミュレーションではないと思つております。

官。 加えて、御指摘の規模拡大とか六次産業化をしつかり進めいくことで、水田作においても所得倍増をしつかり目指していくべきだと思います。また、ちょっと長くなつてしまいますが、農政全般で見た場合は、例えば土地改良を進めていくために、農家負担となるべくゼロにしていく、所得倍増を行つたところでありますし、そのため、農夫がいろいろ施されておりますし、その要件も緩和をされているところであります。新規就農の青年給付金についても大きく要件の緩和を行つたところでありますし、また、先ほどから議論がありますように、島嶼被災対策、これも所得倍増十カ年戦略では、午前中でもありましたように、十五本の柱、十五本のビジョン、百項目の方針、またそれに対応した具体的な施策、要件の緩和、そして予算措置というものを農水省に

でとしあごとで、今回お出ししてあるミニコレーシヨンは、単価を決めさせていただきましたので、これをやつたビフォー、アフターでどうなりますかと。

せをして、水田をどうよしな生産装置をフル活用することによって、どうアウトプットを最大化するか、こういうことを考えていただくような環境を整備していくことということです。それで、そ

書いていくのか?というマニフェアルもまたしつかりしているんです。これは比較的、相当現場に聞いてつくり上げたものだな、こう思っています。

フルに使つていただきたい、地域ごとの所得倍増の道筋というものを描いていただきたいし、また、農水省としても、これをしっかりと支援しながら、

議論があることは先ほど議論があるとおりです

ういへん、當時からしても、一定の目標をへき夢的なものということを出す、そもそものシミユレーーションという性格ではなかつたということを申し上げておきたいと思います。

いんですね。ここが問題で、せっかく農林省かいものを作つてゐると思うんです。経営感覚の第一歩となるものをしつかりつくつてゐるはずなのに、地元に帰つて農業者に聞くと、こういう

○村岡委員 政務官に答えていただきましたけれども、これは別に私が計算したわけじゃなくて、農林省が計算したのです。

そうなると、政務官のところにはいい数字を持つていつて、野党には悪い数字を持つていくとということになるのです。よくシミュレーションをしてくれというと、自分でやるべきだといふんですけれども、別にそれに責任を持たなくともいい。

かましまして、その上で、シミニーレーションについては、午前中も議論をいたしましたように、単価を全部お示しして、前提もここに書いておりますので、まさにこれをどう組み合わせるのかといふことをやつていただければ、数字は出るわけですが、ざいますので、どうしても、その前提の置き方にについて、これを出して以来いろいろな議論が起きるようなることは、どういう置き方をしても起きる、こういうことであります。

我々も、これをこういうふうにしましようとい

に所を得て増えるんだから、こんな簡単なことはないので、それはそう思つておりますんけれども、でも、やはりある程度のシミュレーションはぜひ出していただきたい、こういうふうに思つております。

この段階でも、それぞれが、小里政務官と大分違うということですから、それは後でまたお聞きしたい、こう思つております。

先ほど林大臣は、パンフレットみたいにして、こうこうこういうシミュレーションではなかなか

余りわからないんです。
ということは、やはり、しっかりとした指導が
下までおりていないとことがありますので、
そこはぜひ努力していただければ、今までその感
覚がなかつた人が、わかりやすい感じで、マニユ
アルを見て、指標による経営評価結果シートです
か、そういうものとか、いろいろな、マル、バツ
したりして、見ていくのに、最初の段階としては
非常にいいと思うんです。ところが、それがうま
くおりてないというところなので、その辺は、大

いても、これが農林省の出してきた計算ですかね。ううん、例えば、それは九州とかそつの方はいい数字に上がるのか、東北ではなかなかそれが難しいのか、よくわかりません。それとも、与党だといい数字を上げるのかどうかわかりませんけれども、これはしつかりミュレーションを、モデルケースを与えてください。そうすれば、農業者もちゃんと考えますよ。俺が使えないかったから農林省の責任だなんということはないと思います。

に、一体トータルとしてどういうふうになるのかということをわからずにそれぞれの単価を議論しているということではなくて、やはりトータルとしてこういうことになるとどうながら、では、ここをこうしたらどうなるか、ここをこうしたらどうなるかという議論をさせていただいて、まとめさせていただいた、こういう経緯も実はあるわけでござります。

その後、では、これを大々的に、こうですよと

いかもしれないですねけれども、ほかの政党では、こういうふうになるとかというのは、選挙前になるとすぐ出しますね、それは違う党かもしれませんけれども。これは、選挙のときは丁寧になるけれども、ふだんのときはそれほど丁寧じゃないといふんじゃなくて、もう少し、参考になる程度で、ぜひ我々もわかるように出していただきたい、こういうふうに思つております。それはよろしくお願ひいたします。

者に勧めるように農林省にも御指導していただきたいんですけど、よろしいでしょか。

大臣　こういうシミュレーションを、私が農林省につくつてもらつた数字なのに、小里政務官に聞くと違うというのでは、これはもう農業者が聞いたつて違うことになつてしまつますので、ぜひこういうシミュレーションを、正しいものを出してほしいと思います。

先ほどのパンフレットで配っているような形や
るかといえば、それは、逆に言えば、「このシミュ
レーションの趣旨からして、我々が一定のあるべ
き姿」という意味でのモデルを示すということでは
ないということにおいて、余りパンフレットをつ
くつて配るという類いのものではないのではないか
かな。こういうふうに思つています。

それは、午前中も御議論があつたように、あく
まで水田フル活用ビジョンをつくつていただく、
五年間で、経営判断をして、いろいろな組み合わ

次に、この前、大臣とお話ししたときの、経営改善のためのチェックリストということで、いろいろなものを出していらっしゃることで、きょうも、表裏の資料で持つてきました。

目標設定・計画立案・評価・改善とかいうの

で、マルとかバツとか三角とか、そして裏側を見

ますと、何人が従事しているとか、技術指標だと

か、何キロつくるとか、そういうので、結構

しつかり、詳しくやっていると思います。そし

て、マニュアルを見ると、この指標にどうやつて

非常に大事なところでありまして、そういう意味でこの経営指標をやつておるところでございます。まさにこれは、いいものであるという御評価もいただいたところでございますので、しっかりとこれを皆さんに使っていただくように、意味も含めてしつかりと説明をしてまいりたいというふうに思います。

○村岡委員 大臣が言つたように、これはぜひ皆さんに使っていただくように、その三つだけ見る

と、何だ、素人の、ただのチェックシートかなと思う人がいるかもしれないですねけれども、農林省の宣伝をするのもおかしいんですが、農業経営指標による自己チェックガイドというので、これを詳しく見ると、やはり第一歩としては非常にいいものだと思うんです。これまで余りなかつたものをしつかりつくつて、農業者が最初の経営感覚を持つものに関しては、その後、これが十年間で所得を倍増するためには、まだまだいろいろなことをしなきゃいけないですけれども、これはぜひ生かしてほしいと思つていますので、その辺、大臣からの御指導もよろしくお願ひいたします。

次に移りますけれども、この前、テレビで、「クローズアップ現代」で、米の輸出というテーマでやつておりました。今までは、富裕層に対しても日本のお品質なものを売ろうということ、それが、大体量は決まっている、やはりある程度価格が競争できるもので、大量に米を輸出の方に振り向けて、米という日本の文化、そして日本の高品質な米を世界に売ろうという番組がありました。その番組の中で、鉄粉をつけて直書きのものが浮いてこないようにしてとか、いろいろな技術があります。

それはそれとして、そういうふうに、輸出に対する力を入れていくという取り組みが、なかなか

米には、農林省の方針に出でこないような気がしているんです。何か輸出に対して、米こそが日本で一番大量生産でき、そして高品質なものでなければ、それで勝負するということの、輸出対策金はだめなことはわかっていますけれども、いろいろな意味でその取り組みはしているのかどうか、お聞かせ願えればと思います。

○林国務大臣 これも宣伝が少し不足しているの

かもしませんけれども、FBI戦略ということ

で、グローバル食市場は、この十年足らずで倍に

なる、その倍の中でアジアは、インド、中国を含めて三倍になる、これをどうにかして取り込んでいこうということで、昨年の八月に、国別、品目別の輸出戦略というのを決めさせていただきまし

た。

米については、実は精米などまらず、包装米飯、日本酒、米菓も含めた米加工品を合わせて、現在の百三十億円、これは二十四年度ベースですので二十五年度はもう少しふえていると思いますが、これを二〇二〇年に六百億円まで持つていこう、こういうことをつくりております。

内訳を見ますと、米そのものの輸出というのは、香港向け等が多いわけでございますが、大体六億から七億、米菓、米の加工品が約三十億、それから日本酒が九十億、現状そういうことでございますので、このことも、足元を踏まえながらやはり、例えば日本酒の生産増に伴う酒米等は生産数量の目標から外に出すというようなことでもやつておりますが、米そのものについても、FBI、まさにメード・バイ・ジャパンの日本食の普及とあわせて、メード・イン・ジャパンの日本産米の輸出ということをやつていかなければいけない、こういうふうに思つておきました、そういうふうに思つておきたい、こういうふうに思つております。

例え、香港だったかどうかちょっと記憶が曖昧でございますが、炊飯器や精米機と一緒に出していくというような取り組みをして、したがって、そこでいろいろなことができるようにするとか、いろいろな応援の仕方があると思いますし、日本食がこれだけいろいろなところで、ユネスコの無形文化財の登録も含めて人気があるわけですから、いろいろな支援的連携しながら取り組んでまいりたいと思っております。

○村岡委員 大臣が言つたように、香港で、精米と炊飯とやつて売り込んでいるという農機具メーカーも、この「クローズアップ現代」の中で出ておりました。やはり大切なんですね。

○林国務大臣 年代、五〇年代というのは、アメリカや日本、ド

イツ、オランダも、みんな同じ輸出量だったの

に、日本が減反政策をやつて国内市場に特化して

しまった。やはり世界市場を見て米を売り込んでいかなきゃいけない、そういう部分の大切さといふのは、やはりこれから農業が成長していくためには、日本の人口はある程度少なくなっていく、しかしながら世界の人口はどんどんふえていく、その中で日本の食文化を売つていくという戦略を大切にしながら進めていくいただきたい。

そこで、やはり米で疑問があるのが、一方で、生産調整は見直しということで、五年後に七千五百円がゼロになつた後、ある程度の自主判断に任せることで、そこから、前は、なるべく米はそんなにつくらないで、ほかの飼料米とかそういうのをつくつてほしいということで、主食用米の生産に関しても、実はブレークをかけているんですね。当然ブレークがかかる。だけれども、輸出はふやしていこうと言つていて、アクセルは空ぶかしないです。そこが、日本の強みである米を堂々と世界に売つていくためにブレークをかけながらアクセルは空ぶかしで、燃えてしまうかもしれない。その部分がしつかりと方向性の中で示されていかないと、米を本当に売つていい、輸出していくことなんという農家がどんどん出るとは思えないんです。

そこはどういうふうに考えられているのか。そこは、いろいろなことができるようにするために、いろいろな応援の仕方があると思いますし、日本食がこれだけいろいろなところで、ユネスコの無形文化財の登録も含めて人気があるわけですから、いろいろな支援的連携しながら取り組んでまいりたいと思っております。

○林国務大臣 先ほどちょっと酒米のことを申し上げましたけれども、これは日本酒の人気復活に伴つて酒米の需要がふえてくるという状況で、それから外すというのですが、輸出用についてはそもそも生産調整の対象になつております。

したがつて、実は、輸出向けということであれ

ば、今は生産数量目標を、まだ配分はやっていま

すが、この枠組みの中においてすら、どんどんア

クセルを踏んでいたので、輸出ができるという

ことでござりますので、そこはまさに、米の政策

の制約というよりは、あとはそれぞれの国に検疫

等のものがあつたりとか、それから三・一の後

はいろいろな問題があつたりとかということを、

まずはG-TIGできちつと取り扱つていくとい

こと。

そして、その先に、先ほど言つた相手先とビジネスの関係をきちっと持つて、どうやつて売つてあります。これはできないことはわかっているんには、日本の人団はある程度少なくなつていく、いかが、こういうことがあるわけでござります。輸出用米は七千五百円はもらえないわけですよ。輸出用米は七千五百円はもらえないわけです。基本。もちろん、もらえないわけです。その中で考えていくと、それは、もらえば輸出補助金になるから、だめなこともわかっています。そうすれば、アクセルを本当にあかせるといふのは、前にもお話ししましたけれども、他国との関税でも障壁でもいろいろな交渉をしたり、それから施設として、きちんと輸出できるような施設を補助で出すとか、そういう具体的なことはやつていなければ、アクセルは踏んでいない。

国内の市場では、いろいろなところのインフラ整備でも何でもお金は出しているんだけれども、輸出を本当に進めようとするならば、アクセルを踏むとするならば、輸出しやすい施設とかそういう対象のものも含め、また外国との交渉ももう少し農林省が真剣にやつていただきたい、こういうことがありますので、真剣に、本当に売つようという対策をとつていただきたい、こういうことありますので、大臣から、もう一言。

○林国務大臣 そういう意味でも、輸出戦略をつづつて、まず需要先を絞り込んで、しつかりと対応する必要がある、こういうふうに思つておりますので、大臣から、もう一言。

○林国務大臣 そういうことを重点国といふようにしまして、先ほどちょっとお話ししたいた香港と

かシンガポール、台湾、豪州、EU、ロシア等、

こういうところを重点国といふようにしまして、

現地で精米した新鮮な米と一緒に炊飯ボンベを貸し出す、こういうようなビジネスモデルも推進しながら、まさにプレゼンスを高める取り組み、

こういうのをやつていただきたいと思います。

個々の商売になりますと、どこそここの米を我々が担いで売りに行くということではないとは思つておりますけれども、まずは日本米のプレゼンスを高める、そのときに、日本食ということなどの連携ということが大事になると思つております。

やはり、価格は少し高いけれどもおいしいね、私も、出張に行つたときに、積んでもつて、非常に人気があるという話も聞きましたけれども、これは数字がどの程度かということにもよるわけですがございまして、おいしいから百倍でも千倍でも買う、こういうことではないわけですが、まさに委員が今おつしやついていたいたいようないろいろなことをやりながら、しっかりと輸出戦略に取り組んでいきたい、こういうふうに思つております。

○村岡委員 そこが大事だと思います。もちろん、五千億を一兆にしようという目標にしても何にしても、やはり輸出に真剣なんだとこれまで日本は農業の輸出に余り取り組んでこなかつたんです。これから取り組むとなれば、日本だって、戦後、経済界が世界に輸出しようとして乗り込んでいったときには、日本政府の投資が物すごくあつたんです。そういう意味では、もう一回成長戦略をきちんとしていくために、農業の輸出の促進に関しては、もちろんプレセンスも必要でしうけれども、いろいろな意味で投資も必要になつてくる、こう思つております。

それと、この前、大臣がオランダへ行つたときの施設園芸のことをお聞きしました。

きょうは、ちょっと質問通告じゃなく、質問にはならないかもしれません、私も、この前、土曜日、宮城県の山元町というところで、農林省が取り組んでいる最先端のトマト、イチゴの工場ですか、これを見たら、やはり日本もこういうふうにしていかなきやいけないなど、これをはつきりと認識いたしました。

これまでも、秋田でも、イチゴとかトマトで、プランターである程度の高さにして、腰をかがめ

て露地のイチゴをとるみたいな形じゃなくてといふのは何回も見たことがあります。

しかしながら、一括して、例えば資材置き場も事務所も、それから情報処理室もIT化されて、全部温度は管理し、そしてミストで、時間が来るときが流れ、養分は下から流れる。その上、収穫というのは、ここが工場だとすれば、収穫する人たちは、大串先生から私ぐらゐのところに二十人ぐらいが並んでいて、ジグソー・パズルみたいに、そつ側まであるイチゴの箱がどんどん移動しながら、ここで摘んでいく。消毒の機関は、そちらの齊藤健先生のあたりで消毒をする人たちがいる。まさに工場でやつてているという感じなんですね。

ただ、ここには資金がかかるんですね。オランダも、最初は相当国費もかけながら、日本は五千億しか輸出していないわけですけれども、オランダは十一兆輸出しているわけですね。農地は日本の三分の一かそのぐらいなのに。そういう意味では、そこには結構お金がかかる、そこ

の部分をどうしていくか。

施設園芸をして成長産業にしようといったときに、あれだけの規模の野菜工場をつくる。イメージとすれば、植物園といふイメージですか。中に入つていくと、普通のハウスと何棟も並んでいて、一つ一つ外に出て入らなきゃいけないわけですから、植物園といふイメージですか。中に入つて、全部の棟に、トマトのところもイチゴのところも全部入つていける。そうなると、衛生管理もできるし、温度管理もしっかりとできるので、事務所で販売も、また、どこの市場でイチゴを求めているのか、トマトを求めているのか、見を生かしながら、そして、我々が持つていろいろなメニューをフル活用してサポートしていくことによつてやつていただきたい。

これは次世代施設園芸についても全く同じような考え方で、最初はモデル事業でやつてみると、うことです。が、その次の段階といふのをしつかりと視野に入れてやつていただきたい、こういうふうに思つております。

○村岡委員 モデル事業でフルスペックでやつて二十人、三十人、もう本当に生き生きとして働いているんです。そういう姿を将来の農村に見えてきたわけですから、私も、隣の施設、

という計画、あれはモデルでしようけれども、どうなのか、大臣から教えていただければ。

○林國務大臣 多分、委員がごらんになつたのは、私も見せていただいたものと同じものかなと思うながら聞いておりましたが、たしか、GRAの岩佐さんという、林先生とも御友人だということですから、非常にいろいろ率直に意見をお聞かせいただいたんです。

おつしやつたように、最先端の実証実験で、かなり予算も使ってフルスペックのものをやつていで設備投資をしてやることになるとなかなか難しいところもあると思うので、実はその隣に、もう少し省いたもので既に始めておられる。さがは経営感覚のある方だな、こういうふうに思いました。

帰り際にお話しして、非常に印象的だったのは、商業化を考えますと、多分、全部これを自分で設備投資をしてやることになるとなかなか難しいところもあると思うので、実はその隣に、もう少し省いたもので既に始めておられる。さがは経営感覚のある方だな、こういうふうに思いました。

実証実験というのは、まさにフルスペックでやつてみて、その中でコストもどれくらいかかるかわかつていきます。したがつて、その中でどれとどれをやればかなり似たような効果ができる、こういうことも一緒になつてやつていただきたい、まさに今から実証実験の次の段階として、商用化に向けて普及を進めていくときには、そういう知識を生かしながら、そして、我々が持つていろいろなメニューをフル活用してサポートしていくことによつてやつていただきたい。

○坂本委員長 次に、林宙紀君。

○林(宙)委員 結いの党の林宙紀でございます。もう最近は自己紹介を飛ばして質問に入らせていただこうかというぐらゐやらせていただいているんですが、きょうは何と四十分も時間をいただいておりますので、何とか最後までしつかりと聞かせていただきたいなと思っております。よろしくお願ひします。

質問に先立ちまして、たまたま今、村岡委員から、宮城県山元町の、私の高校のクラスメートでした岩佐という男が代表になつてやつてている、イ

チゴ、トマトの施設園芸の話題を取り上げていた

だきまして、本当にあります。

最近、彼はインドの方なんかにも同じくイチゴを、今度は現地でも生産して日本の底力をを見せようなんということにも取り組んでいまして、印度に進出しただけかなと思っていたら、今度はテレビ番組なんかにも進出しちゃつたりとか、今非常にその技術が注目されているところでござります。

もちろん、これは農林水産省の連携プロジェクトといふことで、本当に彼自身も感謝しながら、何か国に恩返しでいるようにということで頑張っていますので、もし宮城県に皆さんがいらっしゃるような機会があれば、G.R.A.の施設園芸もぜひごらんいただきたいなというふうに思つております。

イチゴ、これは農林水産省の連携プロジェクトといふことで、本当に彼自身も感謝しながら、何か国に恩返しでいるようにということで頑張っていますので、もし宮城県に皆さんがいらっしゃるような機会があれば、G.R.A.の施設園芸もぜひごらんいただきたいなというふうに思つております。イチゴが一粒千円というコンセプトで、最初にばんと出して売つてある。要するに、そういう高付加価値、付加価値をつけて売つていこうということを最初からやつている。すごいなと思うのは、イチゴが一千円といふこと、最初にばんと出して売つてある。要するに、そういう高付加価値、付加価値をつけて売つていこうということを最初からやつている。初めは私も、聞いたときに、うまくいくのかと率直に言いましたが、うまくいくようで、本当に地元でも大変有名になつています。今、東京でも時々、そのイチゴはミガキイチゴというブランド名になつていますが、そういつたもので売つていますので、見かけたら、ああ、あれだなと思つていただければありがたいなと思います。

ということで、質問に入らせていただきたいと思ひます。きょうは、一問目は提出者の方にお伺いしたいと思います。というのも、きのう予告をさせていただきましたので、その質問から入らせていただきたいなというふうに思います。

まず、ここまで民主党さんがずっとやつてこられた戸別所得補償制度、いろいろとそのメリットについて御説明をいただいていたことに對し、私たちも、本当にうんうんですかと結構意地悪な質問をさせていただいたいなと思いますが、ここで問題意識として挙げさせていただきたいとおり、結

局、戸別所得補償制度というものが、要は、農地の集約とかあるいは大規模化というところに戸別所得補償そのものがどのくらいインパクトを与えて

いるんでしようかということを今まで質問させていただいていたわけなんです。

きのうも予告したとおり、結局のところ、一番肝になるのは、小さい規模の農家の皆さんのが集約化にどれだけ協力してくれるインセンティブをつかれるかというところも実はすごく大事な要素です。

だと思つていて、静かな構造改革といふことを掲げられているように、戸別所得補償制度の中にはそういう要素ももちろんあることは私も認めていますが、しかし、そんなに強力ではないだろうというふうに思つてているのが正直なところであります。

よつて、そういう小規模の農家さんが、それだつたら預けてやつていただいた方がいいなどいふうに思うようなメリットあるいはインセンティブというのは組み込まれていないよう私には思いますが、それについて、提出者の方から、どんな考え方のかお聞かせ願います。

○玉木議員 連日、質問ありがとうございます。

手放すメリット、あるいは離農を促すといふ意味で、本的に地元でも大変有名になつて

います。ただ、何度も説明をしたように、集積を促していく、静かな構造改革を進めていくという意味で

は、妨げにはならないような制度にはなつてゐるのかなというふうに思つております。全国統一単価といふことで、規模が大きくなればなるほどメ

リットが受けられる、そういうことは事実であります。ただ、今、林先生の質問は、出す側に戸別所得補償が何かメリットとしてきくのかというこ

とであれば、直接それはないんだと思ひます。

そのかないうふうに思つておられます。ただ、大事なことは、全く耕作放棄地になつた

ものを出しても、これまた一から耕さなければいけません。

戸別所得補償の岩盤の意味は、もちろん構造改

やはり水田を水田として維持していただき、このことをまず政策目的にしております。

我々のときに導入をいたしました人・農地プラン、こういったものに明確に位置づけられれば、農地の出し手に対しては農地集積協力金といったものを出して、一生懸命頑張つて、高齢だけれど

も、戸別所得補償をもらいながら何年かやつた、ただ、高齢で、さすがにもうこれ以上できなくなったときには、地域の担い手あるいは中心的経営体が誰か、何をどこでつくるのかということがきちんととしたプランでできれば、そうした大切に維持してきた農地を出す方については、別途、農地集積協力金等の制度を使いながら集積を促します。

まだ、出し手に対しては、そういう意味でも、あらゆる意味踏ん切りをつけていただく。

そういう他の制度と組み合わせながら、構造改革も進めていく、面的集積も進めていく、こういう考え方で、パッケージとして用意している次第でございます。

○林(宙)委員 今御説明いただいたとおりだと思いますが、それについて、提出者の方から、どう

うんですね。

私は、むしろ、インセンティブをつけるのか何なのか、やり方はいろいろあると思うんですけど、農地の集積をしていくということについては、もう少し大きくドライブをかけていった方がいいんじゃないのかなと思って、立場でもあるので、この戸別所得補償制度は、それはそれで

改革も進めていく、面的集積も進めていく、こういう考え方で、パッケージとして用意している次第でございます。

○林(宙)委員 今御説明いただいたとおりだと思いますが、それについて、提出者の方から、どう

うんですね。

私は、むしろ、インセンティブを主業にしている農家さん、あるいはプロと言つてもいいのかもしれないが、ほんのシステムなのかもしれないが、そういう形で、では、農業はもう担い手に集積しま

しょう、プロにやつてもらいましょうというような流れをつくることで解決するという道も一つあります。

つまりは、この間、規模ということでお伺いしましたが、例えば農業を主業にしている農家さん、あるいはプロと言つてもいいのかもしれないが、そういう要件で絞つていくことも一つな

りません。ただ、もう少し大きめのドライブをかけていった方がいいんじゃないのかなと思って、立場でもあるので、この戸別所得補償制度は、それはそれで

改革も進めていく、面的集積も進めていく、こういう考え方で、パッケージとして用意している次第でございます。

○玉木議員 お答え申し上げます。

ちよつと時間をいただいて、戸別所得補償は、固定払いと変動払いと二つから成り立っているわけですね。わかりやすく言うと、固定払いの方は基礎年金だと考えてください。上乗せの変動部分

は報酬比例の部分だというイメージを持つてください。必ずしもそういうのですが、そういう

ことで考えると、もちろん一定の規模なり一定の

カタゴリーの人につけていくことは一つの考え方だとは私も思います。

ぜひやつていただきたいなとうふうに思つております。

それで、もう一つ提出者にお伺いします。

本会議の質疑でも同じようなことを聞きましたが、もうちょっと違う形でお聞きします。

あのときは、例えば戸別所得補償をやるにして

いるかも知れないと違うのかもしれません。

あのときは、例え戸別所得補償をするにして

いるかも知れないと違うのかもしれません。

ただ、例えば政府・与党案であれば、日本型直接支払い、あるいは中山間の直払い、これは、では、販売農家に限定するかなどと、そういう法案になつていませんね。それは、農地を農地として維持するというそのことに着目をし、農地が農地として維持されるから、そこに多面的機能があり、それを下支えする。これは、面積のいかんにかかわらず発揮される機能でありまして、それはそれとしてしっかりと支えていこうという発想で、これは同じだと思います。

我々は、日刊新聞報道部が、固定金、

この制度に加入する者に限定されていくという、とで、固定払いについては広くやりますけれども、変動部分も含めて考えれば、プロ農家、あるいは本当に自分でリスクをコントロールしようという農家に收れんされていく、そういうふうに考えております。

そういつた形で、私たちは、むしろ主業農家と
言われる人たちにできるだけ集めていくよな、
もつと強い力をかけていきましょうという立場で
おりますけれども、今の御説明で、もしされが、
少し速度としてはゆっくりになるかもしませんが、
が、でも、求めてるところは同じなんだといふ
ことであれば、私は、それはそれで一つの立場だ
と思ひますので、それで結構かなと思ひます。
ここで、一度政府の方に御質問をさせていたただいて
こうかなと思います。済みません。何か突然言つ
た感じですが、ここから政府にお伺いをします。
今回の閣法二法案は重要な法案だということ

たる注意をすよ」といふ言をするんですけれども、やはり数多くいたぐり意見なんですが、結局今までやつてきていることを法律にするということでしょう、それだけなんでしょうかという言い方をされることがあります。

確かに、細かく見れば、そういうことになつていくんだろうなと思うんです。私は私なりに、これが重要だと思つてゐる根拠があるわけなんですが、政府は、これが単なるこれまでやつてきた制度を法制化するというだけの話ではないんだ、本当に重要なのはこういうところにあるんですよという、その根拠というか理由を、ぜひ政府の見解としてお答えいただきたいと思います。

○林国務大臣 農業、農村の発展のために、意欲

て高付加価値化等を進める、経営発展をさせる、これは、農業を成長産業化するという意味で、産業政策ということになります。もう一つは、地域政策として、まさに多面的機能、これは共同活動等を通じて発揮されていくわけでございますが、やはりこれをきちっと区分して、それぞれの目的に応じた政策体系を整えた上で、これを車の両輪として進める、まず、この頭の整理をしなければいけない、こういうふうに思つております。

今少しやりとりをしていただいたように、戸別所得補償制度の方は、ここは分けないということでありまして、全ての販売農家に一律に交付金を交付しております。我々を見れば、構造改革にそぐわないという政策的な課題があつた、こういうことでござりますので、産業政策としての経営所得安定対策ということ、これによつて意欲と能动力のある担い手を確立していくことと、それから、多面的機能の発揮を促進する。

これは一方で、きのうだつたと思ひますが、それにとどまらずに、担い手の負担を軽減する。皆さんで一緒にやっていく共同作業については、戸別所得補償で今までどおりやると、やめた瞬間に行かなくなりますが、ここは我々は切り分けておられますので、多面的機能支払いは、耕作をしなくなつた方でも、共同作業を引き続きやつていただければ支払われる。こういうことで、結果として、担い手に集積をした場合の担い手の負担、大きくなつたところをやられる場合には、みんながいるといふこの負担を、今までやつてきた方々と一緒にになつてやつていく。みんなで担い手を応援するという意味では、構造改革を後押しするという性格も同時に持つていて、こういうことであります。

ところでございまして、今回の二二法案は重要な位置づけにある、こういうふうに考えておるところでござります。

○林(宙)委員 私も、今の御答弁を参考にしながら、また地元の説明に使わせていただきたいなと思います。

私自身は、そういう制度、枠組み、そういうものももちろんそうなのかもしないんですけれども、今回この法案審議を通じて、物すごくいいなと思つてることが一つあつて、それこそが今回の法案の意味なんぢやないかなと思つています。

それは、私も一年数カ月、農林水産委員会でやらせていただいておりますけれども、これほどまことに、農地を農地としてどうやつて将来にわたつて担保していくんだという議論が真つ正面から行われている、これは物すごく大事なことなんぢやないかなと思うんです。

私のいる仙台も、都市部と郊外というのが非常に入りまじつたようなところであるんですね、やはり都市部の方とか、先ほどもちょっとお話をありましたけれども、特に私たちの世代なんといふのは、都市部にいると、要は、食料をつくっていくということだが、間近で体験というか経験というか、感じられない瞬間というのがやはり多いわけですね。一方で、私たちのような世代は、それこそ食料に困つたことがないわけなんですよ、生まられてきてからこの方。そうなると、農地で食料を生産する、それを国内でやることにどれくらいの意義があるんだなということを、やはりそろもう一回、国民の皆さん全體に向けてしっかりと発信をしていくべきときなんぢやないかなと思つています。これは、与党も野党も関係ないことだと思つう。

法案が、今回、閣法と衆法と二つ出でていますけれども、やはりそこの根本になつてゐる考え方は一緒なんだなと思うんです。そのやり方が違う。だからこそ、そういう思想を具現化するのにどうがいいんだということで、私は非常に重要な法

案審議だと思つてゐます。そういうことで、何回この質疑があるかわかりませんが、しっかりと残りも論じさせていただきたいと思つてゐるところです。

今大臣のお話の中に、構造改革を後押しする、共同作業を支援していくことで出てきましたので、ちょっと順番が前後するんですけれども、そういう意味でいくと、今度、農地維持支払い並びに資源向上支払いということでやっていくわけなんですが、基本的に、これは現行の農地・水保全管理支払いというものでやつてきたことをちょっと組みかえてこうしましたよということだと思います。

カバーしている範囲というのはほとんど変わらないというか、ほぼ同じなんじゃないかなと私は認識しているんですけど、今回、こういうふうに組みかえたというのは、何か明確な違いを出せているのか、その理由というか根拠をお伺いしたいんです。今までの農地・水管理支払いが不十分だったのこうしたとか、これで賄えなかつたところです。今までやつているんですと、それが、ぜひ御説明をいただきたいなと思います。

○三浦政府参考人 お答え申し上げます。

先生の御指摘のように、今回の多面的機能支払いや、これまでの農地・水保全管理支払交付金をベースとしまして、それを組みかえた部分と、新たに創出をした部分がございます。

新たに創出をした部分は、農地維持支払交付金の部分でございまして、これは、一つは、これまでの農地・水保全管理支払いが、農業者と農業者ベースとしまして、それを組みかえた部分がござります。

○三浦政府参考人 お答え申し上げます。

先生の御指摘のように、これまでの農地・水保全管理支払交付金をベースとしまして、それを組みかえた部分がござります。

それから、その活動の内容につきましても、農地のり面の草刈りですか水路の泥上げですか、そういう活動でも対象とする形にいたしまして、これも取り組みのしやすいような形にするという考え方で、新たに農地維持支払交付金として創設をするものでございます。

資源向上支払いの方は、基本的にこれまでの農地・水保全管理支払いを行われていた取り組みをベースに組みかえを行つた、そういう形で仕組みを設けるということとしたものでございます。

○林(宙)委員 そうすると、違うというのは、農地維持支払いの場合は、簡単に言つてしまえば、農家の方々だけのグループでもやれますよ、資源向上支払いの方は、農家以外、非農家の方も含めての組織に対してですよということになると思う

ことだと思います。ただし、これを別に行政側で、ある意味強制的にやつてもらうような仕組みにしないでいいんじゃないのかなとは思つていて、そこを、取り組みやすくなっていますが、オプションといいますか、そういうバリエーションも設けて取り組みやすい形にして、もっと裾野を広げていくような、そういう発想に立つて今回の制度を考えたということです。

○林(宙)委員 趣旨は大変わりやすいんですね

けれども、政府というか行政の方が、もちろん、共同作業については、農家だけではなくて非農家、その地域の皆さんもやはり一緒になつてやつてい

ます。なぜそこは区別されているんでしょうか。何か理由があるなら教えてください。

○三浦政府参考人 考え方といたしまして、これまでの農地・水保全管理支払いが農家以外の方も対象としていたというのは、こういつた農地の維持に伴つて必要な水路ですか農道の管理といった活動について、農家以外の方々にも参考していただくことによつて、農地の維持の重要性、先ほど先生の御指摘のあつたように、将来にわたつて農地という農業生産の重要な資源といいますか基盤といいますか、そういうものを維持、存続していくんだというような御理解をいたい

と思います。ただ、余りやりたくないけれども、お金がある程度援助というか補填されるからやりましょうかとなる思想になると、それはそれでまた話が違つてくるんじゃないかな。

私が申し上げたいのは、必ず非農家の方が入ら

ね。我々は、農家にだけ出すのだから、戸別所得補償で出して、水田を水田として維持する制度をやればシンプルなので、共同作業を前提に法律のうつたてとしてつくりているものから、無理やり農家だけのカテゴリーを剥がしてきて、その中に農家のためのものをつくりますという無理をしなくてもいいかなと思って、そのまま法案化をしたわけであります。

つまり、経営局の仕事に振興局の予算とか制度

を無理やり引つ張つてこなくとも、経営局の仕事は経営局でやればいいし、今まで振興局が振興局の目的でつくった制度はそのまま後押しをすればいいという、極めてシンプルな理由でこうした法律の構成をしております。

○林(宙)委員 それはそれで非常に合理的な御説明だつたなと思いますが、私は、どちらかといふと、そこをそんなに条件を厳しくといふか、分けなくともいいんじゃないのかなという思想なので、先ほど来申し上げているようなことを主張しているということになります。

一方で、これは提出者の方にお伺いしますけれども、繰り返しになりますが、畑作地帯、園芸地帯を中心とする一部の地域においても、その地域住民も含めることが取り組みにく

い面があるところがあることを捉えまして、農業者のみによる活動組織ということでも対象となるというふうにしたというところが一つございま

ども、今回の衆法の方では、むしろそこは今までと同じ枠組み、要は、非農家の方も入れた共同組織でということでお出しになつてゐるわけですね。これは政府の閣法とは違うわけですね。これについては、この形でいいということでお出しになつていてると思うんですけれども、どういった根拠でそうされているのか、教えてください。

○玉木議員 農地・水はいい制度でありまして、

今おつしやつたような地域の共同活動を支えてい

まつたのが農家の方々ばかりだつたよというとき
でも、それでやれるんだつたら、やればいいじや
ないかというような感覚です。なので、そこも、
ぜひ衆法の方でも、もし御考慮いただけるようで
あれば、考えていただきたいなというふうに思つ
てはいるところです。いろいろあつたとは思うんで
すけれども、ぜひお願ひします。

先生は余りゲタと言うなと言つていましたけれども、とりあえずゲタを履かせる必要がないといふことです。また、潜在的生産力が需要を上回っているということでございます。長い間、いろいろなことでそれに対応してきた、こういうことでござりますので、政策としてコスト割れを補填する合理的な理由がなかなか見出せないのでないか、こういうことでございます。

米についてのコスト割れは、経営規模の小さい

戸別所得補償の場合は、そこに焦点を当てて、もちろん、国民の皆さんに納得をいただからなきやいけないんでしようけれども、それは税金で直接本当の意味では構造改革にならないんじゃないでしょうか。

文献等々をひつくり返してみても、余り明確に書いていないんですけど、ただ、十八年、十九年とありますと、より政権交代に近づいてきたということだと思います。ことだと思っておりまして、その意味では、やはり理念上、理論上を考えれば、生産調整を廃止して、米価が下がって、それで構造改革が進むのねという、教科書に書いてある感じで、うとうそうなるので、多分、オリジナルの案は、そういう理念的、教科書的な案をつくったんでした。

民主党さんの政権のときにもやられた戸別所得補償制度というのは、つまりは、米を生産するに当たって恒常的なコスト割れ、これをカバーするという大前提というか、大きな根拠があつてやつていたわけですね。

階層ほど大きいわけでありますか、こうした階層は、経営規模の小さいところは兼業農家である場合がほとんどでござりますので、コスト割れ補填を行わないことによつて兼業農家が増加する、こういうことではないというふうに考えておりま

支払い」という形でカバーしていくことなので、どちらかといふと、思想という意味では、私はそちらの方が合理性があるよう今は感じています。

なので、こういつたところもぜひよくしつかりと私たちに説明していただけるような棒組みで考

ただ、それが現実に政権をとつて、それを産業政策に適用していくこととなると、やはり過去との繼続性を一定程度考えなきやいけないということになると、もう一つ、やはり多額の財政支出を伴うといふ、財政制約の現実といったようなことを考えたときに、何度も申し上げていますけれども、静かに

思ひうんですが、そうなると、一つ物すごく大きな疑問が湧いてきて、基本的に、恒常にコスト割れしているという現実はあるんですね。では、これをなくしたら、その部分についてはどういうふうにカバーしていくんですか。もしくは、コスト割れしているものについては、それはカバーしない。例えば、兼業して、ほかの仕事をやることでその分は補填してくださいとか、そういう思想になつていくのかどうかということをお伺いしたいと思ひます。

○林(宙)委員 それが、結局のこところ、多分、コントロール割れをしない経営ができるところに農地が集約されていくとか、そういう方につながっていくのかな、ポジティブに捉えるとそうなのがいいふうに私も思っています。

ただし、一方で、先ほどちょっと申し上げましたけれども、農業所得というところを純粹に見ると、それは平均値なのかもしませんが、それだけではやはり生計が成り立つほどの所得になつてないんじゃないかというレベルだつたりするわけですよ。農業所得だけで見たら、八十万円から

えていただきたいなと思つています。時間の方も差し迫つてまいりましたので、あと一つか二つの質問になるかと思いますが、これまた、今度は衆法提出者の方に質問させていただきます。

とともに、民主党さんが政権をとられる前だと私は、平成十八年に農政改革基本法案といふものを出しているんです。これは、押しなべて言うと、欧米型直接支払いを想定していて、それを実施する際に、明確に、米の生産調整を廃止すると書いているんです。

な構造改革、つまり生産コストの低下と米価の下落の一定の調和を図りながら目指すべきところに近づけていくといったことが現実的ではないか。という中で、生産調整を全く条件としないといふことをオリジナルの案では掲げておられましたけれども、それを少し現実的に、合うように、一定程度の修正を加えたといふふうに理解をしておりま

○林國務大臣 工業製品や各種農産物を含めて、一般的に、経済環境等によつてコスト割れといふことは当然あり得るわけでございますが、政策論として、そういう場合に、では、税金を皆様からお預かりして、政策として補填するという場合には、やはり合理的な理由が必要である、こういうふうに考えております。十分な国境措置がない、そして諸外国との生産条件の格差に起因してコスト割れが発生している、こういったようなことが挙げられるわけでございます。

米について申し上げれば、十分な国境措置があるわけでございまして、いわゆる生産条件格差があ

百万円とか、何かそういうレベルで所得を得て、いる農家の方がほとんどだということで、これは農林水産省のデータを見てもそうなっているわけですが、

いろいろな要素があつて、それでもやつていけるんだよというのかもしれないんですけど、ただ一方で、それではやつていけないからこそ、やはり兼業の方も多いんでしようし、今までこういう形で来たんじゃないのかなというふうに私は思つて、いる次第です。

そうすると、そのコスト割れのところをカバーしないならカバーしないでいいと私は思いますが、

ところが、その翌年、平成十九年に、農業者曰く別所得補償法案という形で、今議論されている別所得補償法案のベースになるものが出てきたと思うんですが、このときには、このわずか一年のタイムスパンで、生産調整の廃止という文言が消えていきます。

これは、この間にどんな理由で変更となつたのか、そこを教えてください。

○玉木議員 お答え申し上げます。

当時、私はまだ議員ではありませんでしたので、実体験としてこのときの経緯を見聞きしてい るわけではありません。

その意味でもあります。
また予告するわけじゃないんですねけれども、そうすると、生産調整を廃止すると言っていたものを撤回してやめたという際には、今、玉木さんがおつしやったように、やはりそういう判断をするときには、多分、何らかの計算をしているんじゃないかなと私は思うんです。例えば、このぐらい追加の税金、財政出動が必要だとか、ないかもしませんが、もし、そういう何か根拠になるような数字、計算したもの等々があつたら、ぜひこわは私たちも共有したいなと思っています。

なぜなら、私たちも、欧米型直接支払いをや

その意味でもあります。
また予告するわけじゃないんですねけれども、そうすると、生産調整を廃止すると言っていたものを撤回してやめたという際には、今、玉木さんがおつしやったように、やはりそういう判断をするときには、多分、何らかの計算をしているんじゃないかなと私は思うんです。例えば、「このぐらい追加の税金、財政出動が必要だと、ないかもしませんが、もし、そういう何か根拠になるような数字、計算したもの等々があつたら、ぜひこわは私たちも共有したいなと思っています。なぜなら、私たちも、欧米型直接支払いをや

ことで、生産調整というのは事実上なくてもいいでしようということを言い続けているわけですが、ここで、このときに民主党さんがこれをやめたというところの根拠は非常に私たちにとつても重いものになるんじやないかなと思つていてるんであります。できるだけ多く、その根拠があれば、次回質問させていただいたときに教えていただきたいなということで、あと時間が少ないので、最後に一問だけ聞かせていただきます。

この間、地方公聴会で新潟にお伺いしたときに、私はあえて聞きました。四年前に民主党政権になつたときに、戸別所得補償制度を始めなかつたとしたら、日本の農業といふのはどういう状況になつてましたんでしょ、うね、どう思われますかと四人の参考人の皆さんにお伺いしました。

それぞれ御意見は違つたようですねけれども、大体、押しなべて言うと、それはやはり大変苦しい状況だつたとは思つけれども、工夫とかそういうもので乗り切れる人はしっかりとやれたかもしないんだからやるしかない、そういうことなんですね。

それはそのとおりだなと。ただ、一度こういつたものをつくつてしまつた以上、では、今度、仮に閣法が成立したとして、これをやめていくとなつたときには、やはり当然そこに対する懸念といふのは非常に意見として多く出たわけです。

ということで、最後にお伺いしたいのは、同じことなんですけれども、民主党さんがこの戸別所得補償制度といふのをやらなかつたら、今農業といふのはどうなつていただといふうに判断されるか、お答え願えますでしょうか。

○玉木議員 お答え申し上げます。

なかなか答えにくい質問だと思いますけれども、私は、実は、所得補償がなくても、日本の農業が壊滅するようなことはないと思います。

というのは、我々も自民党農政でやつてきたことを多く引き継ぎながら農業をやつてきたことが

ある。それは、やはり政権がかわつても農政をそ

んなに変えてはいけないという思いでありました

し、我々の導入した戸別所得補償制度は、選択的減反制度といった面もありますけれども、これはある種、石破農政で提案されたものを多く取り入れた実績もあります。

ですから、この所得補償がなかつたから壊滅的になるかというと、そうではないと思います。ただ、戸別所得補償があつたことによって、いわゆる岩盤ということで、営農継続可能な所得が一定程度補償されたことによって、やはり安心して農業を継続する。あるいは場合によつては耕作放棄になつていても、それが営農が継続された面は私は多かつたと思います。

特に、初めて導入した二十二年産米は米価が下

がりました。これは、所得補償を入れたことに

よつて下がつたというような批判もいたきましたけれども、実は、米価が下がつた年に農家の所

得は上がつています。つまり、価格の下落に対し

て極めて強い制度であることが証明された面はあ

ると思つていています。

ですから、これからいろいろと、米価がどう

なるか、あるいは関税がどうなるかといったこと

については不透明なところがありますけれども、

価格が変化してもコストというものは余り変わりま

せんから、営農継続ができる岩盤的な制度が入つ

たことは、農家に一定程度、あるいは大きな安心

を与えたことは私はあつたといふうに自信を持つて感じております。

○林(宙)委員 そうしますと、最終的には、安心

化しておきたい、こういうふうに思います。

参考人の先生方は、いろいろな立場でいろいろ

なことを御発言されておられるということだと思いますけれども、この水田活用の直接支払交付金は、全国一律単価で交付されるものと、それか

ら、これに加えてというか二階建てになつておりますけれども、この水田活用の直接支払交付金

は、

まし

て、あらかじめ各都道府県に示した配分額の

中で地域が取り組み内容、作物それから単価を設

定する産地交付金ということで、これで大分産地

交付金をふやしていきますので、地域の特性を踏

まえた二階建て構造になつてているということを申

し上げておきたい、こういうふうに思います。

餌米については、先ほど申し上げましたよう

に、数量払いを入れたということに加えて、十

アール当たり、多収性専用品種の導入に対する産

地交付金の追加配分が一万二千円、さらに地域の

実情に応じて独自の支援を行える産地交付金、こ

れは平成二十五年の五百三十九億から平成二十六

年に八百四億までふやしております。

餌米に取り組む場合、主食用品種で餌米に取り

組む場合であつても、十アール当たり一万円以上

の支援を行おうとしている県が九県ぐらいはあ

る、こういうふうに聞いております。

さらに、餌米のわら利用に対する耕畜連携助

成、これは十アール当たり一万三千円でございま

すが、継続をするとということにいたしましたの

で、理論値であります。こういうものが全部足

し上がるという可能性もある、こういうことでござります。

したがつて、餌米については、圃場を圃地化す

る、それから多収性専用品種の導入をする等々に

よつて、現場の取り組み方法、これを、いろいろ

なことをやつていただきことによつて主食用米と

遜色のない所得が得られる仕組みということに

ある。それは、やはり政権がかわつても農政をそし、我々の導入した戸別所得補償制度は、選択的減反制度といった面もありますけれども、これは魅力的だとは言えないと思つてしまつておられた。その趣旨は、ハードルが高いということのようですねけれども、要は、面積払いから数量払いの実績もあります。

ですから、この所得補償がなかつたから壊滅的になるかというと、そうではないと思つています。たゞ、戸別所得補償があつたことによって、いわゆる岩盤ということで、営農継続可能な所得が一定程度補償されたことによって、やはり安心して農業を継続する。あるいは場合によつては耕作放棄になつていても、それが営農が継続された面は私は多かつたと思つています。

特に、初めて導入した二十二年産米は米価が下がりました。これは、所得補償を入れたことに

よつて下がつたというような批判もいたきましたけれども、頑張つてつくればつくるほど平均が上がりてしまつて、十万五千円もらえるのはなかなか厳しくなるんじやないかという議論があつて、私もそこはちょっと危惧するところであります。

それから、それ以外の加算の規定は確かにあります。例えば、耕畜運搬は一万三千円加算だ。これが、何か実績は二〇一二年産で二五・四%にすぎないなどとおつしやつておられました。

先ほど、一毛作の助成も、鈴木議員がおつしやつておられましたが、二毛作できるところにしか加算がなくて、私も岩手ですが、岩手なんて二毛作は考えられませんので、結局、加算は空文化しているわけです。

あと、一万二千円の多収性専用品種の取り組み

というのも、これは簡単ではないと言つていて、せんから、営農継続ができる岩盤的な制度が入つたことは、農家に一定程度、あるいは大きな安心

を与えたことは私はあつたといふうに自信を持つて感じております。

○林(宙)委員 そうしますと、最終的には、安心化しておきたい、こういうふうに思います。

餌米については、先ほど申し上げましたように、数量払いを入れたということに加えて、十

アール当たり、多収性専用品種の導入に対する産

地交付金の追加配分が一万二千円、さらに地域の

実情に応じて独自の支援を行える産地交付金、これは平成二十五年の五百三十九億から平成二十六

年に八百四億までふやしております。

餌米に取り組む場合、主食用品種で餌米に取り

組む場合であつても、十アール当たり一万円以上

の支援を行おうとしている県が九県ぐらいはある、こういうふうに聞いております。

さらに、餌米のわら利用に対する耕畜連携助

成、これは十アール当たり一万三千円でございま

すが、継続をするとということにいたしましたの

で、理論値であります。こういうものが全部足

し上がるという可能性もある、こういうことでござります。

したがつて、餌米については、圃場を圃地化す

る、それから多収性専用品種の導入をする等々に

よつて、現場の取り組み方法、これを、いろいろ

なことをやつていただきことによつて主食用米と

遜色のない所得が得られる仕組みということに

じざいます。主食用米に比べて飼料用米は単収が低いという課題があるので、そういう中でこれを

入れていくということでござりますので、餌米の世界の中でみんなが頑張ると平均が上がりしていく

ということではないということは申し上げておきたい、こういうふうに思います。

参考人の先生方は、いろいろな立場でいろいろなことを御発言されておられるということだと思いますけれども、この水田活用の直接支払交付金

は、全国一律単価で交付されるものと、それから

ら、これに加えてというか二階建てになつておりますけれども、この水田活用の直接支払交付金

は、

まして、あらかじめ各都道府県に示した配分額の

中で地域が取り組み内容、作物それから単価を設

定する産地交付金ということで、これで大分産地

交付金をふやしていきますので、地域の特性を踏

まえた二階建て構造になつてているということを申

し上げておきたい、こういうふうに思います。

餌米については、先ほど申し上げましたよう

に、数量払いを入れたということに加えて、十

アール当たり、多収性専用品種の導入に対する産

地交付金の追加配分が一万二千円、さらに地域の

実情に応じて独自の支援を行える産地交付金、これは平成二十五年の五百三十九億から平成二十六

年に八百四億までふやしております。

餌米に取り組む場合、主食用品種で餌米に取り

組む場合であつても、十アール当たり一万円以上

の支援を行おうとしている県が九県ぐらいはある、こういうふうに聞いております。

さらに、餌米のわら利用に対する耕畜連携助

成、これは十アール当たり一万三千円でございま

すが、継続をするとということにいたしましたの

で、理論値であります。こういうものが全部足

し上がるという可能性もある、こういうことでござります。

したがつて、餌米については、圃場を圃地化す

る、それから多収性専用品種の導入をする等々に

よつて、現場の取り組み方法、これを、いろいろ

なことをやつていただきことによつて主食用米と

遜色のない所得が得られる仕組みということに

じざいます。主食用米に比べて飼料用米は単収が

低いという課題があるので、そういう中でこれを

入れていくということでござりますので、餌米の世界の中でみんなが頑張ると平均が上がりしていく

ということではないということは申し上げておきたい、こういうふうに思います。

参考人の先生方は、いろいろな立場でいろいろなことを御発言されておられるということは申し上げておきたい、こういうふうに思います。

餌米については、先ほど申し上げましたよう

に、数量払いを入れたということに加えて、十

アール当たり、多収性専用品種の導入に対する産

地交付金の追加配分が一万二千円、さらに地域の

実情に応じて独自の支援を行える産地交付金、これは平成二十五年の五百三十九億から平成二十六

年に八百四億までふやしております。

餌米に取り組む場合、主食用品種で餌米に取り

組む場合であつても、十アール当たり一万円以上

の支援を行おうとしている県が九県ぐらいはある、こういうふうに聞いております。

さらに、餌米のわら利用に対する耕畜連携助

成、これは十アール当たり一万三千円でございま

すが、継続をするとということにいたしましたの

で、理論値であります。こういうものが全部足

し上がるという可能性もある、こういうことでござります。

したがつて、餌米については、圃場を圃地化す

る、それから多収性専用品種の導入をする等々に

よつて、現場の取り組み方法、これを、いろいろ

なことをやつていただきことによつて主食用米と

遜色のない所得が得られる仕組みということに

じざいます。主食用米に比べて飼料用米は単収が

低いという課題があるので、そういう中でこれを

入れていくということでござりますので、餌米の世界の中でみんなが頑張ると平均が上がりていく

ということではないということは申し上げておきたい、こういうふうに思います。

参考人の先生方は、いろいろな立場でいろいろなことを御発言されておられるということは申し上げておきたい、こういうふうに思います。

餌米については、先ほど申し上げましたよう

に、数量払いを入れたということに加えて、十

アール当たり、多収性専用品種の導入に対する産

地交付金の追加配分が一万二千円、さらに地域の

実情に応じて独自の支援を行える産地交付金、これは平成二十五年の五百三十九億から平成二十六

年に八百四億までふやしております。

餌米に取り組む場合、主食用品種で餌米に取り

組む場合であつても、十アール当たり一万円以上

の支援を行おうとしている県が九県ぐらいはある、こういうふうに聞いております。

さらに、餌米のわら利用に対する耕畜連携助

成、これは十アール当たり一万三千円でございま

すが、継続をするとということにいたしましたの

で、理論値であります。こういうものが全部足

し上がるという可能性もある、こういうことでござります。

したがつて、餌米については、圃場を圃地化す

る、それから多収性専用品種の導入をする等々に

よつて、現場の取り組み方法、これを、いろいろ

なことをやつていただきことによつて主食用米と

遜色のない所得が得られる仕組みということに

じざいます。主食用米に比べて飼料用米は単収が

低いという課題があるので、そういう中でこれを

入れていくということでござりますので、餌米の世界の中でみんなが頑張ると平均が上がりていく

ということではないということは申し上げておきたい、こういうふうに思います。

参考人の先生方は、いろいろな立場でいろいろなことを御発言されておられるということは申し上げておきたい、こういうふうに思います。

餌米については、先ほど申し上げましたよう

に、数量払いを入れたということに加えて、十

アール当たり、多収性専用品種の導入に対する産

地交付金の追加配分が一万二千円、さらに地域の

実情に応じて独自の支援を行える産地交付金、これは平成二十五年の五百三十九億から平成二十六

年に八百四億までふやしております。

餌米に取り組む場合、主食用品種で餌米に取り

組む場合であつても、十アール当たり一万円以上

の支援を行おうとしている県が九県ぐらいはある、こういうふうに聞いております。

さらに、餌米のわら利用に対する耕畜連携助

成、これは十アール当たり一万三千円でございま

すが、継続をするとということにいたしましたの

で、理論値であります。こういうものが全部足

し上がるという可能性もある、こういうことでござります。

したがつて、餌米については、圃場を圃地化す

る、それから多収性専用品種の導入をする等々に

よつて、現場の取り組み方法、これを、いろいろ

なことをやつていただきことによつて主食用米と

遜色のない所得が得られる仕組みということに

じざいます。主食用米に比べて飼料用米は単収が

低いという課題があるので、そういう中でこれを

入れていくということでござりますので、餌米の世界の中でみんなが頑張ると平均が上がりていく

ということではないということは申し上げておきたい、こういうふうに思います。

参考人の先生方は、いろいろな立場でいろいろなことを御発言されておられるということは申し上げておきたい、こういうふうに思います。

餌米については、先ほど申し上げましたよう

に、数量払いを入れたということに加えて、十

アール当たり、多収性専用品種の導入に対する産

地交付金の追加配分が一万二千円、さらに地域の

実情に応じて独自の支援を行える産地交付金、これは平成二十五年の五百三十九億から平成二十六

年に八百四億までふやしております。

餌米に取り組む場合、主食用品種で餌米に取り

組む場合であつても、十アール当たり一万円以上

の支援を行おうとしている県が九県ぐらいはある、こういうふうに聞いております。

さらに、餌米のわら利用

なつております。この増産に向けての十分なインセンティブになる、こういうふうに考えておるところでございます。

○ 煙委員 いろいろなメニユートを使いながらインセンティブをつけているということで、努力していただくということだと思います。

それで、これは難しいかも知れませんが、最大限もらえる人、飼料米でいえば十万五千円ということになるんでしょうが、その割合というのはどの程度と試算していますでしょうか。

○ 佐藤政府参考人 お答えいたします。多収性品種を用いた一番の収量、十万円の対象になります六百八十キログラム以上の単収をとつた方なんですが、二十四年産でいきますと、全体で五千八百六十九件のうち百七十件の方が単収が六百八十キログラム以上でございまして、これは全体的には約三%ということになつてます。これは二十四年産で抽出してみたところでございます。

今、生産現場では、今回の制度見直しを受けまして、多収性品種による取り組みの意向が示されている面積が、二十五年産は九千四百ヘクタールだつたんですが、現在では、取り組みの意向を示している面積が一万五千ヘクタールと見込まれるといったようなことで、单収向上に向けた動きが着実に広がつてきているというふうに考へておるところでございます。

こうしたことから、現時点において、平成二十六年産で十万五千円の交付を受けることができる農業者の割合を具体的に示すことはなかなか難しいございますが、今言つたようなことで、二十四年のときの三%といつた数字は上回つていて、いくよくなつていくんじゃないかというふうに考へているところでございます。

○ 煙委員 ありがとうございました。

三%ですが、これがどの程度までいくかというのは結局かなりハードルの高いあれかなと思つたんですですが、これはこれで頑張つていただくとして、これは始まつた後、当然検証が必要になります。

すよね。つまり、これは、地方公聴会で佐賀の市長さんがおつしやつていて、ハードルが高いかもしきれないけれども、始めてみた上で、その判断についで導入後の検証をすべきだと。これは多面的機能払いも含めて議論が従来ありましたが、当たりました。

然政策というのは、特にこういう一義的に明確じやないような形の税金を投入する政策ですか。長さんも何年かにわたつて検証して、しっかりとやら何年かにわたつて検証して、しっかりとやつていくべきものであると思ひます。

今回は、この飼料米の動向、結局、制度の当初、主食用米の平均値を超えて、努力して努力してやつていく、そういう中で、たくさんもらえる人が多くなつていくかどうかというのは、どの程度ふえるかというのはまだ見えないわけですが、この導入後の検証というのはどのように行つていくようなお考へでしようか。

○ 江藤副大臣 飼料米は、私の地元なんかでも、余り胸を張れる話ではないんですけど、八万円といふことでも、今回の制度変更を受けて、量をとればこれだけのお金がもらえるのか、それでは、がつちりつくろうと、一部には捨てづくりもあるのではないかといふことでもあります。

して、多収性品種による取り組みの意向が示されている面積が、二十五年産は九千四百ヘクタールだつたんですが、現在では、取り組みの意向を示している面積が一万五千ヘクタールと見込まれるといったようなことで、单収向上に向けた動きが着実に広がつてきているというふうに考へておるところでございます。

こうしたことから、現時点において、平成二十六年産で十万五千円の交付を受けることができる農業者の割合を具体的に示すことはなかなか難しいございますが、今言つたようなことで、二十四年のときの三%といつた数字は上回つていて、いくよくなつていくんじゃないかというふうに考へているところでございます。

○ 煙委員 ありがとうございました。

三%ですが、これがどの程度までいくかというのは結局かなりハードルの高いあれかなと思つたんですですが、これはこれで頑張つていただくとして、これは始まつた後、当然検証が必要になります。

ます。次の議論をさせていただきたいと思います。要は牛丼の関税を、一定のものを下げるにつけたわけで、これによつて、とりあえず日豪EPAだけを考えた場合には、米国産に切りかわるだけなので、そんなに影響はないという説明ですが、本当にそうかということもありますとともに、EPAの合意がTPPの前例になつてきて、Aだけを考えた場合には、米国産に切りかわるだけなので、そんなに影響はないという説明ですが、本当にそうかといふことがあります。

一方、TPPにつきましては、現在交渉中でございますので、その結果を予断するようなコメントは差し控える、このように考へておるところです。

要は、これをベースに、これ以上下がらないようPAぐらいのレベルで関税引き下げは認めることになつてしまつたとした場合に、結局、再協議がうまくいった場合、アメリカも同じ条件で妥結するとなつたら、そうなつた場合には、米国産に切りかわるという話ができるなくなつて、恐らくダブルに陥るという話ができなくなつて、恐らくダブルになってしまつたとした場合に、結局、再協議がうまくいった場合、アメリカも同じ条件で妥結するとなつたら、そうなつた場合には、米国産に切りかわるという話ができなくなつて、恐らくダブルに陥るという話ができなくなつて、恐らくダブルに陥るといふことがあります。

仮定の議論の部分もありますけれども、こういふいろいろな自由化、関税引き下げといった場合に、どの程度の酪農家、畜産家の減少があると見込んでいるのか、お伺いしたいと思います。

○ 佐藤政府参考人 お答えいたします。

今先生の方から御指摘ございました、今回の日豪EPAの合意内容につきましては、豪州側から一定の柔軟性を得ることができたというふうに考へておりまして、我が國酪農、畜産業の存立及び健全な発展を図つていけるような内容であると考へているところでございます。

今先生がおつしやつたように、これがどのようになつてなかつた人が、ある程度面的な集積のできるところが、ある程度弱から伸びていくのかというのは、二十六年以降におきましては、導入に伴つて飼料用米の単収が全体としてどれだけ向上したか。それから地域の標準単収に比べて飼料用米の単収が高まっている生産者がどれだけふえたのか。それから、実数をきつとデータとしてとつていただきたいというふうに考へております。

○ 煙委員 データに基づいてしっかりと検証していくことによろしくお願ひしたいと思ひます。

ところでございます。また、乳製品につきましては、バター、脱脂粉乳については将来の見直しということでいわゆる再協議、ナチュラルチーズについては、プロセスチーズ原料などについて一定量の国産品を使用することを条件とした関税割り当ての設置ということがあります。

一方、TPPにつきましては、現在交渉中でございますので、その結果を予断するようなコメントは差し控える、このように考へておるところです。

要は、牛肉の関税を、一定のものを下げるにつけたわけで、これによつて、とりあえず日豪EPAだけを考えた場合には、米国産に切りかわるだけなので、そんなに影響はないという説明ですが、本当にそうかといふことがあります。

○ 煙委員 TPPの件は、やはりそういうお答えかなと思つたんです。

今、議論を聞いていて、そんなに影響はないといふことは確かなんだろうと思ひます。

いろいろ心配した中で、きょう、農協からも話を聞いたんですが、岩手でも、短角牛を從来から私も話題に出していますが、やはり、牛肉自由化のときに、平成三年と平成十二年を比べると、関税が七〇パーから三八・五パーに下がつたときは、岩手全体の短角牛も二万八百五十九頭から四千六百三十七頭と激減していまして、当然いい影響があるわけはないことは確かなわけです。であるからこそ、与党の中でも、対策ということを検討しなきやいかぬという議論が出ているのだろうと思います。

ですから、飼料米をどんどんやろうという議論をする中で牛肉の関税を下げるというのは、やはりこれも、アクセルとブレーキがちょっとちぐはぐな政策ではないかなと思います。

これはこれとして、ちょっと事実をお伺いしたいのですが、酪農、畜産家の数と飼育頭数の数、これは近年どのような推移になつてますでしょうか。

○ 佐藤政府参考人 お答えいたします。

まず、酪農経営でございますが、平成二十年から平成二十五年までの間でございますが、戸数は、平成二十年二万四千戸だったわけでございますが、二十五年には約一万九千戸に減少しております。飼養頭数につきましては、平成二十年が百五十三万頭だったものが、二十五年には約百四十二万頭というふうに相なつてているところでござります。

また、肉用牛経営でございますが、肉用牛経営のうち、いわゆる繁殖経営、子牛をとる経営でございますが、これにつきましては、平成二十年が七万戸だったものが、平成二十五年には五万三千戸、飼養頭数は、六十七万頭だったものが六十二万頭というふうになつております。

肥育経営につきましては、平成二十年一万七千戸だったものが、二十五年が一万四千戸、飼養頭数は、平成二十年百八十四万頭だったものが百十六万頭に減少しております。これらの戸数あるいは飼養頭数の減少は、高齢化や後継者不足等によるものと考えているところでございます。

○畠委員 ありがとうございました。

これを見ると、経営規模の拡大といふか、構造改革はある程度だらかに進んでいるという反面、絶対母数ですね、特に百五十三万頭から百四十万頭でしたかと飼育頭数が減つていていうことで、結局、自由化が日本の飼育頭数があなたのなかで、自然体でも、近年、実例として飼育頭数が減つていて、だから、飼料米をふやすということはいいとは思いますが、そことの見通しからすると、飼料米の需要が思つたほどふえるのかどうかです。

このよくな中で、主食用米から飼料用米への転換が順調に進むという根拠、見通しを、大臣、お答え願いたいと思います。

○林國務大臣 このあくまでマクロの数字、全体の数字ということですが、今、畜産の現況についてのお話がありましたけれども、輸入されてい

るトウモロコシが大体約一千万トンでございまざいます。したがつて、これと同等の栄養価といふうに申しますが、これと同等の栄養価といふうに申しますが、これが評価をされておりますので、価格で遜色のない供給ができるということになると、従来から申し上げているような四百五十万吨の潜在的な需要があるということでござります。これは、現在の技術的な水準を加味して、牛、豚、鳥、それぞれ割合を計算しているといふところでござります。

したがつて、四百五十万吨のうち足元で十八万トン、こういうことでございまして、そしてそれに加えて、新たな畜産農家からの要望が七万三千トン、こういう数字が前提としてございまして、この潜在的な四百五十万吨がどういうふうに推移していくかというのは、先ほどの全体の数字を見ながらだらかに進んでいくかというのでは、このうちの十八万なり七万五千トンの議論を今はしているということでございます。

○畠委員 ということは、絶対数の母数は、そういう前提の中で、トウモロコシからどうやって切れりかわっていくか、そのところなのだろうと思ひます。

そういうことで、飼料米の充実加算といふことお金は出しているということで、価格競争力は遜色ないようにしていくことなわけですが、こなれもこの委員会で何回も議論があつたんですね。それで、これからはこういう酪農を生かした地産地消、地域活性化ということが必要なんだろと思ひます。

こういうことをするに当たつては、そういうことで耕畜連携の一萬三千というのも入つていて、今も含めて、使いでよくすることも含めて、まさにこういうパッケージとしての政策支援をしていく必要がありますが、これが地域活性化からも有益ではないかと思つておりますが、いかがお考えでしょうか。

○江藤副大臣 先生のおつしやるとおりだと思います。

我が富崎県は、稻わらが大量に必要なわけなんですね。しかし、なかなか稻わらが十分地域で自給ができなくて、今は中国の大連から輸入をしているわけであります。中国で一たび病気が起こると、あつという間にとまってしまいまして、国内の敷きわらから肥料に至る粗飼料がもう足りなくなってしまうというのが、今の日本の畜産の屋

申し上げられないのですが、若干、危うい部分の試算もあるかなという気がします。

次に、ちょっと質問したいんですけど、そういうことで、飼料米を使うということはいいことだと思います。酪農、畜産家に対して売るという意味での飼料米の需要発掘ということはもちろん大前提なんですが、私は、飼料米の活用で、いいと思うのは、地域おこしななるということだと思います。

要は、田舎で、耕畜連携というのがありますから、どんどん酪農、畜産を盛んにしていくついたり、そして飼料米を植えて、地域の中で回るシステムをつくれるわけですね。飼料米をたくさん不作付地にも植えて、飼料米をとつて、地元の酪農、畜産を使って、わらとか堆肥にするということもありますし、牛から出た排せつ物はバイオマス発電とかあるいは肥料にできる。そういうことで、これからはこういう酪農を生かした地産地消、地域活性化ということが必要なんだろと思ひます。

こういうことをするに当たつては、そういうことで耕畜連携の一萬三千というのも入つていて、今も含めて、使いでよくすることも含めて、まさにこういうパッケージとしての政策支援をしていく必要がありますが、これが地域活性化からも有益ではないかと思つておりますが、いかがお考えでしょうか。

○佐藤政府参考人 お答えいたします。

今先生の方から御質問ございました、水田活用の直接支払交付金におきまして、ホールクロップサイレージ、WCSでございますが、稻や何かを使うわけでございますが、それに対する助成につきましては、これまでと同様、十アール当たり八

万円を措置しております。

この考え方、WCSにつきましては、穀粒を収穫するものではなくて、全体をロールということです立て上げますので、密度、水分等によつて重量が変わつてしましますのですから、なかなかこれは数量払いには適さないという判断のものとに、面積払いを継続することとしたところでございます。

○畠委員 ありがとうございました。

確かに、地元でそのところの疑問がありました。確かに、おっしゃるところ、従来のやり方、数量ではなくて、面積でやつていくということが合理的だと思います。引き続き、そういう形で、別の論点を質問させていただきます。

今回のゲタ対策、ナラシ対策なんですが、対象農業者は面積要件を設けないという中で、認定農業者、集落営農、認定新規就農者などということにするといふことです。特にこの認定農業者の認定基準と、これは從来議論が出ていますが、対象農業者は面積要件を設けないといふことによって、かなり限定するのかどうかというさじ加減が出てくるわけだと思います。

端的には、意欲と能力のある農家にしつかり配慮して、規模にかかわらず、こういう農家がしっかりと拾われるようになければいけないと思うんですが、そのところの認識はいかがでしょうか。

○林務大臣 認定農業者制度は、効率的かつ安定的な農業経営を目指しまして、年間の農業所得及び年間労働時間の目標、こういうものを含む経営改善の方向等を内容とした五年間の経営改善計画を作成した農業者を市町村が認定する、こういふ仕組みになっております。

農業経営改善計画の内容が市町村の基本構想に照らして適切なものであるかという審査等を行うことになるわけでございますが、委員がまさにおつしやつていた大いたように、規模は小さくても、人をいるわけです。願わくは、日本酒も和食の振興とともに育つてほしい、そういう努力をされてゐるのは存じておりますが。

も、収益性の高い作物を取り入れた複合経営や、販売、加工など六次産業化に取り組むことで所得を上げていこう、こういうような意欲のある農業者は認定されることになるわけあります。

したがつて、意欲と能力のある農業者であれば、幅広く認定農業者になり得るものとも考えておりまして、各市町村におかれても、経営規模、年齢の要件を設けたりすることなく、意欲と能力のある者を幅広く認定するよう徹底をしてまいりたい、こういうふうに思つております。

○畠委員 ありがとうございました。

これは予算の総額の関係も含めて決まつてくるんでしようが、まさに意欲と能力のある農家をしっかりとやついていただくという形での運用をよろしくお願ひします。

次に、ちょっと輸出の話を私もさせていただきたいんですが、輸出という場合、例え米を例にとつていうと、おいしい米を輸出する、品質が日本米はいいんだから、それで売つていいこうという話がよく出ます。私は、こういう素材を売るといふことは、どんなに価格を下げたとしても、日常生活ですから、そんなに見えるといふものではないかなという気がしていまして、輸出戦略としては、ちょっと理想論かなと思つております。

その場合に、これも前回の参考人質疑である先生が言つたんです。やはり付加価値をつけて輸出することを考える。付加価値プラスブランド化ですね。米であれば、まさに米を使った日本酒をふやしていく、そういう輸出戦略が必要じやないかという話ををしておられました。

ワインなんかを見ても、外国は、何もブドウを

える、それを重点化していく方向で考へるという

のが私は合理的だと思うんですが、日本はそこまで至らないものですから。

ただ、将来ソフトランディングしていくために

いうふうな形をしつかりやつていくといふか、むしろそういうのを重視していくという形で考えるべきだと思いますが、いかがでしようか。

○小里大臣政務官 例示をいただきました日本酒につきましては、輸出額が現状九十億円、米菓は三十億、そして精米は七億となつております。米関連でいえば、日本酒が有力な輸出品目となつているところであります。

昨年八月に、農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略を策定して、現状百三十億円の米、米加工品の輸出額を、二〇二〇年に六百億円とする目標を立てるところであります。

特にまた、今後、輸出の大幅な拡大が期待できる日本酒につきましては、平成二十六年産米から、日本酒の生産増に伴う酒米については生産数量目標の枠外として、すなわち生産数量目標とは関係なく生産をふやせるとしたところでございます。例えば、主力の山田錦などは一俵二万円で売れていると伺つてあるところであります。生産者の所得拡大のためにもしっかりと推進をしてまいりたいと思います。

日本産米の輸出拡大に向けて、日本食文化の普及などを通じたメード・バイ・ジャパンの取り組み等を通じ、日本食の食材としての日本産米の需要拡大につなげていきますとともに、メード・イン・ジャパンとして、今後増加が期待される日本酒、包装米飯等の米加工品の輸出拡大を促進してまいります。

○畠委員 できるだけ輸出もしながら、需給を引き締める、価格を支えるということも必要だと思います。

例えば、EUとかヨーロッパ、アメリカもそうですが、国内価格が下がつてくると、安くなるわけですが、改革によつて農家がもらえる額が減つていくのはけしからぬということになるわけです。

結局は、お金の出し方の考え方にはすぎないといふ形になるのだろうと思います。逆にトータルで変わると、とんでもないことでは、また追及されると、その部分のお金は減らす、交付金を減らすこと、これがシンプルだ。農業の経営と生業を支えている。すばつと分け切れるものかどうかといふ疑問があります。

そして、もう一つは、産業政策、構造改革として、その部分のお金は減らす、交付金を減らすこと、これが地域も支えることになる。そこはそういうことで、あえて分けていいからわかりやすいのですね。政府の方は、地域政策と産業政策を分けている。すばつと分け切れるものかどうかといふ疑問があります。

そこで、もう一つは、産業政策、構造改革として、その部分のお金は減らす、交付金を減らすこと、これが地域も支えることになる。そこはそういうことで、あえて分けていいからわかりやすいのですね。政府の方は、地域政策と産業政策を分けている。すばつと分け切れるものかどうかといふ疑問があります。

私は、地域政策と産業政策を分けることにどうしても違和感を持つております。理屈はそうなんですかれども、かなり技巧的に過ぎるんじゃないかなという気もしております。野党案は、結構、そこはシンプルだ。農業の経営と生業を支えている。すばつと分け切れるものかどうかといふ疑問があります。

次に、また今回の農政改革に戻ります。

私は、地域政策と産業政策を分けることにどうしても違和感を持つております。理屈はそうなんですかれども、かなり技巧的に過ぎるんじゃないかなという気もしております。野党案は、結構、そこはシンプルだ。農業の経営と生業を支えている。すばつと分け切れるものかどうかといふ疑問があります。

ここで本当は合理的なんですが、日本はそこまで至らないものですから。

ただ、将来ソフトランディングしていくために

は、やはりいろいろな輸出の方法を考えて、輸出をやすということは必要なことなんだろうと思われます。そういう問題意識からお伺いしました。

ぜひとも輸出振興を、あらゆることを、製品化も含めて考へていただければと思います。

なくなつたので大所高所の議論はやめておきますが、人が減つていつた場合に、それでも農地を維持しなければいけないという中で、耕作放棄地がやはり心配になつてくる。ここをどうやってやつていくかというのは本当にポイントになると思いますので、これからもしっかりとここは議論させていただきたいと思います。

時間が参りましたので終わります。ありがとうございました。

○坂本委員長 次回は、明十七日木曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時十分散会